

第百八十六回国会 衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十二号

平成二十六年四月二十三日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 塩谷 立君

理事 宮下 一郎君

理事 渡辺 博道君

理事 今井 雅人君

理事 秋元 司君

理事 石崎 徹君

理事 越智 隆雄君

理事 勝俣 孝明君

理事 白石 徹君

理事 菅原 一秀君

理事 田中 良生君

理事 辻 清人君

理事 根本 幸典君

理事 細田 健一君

理事 宮崎 謙介君

理事 八木 哲也君

理事 枝野 幸男君

理事 武正 公一君

理事 伊東 信久君

理事 丸山 穂高君

理事 三谷 英弘君

理事 塩川 鉄也君

鈴木 淳司君

山際大志郎君

田嶋 要君

江田 康幸君

穴見 陽一君

小田原 潔君

大見 正君

佐々木 紀君

新開 裕司君

瀬戸 隆一君

武村 展英君

富樫 博之君

福田 達夫君

宮内 秀樹君

村井 英樹君

山田 美樹君

岸本 周平君

寺島 義幸君

木下 智彦君

國重 徹君

小池 政就君

經濟産業大臣 茂木 敏充君

經濟産業大臣政務官 田中 良生君

政府参考人 (総務省大臣官房房地域力創 造審議官) 関 博之君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 下川真樹太君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 大菅 岳史君

政府参考人 (文化庁長官官房審議官) 作花 文雄君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房地域 經濟産業審議官) 加藤 洋一君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議 官) 宗像 直子君

政府参考人 (經濟産業省經濟産業政策 局長) 菅原 郁郎君

政府参考人 (經濟産業省通商政策局長) 鈴木 英夫君

政府参考人 (經濟産業省貿易經濟協力 局長) 横尾 英博君

政府参考人 (經濟産業省商務情報政策 局長) 富田 健介君

政府参考人 (資源エネルギー庁長官) 上田 隆之君

政府参考人 (資源エネルギー庁廃炉・ 汚染水特別対策監) 糟谷 敏秀君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネ ルギー・新エネルギー部 長) 木村 陽一君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ ガス事業部長) 高橋 泰三君

政府参考人 (中小企業庁長官) 北川 慎介君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審 議官) 山本 哲也君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審 議官) 大村 哲臣君

参考人 (東京電力株式会社代表執 行役社長) 廣瀬 直己君

經濟産業委員会専門員 乾 敏一君

委員の異動 四月二十三日

辞任 石崎 徹君

越智 隆雄君

福田 達夫君

宮崎 政久君

近藤 洋介君

辻元 清美君

同日 小田原 潔君

新開 裕司君

瀬戸 隆一君

村井 英樹君

武正 公一君

寺島 義幸君

同日 宮内 秀樹君

補欠選任 石崎 徹君

福田 達夫君

宮崎 政久君

宮内 秀樹君

近藤 洋介君

辻元 清美君

同日 宮内 秀樹君

補欠選任 越智 隆雄君

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第 六五号)(参議院送付)

電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提 出第四四号)

經濟産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○富田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、参議院送付、特許法等の一部を改正 する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る十八日質疑を終局い たしております。

これより討論に入るのでありますが、討論の申 し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、特許法等の一部を改正 する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○富田委員長 起立総員。よつて、本案は原案の とおり可決すべきものと決しました。

○富田委員長 ただいま議決いたしました法律案 に対し、宮下一郎君外五名から、自由民主党、民 主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党、み んなの党及び結いの党の六派共同提案による附帯 決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。田嶋要君。

○田嶋委員 ただいま議題となりました附帯決議 案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御 説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

特許法等の一部を改正する法律案に対す る附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点につい て適切な措置を講ずべきである。

一「特許異議の申立て制度」の創設に当たつて は、現行の特許無効審判との関係が複雑化する おそれがあることから、両者の相違点等につ いて国民に対して分かりやすく周知すると ともに、本改正の趣旨に反して特許無効審判 と併存することに伴つて解決までの期間が長 期化するものないよう、迅速な紛争解決の ための運用に努めること。

二「意匠の国際登録に関するハーグ協定の ジュネーブ改正協定」に基づく意匠の国際登

録出願制度の導入に当たっては、利用者に対し、手続内容や留意事項についてガイドラインの公表等を通じて周知徹底を図るとともに、意匠法及び関係法令との整合性の確保や我が国の制度利用者の利便性の向上を図るため運用面を含め適切な措置を講じること。

三 色彩や音といった新しいタイプの商標の保護対象への追加に当たっては、権利範囲の特定方法や登録要件について早急に具体的な基準を策定するとともに、今回の改正で保護対象とならなかった対象についても、今後のニーズの高まり等を踏まえて保護対象への追加に向けた検討を進める等、グローバル化へ対応するための企業の多様なブランド戦略を支援していくこと。また、地域団体商標の登録主体の拡充に当たっては、各地域の期待の高まりや同制度の地域活性化に果たす役割に鑑み、地域ブランドの積極的な運用のための体制の強化を図ること。

四 出願前の発明に関する弁理士の相談業務の明確化に当たっては、利用者の利便性向上の観点から、相談内容に応じて弁理士や中小企業診断士等他の専門家との連携を図るとともに、研修等の充実を通じ、弁理士の更なる資質向上を図ること。

五 「世界最速・最高品質」の特許審査の実現に向けて、平成三十五年度までに「特許の権利化までの期間」と「一次審査通知までの期間」を大幅に短縮する旨の新たな目標が設定されたことも踏まえ、審査官の増員を含め一層の審査体制の強化を図るとともに、新興国の特許文献の提供など、「世界最高の知的財産立国」の実現に向けた取組を強力に推進すること。

六 知的財産の裾野を拡大する観点から、中小企業の知的財産活動を支援するため、「知財総合支援窓口」の一層の強化拡充を図るとともに、海外展開を指向する中小企業の知的財

産の権利化及び模倣品対策に係る支援策のさらなる強化を図ること。

七 システム開発の発注者としての能力向上、外部人材の活用などにより、「特許庁業務・システム最適化計画」(平成二十五年三月十五日)の着実な実施を行い、経済活動のグローバル化や新興国の知財大国化等の環境変化や産業界の知財活動の活発化、多様化に対応できるよう特許庁システムの改善、強化を図ること。

以上であります。
附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○富田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富田委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、茂木経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。茂木経済産業大臣。

○茂木国務大臣 ただいま御決議のありました本法案の附帯決議につきましては、その趣旨を尊重してまいりたいと考えております。

○富田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○富田委員長 次に、経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として総務省大臣官房地域力創造審議官関博之君、外務省大臣官房参事官下川眞樹太君、外務省大臣官房参事官大菅岳史君、文化庁長官官房審議官作花文雄君、経済産業省大臣官房地域経済産業審議官加藤洋一君、経済産業省大臣官房審議官宗像直子君、経済産業省経済産業政策局長菅原郁郎君、経済産業省通商政策局長鈴木英夫君、経済産業省貿易経済協力局長横尾英博君、経済産業省商務情報政策局長富田健介君、資源エネルギー庁長官上田隆之君、資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監糟谷敏秀君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長木村陽一君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長高橋泰三君、中小企業庁長官北川慎介君、原子力規制庁長官官房審議官山本哲也君及び原子力規制庁長官官房審議官大村哲臣君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。枝野幸男君。

○枝野委員 おはようございます。

前回の一般質疑では最後に広域的なガスパイプラインの質問をさせていただきましたが、きょうはまず電力の広域的な送電網についてお尋ねをしたいと思っております。

この後、電気事業法の改正が議論になってまいりますが、これを進めるに当たっても、広域的な送電システムの強化は大きな意味を持つていと思っていますし、何といたしても、自然エネルギー発電を推進していくに当たっては、先日、風力について取り上げられておりましたが、特に風力発電については送電網がしっかりと充実されていかないと、それがネックになりかねない。今後風力発電について期待される、風が年間を通じて一定に強く吹くような地域の多くが、送電能力に乏しい地域にあるということでございますので、これは大変重要なことであると思います。

さらに言うと、広域的な電力融通を図ることで電力供給の安定性というのは高まってまいります。これは、五十ヘルツと六十ヘルツが分かれているところ、この間の断絶がよく注目をされますけれども、実はむしろそれ以上に問題になるのは、本州と北海道との間、そして本州と九州との間の送電能力、この方が解決が相対的には容易であると同時に、ネックになり得るリスクのあるポイントではないかと思っております。

ただ、従来の地域割りの電力会社の立場から見れば、そこを越えたような送電網であるとか、あるいは、今後、従来の電力会社以外が多く行っていくと思われる風力発電に備えた送電網を引くようなことは、個別の電力会社からすればインセンティブにならない分野であります。

民間でできることは民間でという言葉がありましたが、民間だけではできないのがこの送電網の強化、特に今求められている部分での強化ではないかというふうに思っております。

そうした観点から何点かお尋ねしたいと思えます。

まず、風力発電に対応する送電網の現状がどうなっているのか。特に、風力発電に適した場所の多い北海道それから東北地方の北西部において、現状では、風力発電が今後どの程度伸びるまでは対応可能なか。あるいは、今後、風力発電の伸びに対応して、こうした地域における送電網の増強の計画や見通しがどうなっているか。これは、

送電システムの強化は大きな意味を持つていと思っていますし、何といたしても、自然エネルギー発電を推進していくに当たっては、先日、風力について取り上げられておりましたが、特に風力発電については送電網がしっかりと充実されていかないと、それがネックになりかねない。今後風力発電について期待される、風が年間を通じて一定に強く吹くような地域の多くが、送電能力に乏しい地域にあるということでございますので、これは大変重要なことであると思います。

さらに言うと、広域的な電力融通を図ることで電力供給の安定性というのは高まってまいります。これは、五十ヘルツと六十ヘルツが分かれているところ、この間の断絶がよく注目をされますけれども、実はむしろそれ以上に問題になるのは、本州と北海道との間、そして本州と九州との間の送電能力、この方が解決が相対的には容易であると同時に、ネックになり得るリスクのあるポイントではないかと思っております。

ただ、従来の地域割りの電力会社の立場から見れば、そこを越えたような送電網であるとか、あるいは、今後、従来の電力会社以外が多く行っていくと思われる風力発電に備えた送電網を引くようなことは、個別の電力会社からすればインセンティブにならない分野であります。

民間でできることは民間でという言葉がありましたが、民間だけではできないのがこの送電網の強化、特に今求められている部分での強化ではないかというふうに思っております。

そうした観点から何点かお尋ねしたいと思えます。

まず、風力発電に対応する送電網の現状がどうなっているのか。特に、風力発電に適した場所の多い北海道それから東北地方の北西部において、現状では、風力発電が今後どの程度伸びるまでは対応可能なか。あるいは、今後、風力発電の伸びに対応して、こうした地域における送電網の増強の計画や見通しがどうなっているか。これは、

送電システムの強化は大きな意味を持つていと思っていますし、何といたしても、自然エネルギー発電を推進していくに当たっては、先日、風力について取り上げられておりましたが、特に風力発電については送電網がしっかりと充実されていかないと、それがネックになりかねない。今後風力発電について期待される、風が年間を通じて一定に強く吹くような地域の多くが、送電能力に乏しい地域にあるということでございますので、これは大変重要なことであると思います。

さらに言うと、広域的な電力融通を図ることで電力供給の安定性というのは高まってまいります。これは、五十ヘルツと六十ヘルツが分かれているところ、この間の断絶がよく注目をされますけれども、実はむしろそれ以上に問題になるのは、本州と北海道との間、そして本州と九州との間の送電能力、この方が解決が相対的には容易であると同時に、ネックになり得るリスクのあるポイントではないかと思っております。

まず政府参考人からお答えください。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

風力発電に対応しております送電網の現状、それから今後の整備計画等々でございます。

御案内のとおり、風力発電に適する、立地可能な場所というのは、風況がよくなければいけないということ、北海道や東北というところに実際上は偏っているということでございます。他方で、こうした地域は人口が少ないということで送電網が脆弱でございます。

現状を申し上げますと、風力発電の受け入れ可能量というのについて、既存設備も含めまして、北海道電力管内では五十六万キロワット、それから東北電力管内では二百万キロワットと公表されているところでございます。この五十六万キロワットのうち既に連系が行われているものの数字を申し上げますと、この三月末の時点で約三十二万キロワットという状況でございますし、東北電力管内二百万キロワットの可能量のうち既に連系が行われている量は、同じく約六十二万キロワットという状況にあるわけでございます。こうした風力発電をさらに拡大していくためには、送電網の整備が不可欠であると考えております。

私も経済産業省といたしましては、この送電網の整備実証事業ということを現在実施しております。この事業は、技術面あるいは事業面でもリスクが高いということから、実際にその地で風力発電事業を行いたい事業者が出資をいたしましたし、リスクを負って送電網の整備と実証を行う取り組みに對しまして、政府といたしまして、平成二十五年度から財政面も含めて支援をしており、平成二十六年の予算でいいますと、約百五十億円の予算を用意させていただきます、二分の一補助でこうした事業者を応援させていただきますと考えてございます。

その進捗状況でございますが、平成二十五年度の予算におきましては、北海道がこの事業を開始いたしました。商社あるいは風力発電事業者などが出資する二事業者が昨年十月に採択をされました。

て、現在、送電網の整備実証に向けて、開発可能性に関する詳細な調査を行っているところでございます。今後は、早期に調査を終了いたしまして、送電網の設計、整備の段階に取り組みを移していくという予定になっております。

また、平成二十六年の予算におきましては、北海道における事業をさらに継続していくということに加えて、新たに東北におきましても補助対象事業者の公募を行っていくことを考えております。

こうした取り組みを進めることによりまして、我が国におきましても風力の導入を進めるための環境整備というを行ってまいりたいと考えているわけでございます。

○枝野委員 もう一つ、いわゆる北本連系線と言われる北海道と本州との間の送電能力、それから本州と九州の間の送電能力、これが従来どれぐらいの能力があつて、今後どうなっていく見通しであるのかといったことについて、政府参考人の方にお答えください。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。まず、現在の設備容量でございますけれども、北海道本州間の連系設備であります北本連系線は六十万キロワットでございます。それから、本州九州間の連系設備になる関門連系線は五百五十六万キロワットとなっております。

それから、今後の増強計画でございますけれども、北本連系線につきましては、北海道電力が二〇一九年三月の運用開始を目標に現行の六十万から九十万キロワットまで三十万キロワットの増強を行うこととしておりまして、現在、着工に向けて準備を行っているという状況でございます。

また、関門連系線につきましては、現在のところは具体的な増強計画はございませんけれども、平成二十四年六月に緊急時の運用容量の拡大を認めるという運用の見直しを行ったところでございます。

○枝野委員 関門の方は量的に多いのは今のお話でわかったんですが、最後のところで御説明され

た部分、特に二〇一一年、一二年ぐらいのときには、その間の送電の余力が十分ではないので電力不足が心配だといったことが今の最後に話された対応で十分よくなったという趣旨だと思ふんですが、ちょっと具体的に説明してください。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

二〇一二年の二月に九州電力管内で電源の脱落がございました、そのときに緊急的な容量の不足がございましたので、それまでは三十万キロワットの運用をしておりましたけれども、これを現在では約六十万キロワットの運用容量に拡大してございます。

○枝野委員 今のお話で、関門の方は運用の見直しもしたこと、どこかの電力会社で局地的に電力不足が生じたとしても、九州から本州に送ったり、逆に九州が足りなくなつたら九州に送つたりということについては十分かつたような不安はなくなつてきているというふうに理解をしました。が、北本の方は六十万しかありません。しかも、ふえる計画があつても三十万しかありません。しかも、ふえることを考えると、特に、当面の安定供給はもうろんですけれども、今後北海道で風力がふえていって、もしも北海道の中でしか使えないよということでは、多分、余力という潜在力に比べて、なかなか発展の見通しが立ってにくいところもあるのではないかと私は思います。

北海道の風の適地でどんどんやっていただいたものが本州にもどんどん送られてくるという構造が必要だと思ふます。また、そもそもその地域における送電網も、今支援は始まつていけるけれども、まだまだ十分ではないと思ふます。

この問題は、電力システム改革を今後どう進めていくにしても、安定供給の観点、そして自然エネルギーの増大に向けて重要な課題であることは大臣も十分認識をされていると思ふますが、今後の方針や決意についてお尋ねをしたいと思ふます。

特に、送電網の強化については、先ほど申しましたとおり、個別の企業、電力会社からすれば、

自社の利益だけ考えたら、必ずしもそこに投資をすることが合理的と言えるかどうかという部分がありますから、逆に、ちゃんとしたものをつくつて、そこに例えば風力発電所がつかつたりすれば、そこについての使用料を取ることで、出したお金が真水で全部使われてしまうという話ではない、今後回収できる。そういう意味では、民間資金も使えるでしょうし、公的なお金も、真水じゃなくても使いようがあるという部分だろうと思ふます。

ただ、なかなか長期にわたつて安定的にお金を確保するという、金融面でしつかりとしたお金が調達できるのかとか、長期にわたつての事業ですから、既存の電力会社以外のところにとつては、なかなか長期にわたつての事業計画でこういうことに投資していくことは困難なところもある。そういうことを考えると、いろいろとうまくやれば、真水での税金をそれほど使わなくても、国としてもつともバックアップができる余地があるのではないかと私は思います。

そうしたことも含めて、大臣の決意と方針をお聞かせください。

○茂木国務大臣 今後、再生可能エネルギーの導入を拡大していくためには、太陽光はもうろんでありますが、委員から御指摘をいただいた風力発電等に一層力を入れていくことが必要であります。

御指摘のように、我が国では、風力でいいますと、風況がよく大規模な風力発電の立地可能な場所が北海道であつたりとか東北に偏っている。これはドイツでも、消費地はバイエルンの方にあるんですけれども、実際に風力発電ができるのは、北の、昔のプロイセンの方になつてくるということ、送電網の整備等もドイツでは図られているところでもあります。こういった消費をする地域と発電をする地域の送電網の強化が不可欠な課題であると考えております。

そこで、まず、地域内の送電網を整備実証する風力発電事業者を支援する補助事業、平成二十五

年度、二十六年、F S調査等々も行つてきてい
るところであります。

現在の地域間連系線の強化の計画につきまして
は、先ほど政府参考人から答弁をさせていただ
いたところですが、例えば、ことしの夏の電
力需給の見通し、四月の末ぐらいには見通しそ
ものはお示しできるのではないかなと思いま
すが、御案内のとおり、地域において相当ばらつき
が出てまいります。恐らく、ことしだけではな
く、今後もそういったことがあるのではないかな
というのを考えると、単に北北連系であつたりと
か東西の周波数変換設備だけではなく、全国レ
ベルで今後どうするかということも考えていか
ないといけないと思つております。

加えて、電力システム改革を進める上でも、送
電網整備は、地域を越えた電力取引の拡大によ
り、全国レベルで低廉な電源の方から活用するこ
とによつて電気料金の抑制に寄与するというこ
とと同時に、災害時を含む電力需給の逼迫の際の安
定供給の確保にも寄与するものである、そのよう
に考えております。

昨年十一月に改正をされました電気事業法、こ
れが電力システム改革の第一弾ということになる
わけですが、ここで広域的運営推進機関が
設立をされることになりまして、この広域的運営
推進機関が中心となつて、電力の広域的な運用を
拡大するための地域間連系線の送電網の強化を
進めることとしております。

この点につきましては、四月十一日に閣議決定
をいたしました新しいエネルギー基本計画におき
ましても、政府が示す政策方針に基づき、広域的
運営推進機関が中心となつて地域間連系線の送
電網の強化を進めていくこととしておりまして、
国として、政策上必要な地域間連系線の広域的
な送電網の強化を進めていきたいと思つておりま
す。

確かに、個々の事業者に任せているだけでは、
なかなか、外部不経済といえますか、どうしても
こういった送電網を、今まではそれぞれ縦割りと

いうか地域独占でやつてきたわけですから、それ
を外に延ばそうというインセンティブが働かな
い、委員御指摘のとおりだと思つております。

その点、やはり先ほど申し上げたような、地域
内の送電網整備実証事業等を通じて事業リスクを
低減させることによつて民間の投資を喚起する、
こういった政策を国としてしっかりとつていくこ
とが、まさに電力の安定供給であつたりとか、で
きる限り電気料金を抑制した形でそれを達成して
いく上で極めて重要な課題である、このように考
えております。

○枝野委員 ぜひ積極的、具体的に進めていつて
いただければというふうに思います。

ここから先の話は、多分認識が若干違うかもし
れないのでお答えは結構なんですが、当面、足元
での電力不足に対応と。二〇二二年のときは夏も
冬も冷や冷やしなが、大丈夫かなと思いまし
た。大分、夏については対応が、あのころに比べ
ればいろいろな意味で余力が出てきていると思
いながら見ているんですが、やはりまだ冬の北海
道は相当冷や冷やすることが、今野党の立場から
見ても、この冬も何回か感じました。やはり
ここは、北北連系線が早く十分に強化されるだけ
で冬の北海道の最悪のリスクということは解消で
きると思ひますので、ぜひこの辺も含めてよろし
くお願いをいたします。

二点目。先日ミヤンマーについてお尋ねをい
たしました。私自身、この後、ゴールデンウィー
クに野田前総理などと一緒にミヤンマーにまた
行つてこようと思つておりますので、この件につ
いてちよつと具体的なところを確認した上で行か
せていただきたいと思つております。

まず、日本も関与して、ミヤンマーの開発の大
きな目玉であるティラワの工業団地、これの一期
工事と言つていいんでしょうか、最初のエリアの
工事が進んでいる。何割ぐらい進み、今どのよう
な状況なのか、いつごろ完成して、いつごろに最
初の工場が稼働する見込みか、政府参考人の方か
らお答えください。

○横尾政府参考人 お答え申し上げます。

ティラワの第一期分約二百ヘクタールの工場の
状況でございますが、現在、土地の造成工事はほ
ぼ完了しております。雨水の排水設備の設置、あ
るいは道路の舗装工事等を始めておりまして、設
備工事を含む開発工事全体の進捗率は、今週初め
の時点で、金額ベースで一八%という状況でござ
います。これから、来月に給排水設備、さらには
十一月には配電設備について着工の予定でござ
います。

今後、雨季の雨量等によつて変更はあり得ま
すが、来年五月には全ての工事が完成をする見込
みでございます。

それから、入居企業の稼働見込み状況でござ
います。現在、ミヤンマー政府とこの工業団地の
運営会社との間で土地リース契約の調整を行つて
おります。当初、今月中の予定でございました
が、若干ずれ込んで、来月から正式に販売開始の
予定になってございます。したがしまして、企業
によつては早ければ来年六月ごろには工場の操業
が可能になるという見通しを持っております。

○枝野委員 やはりこれは、具体的にそこに工場
が建ち、日本を初めてとして世界に名の通った企業
が出てきたということになると、ミヤンマーの国
民の皆さんも、なるほど、民主化をするという
いいことがあるんだなということにつながつ
て、民主化を後押しすることにもつながっていく
んだと思ひますので、もちろん、気候の問題と
か、この後申し上げるいろいろな障害があるのは
よくわかつておりますが、しっかりと後押しをし
ていただきたいと思ひます。

来年、早ければ六月にも工場が稼働しそうだ
という流れの中で、どうなんでしょう、日本企業は
どの程度この工業団地に進出をしようとしている
のか。もちろん、正式な契約交渉になつていない
わけですからお答えできる範囲は限られてい
ると思いますが、当然、経産省としてあるいはジェ
ットを通じていろいろな形で相談をしているわけ
ですから、個別企業の企業秘密を害しない範囲内

お答えできることについてお答えいただければと
思います。

○横尾政府参考人 昨年来、日本企業からティ
ラワの工業団地への進出表明がなされておしま
して、また、先月、ジェトロ主催のティラワSEZ
投資ミッションに参加した四十六社の日本企業
のうち数社から早期進出の表明があつたという状
況でございます。

昨日時点におきまして日本企業二十二社から進
出の関心表明があつたと聞いておりまして、順調
に進んでいるというふうに認識をしております。
加えまして、アジアや欧州の外国企業十一社も関
心を表明していると聞いております。

○枝野委員 関心を示す企業が順調に出てい
るとは結構なことだと思ひます。とはいいな
がら、いろいろな障害という問題、課題があるの
も間違いないと思ひます。

二つ側面があると思つていまして、ティラワ工
業団地固有の問題点、それからもう一つ、全体と
してのミヤンマーに経済進出をするに当たつての
問題点、両方の側面があるんだと思ひますが、ど
ういったところが日本企業が進出に当たつてち
やうしょちゃうんじゃないかなという要因にな
っているのか、そういったことについて御説明くだ
さい。

○横尾政府参考人 日本企業のミヤンマー進出に
当たつての課題でございますが、第一に、電力を
初めとする基礎インフラの不足でございます。こ
れにつきましては、円借款等を活用いたしまし
て、電力、道路、港湾といったインフラの整備を
迅速に進めてまいりたいというふうに考えており
ます。

第二に、法制度及びその運用の問題、特にその
不明確さあるいは手続の遅さでございます。例え
ば、会社設立などに必要な諸手続が不明確で、進
出企業の不安材料になつていという話を聞いて
おります。また、二〇二二年十二月に外国投資法
ができましたけれども、これに基づく投資許可の
取得で例えば四、五カ月かかるといった問題もあ

りますし、ビザの取得あるいは通関にも時間がかかるという課題を伺っております。

そのほかにも税制、送金規制あるいは外国企業向けの公共料金の設定といった課題が挙がっておりまして、これらの諸課題については現地大使館等を通じて改善を働きかけているところでございます。

○枝野委員 そこで、今の課題の幾つかについて具体的に伺ねをしたいと思うんです。

一つは、ティラワに必ずしも固有とは限りませんが、特にティラワに進出するに当たった課題として、インフラ全般に問題があるわけです。特に、一つは電力の安定供給、それからもう一つはヤンゴンとの間の円滑な交通手段の確保、この二つが大変深刻という問題ではないかと思っております。

ヤンゴンとの円滑な交通手段については、ヤンゴンとの間を事実上橋一本でつないでいますので、私も工事が始まる前の段階でお訪ねをしたときに、その橋を通して、片側一車線ですし、大分傷んでいて古い橋だし、本当にこれ一本じゃだめだよねと実感を感じました。

電力の安定供給と、橋の問題を含むヤンゴンとの円滑な交通手段の確保についての改善に向けた状況を具体的に御報告ください。

○横尾政府参考人 ティラワへの電力供給の問題でございますが、昨年五月に供与を決定しました円借款によりまして、まず、配電線の整備によってミャンマーのナショナルグリッド、基幹送電網からの電力の供給を確保する。それから、五十メガワットのガス火力発電所の新設と、それに必要なガスを供給するガスパイプラインの整備。さらには、高圧送電線と受電変電所の整備によってロスを減らすことにより電力の安定供給を図ろうということ今取り組んでおります。

それから、ヤンゴンとの交通手段でございますが、まず、昨年末に円借款供与を表明いたしましたヤンゴンとティラワを結ぶ十キロメートルのアクセス道路については、現在、交換公文の調整を

しております。それから、委員御指摘の橋でございますが、今、ヤンゴンとティラワを結ぶ橋、タリン橋は確かに古くなっておりまして、新しい橋、バギー橋の建設について、現在JICAが協力準備調査というのを行っております。これはミャンマー政府側からまだ正式の要請は出ておりませんが、ミャンマー側の要望も踏まえまして、今後の円借款供与について検討していきたいというふうに考えております。

○枝野委員 特に橋の問題は、私がお訪ねをしたのは二〇一三年の一月だったと思いますが、そのころから、ここがネックだよねと。工業団地本体に幾ら我が国が支援をしても、ここがネックになつていて日本企業が十分に活動できません。大分時間がたつていて、これは後でお尋ねをするように、ミャンマー側の事情が大きいことは十分承知していますが、ぜひ積極的に、早く進むように、努力をさらに重ねていただきたいというふうに思います。

電力の方は、ティラワについては何とかしようということに進んでいることは今お答えをいただきましたが、ミャンマーは構造的に電力不足の状況です。

一つには、ガスの産出国でありながら、ガスそのものは海外に売って外貨を稼いでいるので、ガスそのものが足りないという側面もあるんですが、何といたしても、もともとそれなりに水力発電所とかがあったにもかかわらず、長い間ちゃんとしたメンテナンスがなされていない。それは送電網などについても言えるんじゃないかと思っております。

まず、こうしたところにあることとして、既存の発電所、特に水力発電所であればガスをどこから調達するかという問題はありませんで、水力発電所を中心に既存の発電所のメンテナンス、これは日本がある意味では一番得意とする支援かもしれない、こういった部分についての後押しを進めてきたものであります。

どの程度、どういった支援がなされて、どのような成果が上がったか。そして、今後はこういう

見通しということについて政府参考人からお答えをください。

○横尾政府参考人 委員御指摘のとおり、ミャンマーは電力の七割以上を水力発電に頼っておりますので、水力発電所のメンテナンスというのは特に重要な課題でございます。ミャンマーの主要な水力発電所でございますバルーチャン第二水力発電所につきましては、日本の無償資金協力によりまして、リハビリ、すなわち発電、変電設備の補修、更新というのを実施しております。加えまして、発電所の運用に係る運転保守の指導、あるいは定期点検、精密点検の実施方法に関する指導というのもあわせて日本企業が行っているところでございます。

そのほか、電力不足解消に向けましては、二〇一二年に緊急の無償資金協力で十三台のディーゼル発電機を供与しておりまして、これがヤンゴン市内、マンダレー地区等で稼働しております。

加えまして、昨年五月にヤンゴン市内の発電所、変電所のリハビリに百四十億円の円借款供与を決定しております。今、工事に向けた準備作業中でございます。加えて、ことしの三月に全国の基幹送電設備の整備のため二百五十億円の円借款供与を表明しまして、これは現在、交換公文の調整を行っているところでございます。

○枝野委員 ぜひ、さらにきちっと進めていただければと思いますが、ミャンマーに対する支援をしっかりとしていく上では、相手側、受け入れ側の体制整備といいますが、ソフトインフラの整備というのが大変重要であると思っております。

最近民主化をされて、それまで民主化されていなかった期間が非常に長かったわけですね。その中でも、幹部の方は非常に優秀であり真面目である、何とかこの国を早く発展させようと思ってい

らっしゃるし、多くの国民の皆さんも、この国の国民性は非常に真面目だと思っておりますが、何しろ長年トレーニングをしてこなかったということ

ことについては、やはりしっかりとした支援が必要だ。

教育水準は高かったけれども近代化システムになれていなかった、明治維新のころの日本みたいな側面があるんじゃないかと思っております。あのときは、明治の先人たちが欧米のいろいろなものを積極的に学び、あるいは、あちらからの指導を受けたことによつて、日本は急速に近代化を進めることができた。今、ミャンマーにとつては、あのときと同じように、いろいろな近代国家としてのシステムをしっかりと取り込んでいく、それを我々としてもしっかりとサポートしていくことが重要だと思います。

人的な協力や人材育成、こういった点についてどんな支援を進めようとしているのか。外務省と経産省、それぞれの立場から、できるだけコンパクトに御説明ください。

○大菅政府参考人 お答え申し上げます。御指摘のとおり、ミャンマーが改革を進める各分野におきましては、人材の育成や各種の経済社会制度の整備が大きな課題になっていると考えております。

我が国は、金融ですとか税関、運輸、通信といった経済分野ですとか、さらに医療、保健、教育、防災、こういった基礎生活分野において、いわゆる箱物ですとか機材の供与といったハード面の支援のみならず、各種規則や手続の整備、人材育成、こういった面での支援を専門家の派遣、研修等を通じて実施してきております。

今後も、ハード、ソフト両面にわたりまして、ミャンマーの改革努力や経済成長を後押しするために必要な支援を引き続き積極的に実施したいと考えております。

○横尾政府参考人 ソフトインフラ、特に産業人材、日本企業が進出する際のパートナーあるいは取引先となる現地企業の人材不足への対応というのが重要でございます。

このため、経済産業省におきましては、一般財団法人海外産業人材育成協会を通じて、現地

企業の経営層、それから実務の中核を担う中間管理層の育成を支援しております。主要産業である縫製業につきましては二〇〇八年から人材育成協力を行っておりますが、現在、さらにミャンマー商工会議所連合会とも連携をしまして、食品、機械、電機などの業種に拡大をしております。

また、政府系機関の能力向上ということも重要でございます。ミャンマーの国鉄に対しましては、インフラの運営・管理能力の向上のための研修というのを昨年度から実施してございます。

○枝野委員 鉄道なんかもなかなか大変らしくて、ヤンゴンの環状線は、山手線と同じ年にでき上がったものだけでも、その後のメンテナンスが全然違うので、山手線と比べるとなかなか状況がわかるよということ、実際に今回も時間があればちょっと乗ってこようと思ってるんですけども、ぜひそうしたところの支援をしっかりとやっていただきたいと思うんです。

もう一つ、ミャンマーの発展、そして日本企業の進出に当たってネックになり得るのは少数民族の問題です。

少数民族との和解に向けて、どんな現状にあるのか、そして日本がどういった形でコミットしているのか、外務省から簡単にお答えください。

○下川政府参考人 お尋ねのありました少数民族の問題でございますが、ミャンマーにおきましては、二〇一一年八月にテイン・セイン大統領が少数民族武装勢力に和平交渉を呼びかけて以来、これまで十六勢力のうち十四勢力と停戦合意に至っていると承知しております。

現在、ミャンマー政府とこれら勢力との間で、全国規模の停戦合意式典の早期開催に向けた協議が行われていると承知しております。もともと、この停戦合意式典は、去年十二月にも行われる予定だったわけですが、今延期されております。この夏ぐらいいまでは実施する方向で努力しているというふうに承知しております。

こういったミャンマーの安定と持続的発展のために、少数民族との停戦、和平の達成は極めて重

要なことでございます。こういう観点から、我が国は、昨年二月、これまで長年にわたりましてミャンマーの少数民族支援に尽力されてきた笹川陽平日本財団会長をミャンマー国民和解担当政府代表ということで任命させていただきました。ミャンマー政府と少数民族との和解プロセスの進展のための働きかけを行っているところでございます。

○枝野委員 和解を進める上でも、あるいはまた和解が進んでそれを安定させるためにも、もちろん少数民族以外の皆さんも大事なんです。少数民族の皆さんの生活の安定、あるいは改善、向上、こういったことが重要であるというふうに思います。

そうした観点からの生活支援といいますが、そうしたことについてはどういった取り組みをされているんでしょうか。これは、経産省ではないでしょうね、外務省ですね。

○大菅政府参考人 お答えいたします。御指摘のとおり、特に少数民族地域につきましては、住民が停戦、和平の具体的な果実を実感できるようにすること、和平に向けた努力を後押しすることが重要、そのように考えております。

こうした観点から、JICA、それからWFP、UNHCR、こういった国際機関、それから我が国のNGOを通じて、少数民族地域の基礎インフラの整備や人道支援等を積極的に実施してきております。本年一月には、少数民族地域の民生向上のために今後五年間で百億円の支援を行う用意があるということを発表しております。

○枝野委員 大臣、お聞きいただいているとおり、日本企業が進出をして日本経済にいい影響を与える、あるいはミャンマーが経済的に発展してくれることでいろいろな効果があるということで、ミャンマーについてのコミットは大変重要である。

これは軸になるのはやはり経産省というか、日本の民間企業が出ていって活躍することな

んですが、そのためにやらなきゃならないことは実は経産省の所管を超えている。今も外務省にお答えいただきました。あるいは、日本から駐在されている皆さんにとつては、医療の状況はまだまだ十分ではない、こういったことなども厚生労働省と連携しなきゃいけないし、橋の問題などは国土交通省とも連携しなきゃならない。

外国のことについて全体を取りまとめるのは外務省かもしれませんが、ミャンマーがいかに重要かということはやはり経産省の視点からですから、ぜひ大臣には、省庁横断的に、各省庁のコミットを促すような努力をしていただきたいと思

います。もう一問聞きたいので、短くお答えいただければと思います。

○茂木国務大臣 このゴールデンウィーク、委員はミャンマーに行かれるということで、私はお許しがいただきましたカンボジア、ラオスですから、ニアミスということになるかなと思っております。

ミャンマーにおけますビジネス環境の改善、これは日本企業の進出にとつても重要ですし、また、ミャンマーの経済を底上げする意味からも重要でありまして、当然これは、医療の問題、査証の問題、税の問題、さまざまな所管にまたがってまいります。昨年の三月から、日・ミャンマー両国の官民双方の関係者が出席する日・ミャンマー共同イニシアチブを開催して、日本側から、医療、査証、税制を含めたビジネス環境を改善するためのアクションプラン、これを今、ミャンマー政府に提案しているところであります。

また、政府におきましても、内閣官房が事務局となりまして、関係省庁及び関係機関、団体が参加いたしますミャンマーに関する官民合同タスクフォースにおきまして、我が国としての具体的な支援策であったりと投資環境改善に向けた方針について議論を進めているところであります。

このミャンマーの案件は経済産業省としてもぜひしっかりと進めたいと思っておりますし、私も、関係大臣とも協力をしながら、省庁の枠を超

えてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○枝野委員 ありがとうございます。今の大臣の決意はしつかりと、ミャンマーに行ったときに相手に伝えてきたいと思っております。

最後に、時間が短いので簡単に。最近、ベンチャー有識者会議という大臣の諮問機関が報告書を出されたということで、幾つかおもしろい点があるんです。ベンチャーの定義を、「起業にとどまらず、既存大企業の改革も含めた企業としての新しい取組への挑戦である。」とされている。創業支援というイメージばかりが強かったんですが、必ずしもそうじゃないという視点は大変大事なことだと思います。

その上で、大臣は十分御認識だと思いますし、余りにも当然なので大企業と書いたのだと思うんですが、この場合の既存企業は、むしろ中小、中堅こそ持っている潜在力をうまく引き出して、新たな第二の創業といえますか、そのことによつて大きく発展していく、こういうことは当然過ぎるので、中小、中堅は書いていなくて大企業と書いてしまった、こういう理解をしているんですが、それでいいのかどうか。そして、そうした観点から頑張っていくことについての決意をお述べください。

○茂木国務大臣 ベンチャー、これは単に新しいIT企業等々にとどまらず、まさにこれから十年後、二十年後には日本の主要産業、主要企業になつていく、こういう思いでありまして、大企業といえますとベンチャーをやらないうという認識でとられますので、一部のIT産業だけにとられず、あらゆる産業を含んだという意味で対極にあります大企業も含めという表現を使いました。もちろん、委員御指摘のように、中小企業、中堅企業の新しい事業へのチャレンジも含むものであります。

○枝野委員 終わります。

○富田委員長 次に、岸本周平君。

○岸本委員 民主党の岸本周平でございます。お

はようございます。

先週の一般質疑に続きまして、商品先物取引市場の活性化について質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、先週、東京商品取引所そのものの経営状態について大臣政務官にお伺いをいたしました。その際、田中大臣政務官からは、二〇〇八年度から、決算が確定していませんが二〇一三年度、昨年度まで六期連続の赤字であるという御説明がありました。主な理由は、一つは取引量が減っているということ、それから、意欲的なシステム開発をなさった、そのための営業費用がふえているという二点を御説明されました。

その上で、では、二〇一四年度、ことしの見込み、あるいは、当然、東京商品取引所としては中期計画等がありますでしょうか、監督官庁として、今後数年間どのような経営状況になるののだろうかということについての御見解を承りたいと思ひます。

○田中大臣政務官 お答えいたします。

まず、二〇一三年度の決算であります。これは東京商品取引所では五月末ごろに公表するべく今作業を進めているということであり。また、東京商品取引所におきましては、今後の決算見通し、そうしたものは公表されていない状況にあります。ただし、今まで六期連続の赤字ということを見れば、やはり今後も厳しい状況が続くということとは予測されるものであります。

○岸本委員 そうしますと、企業として、中期的な経営状況について明確な指針を出していないということであり、監督官庁としてはそれでいいというふうになっているということですか、政務官。

○田中大臣政務官 その点においては、もちろん監督官庁としてはさまざまな支援策をやっていくのは当然のことではありますが、あくまでも、総合取引所としての統合ですとか、いろいろなシステム改革、こうしたものを見込んでいくものと思ひられます。そうしたものをしっかりと見ていきいたい、監督していきいたい、そのように思っています。

す。

○岸本委員 どうして中期的な東京商品取引所の経営状況についてお聞きするかと申しますと、昨年来、私の質問だけではなくて、各委員会、参議院も含めて、経済産業省としては、総合取引所への統合についてはやる、統合はやりますと明快に茂木大臣もおっしゃっている。ただし、すぐにやるのか。一度、LNG先物市場であるとか電力先物の総合的なエネルギーの先物市場を東京商品取引所でつくつてという、二段階論をおっしゃっているわけですね。

そうすると、二段階やっている間に東京商品取引所が倒産するようなことがあったら、どうしようもないわけですね。その可能性は大変高いのではないかと。六期連続マイナスで、赤字に転換する見込みも全くないということでしょう、決算の状況をおっしゃれないんだから。システム開発の費用だと、償却ですからキャッシュフローには関係ないかもしれないけれども、これだけ赤字が続くと、今後キャッシュフローの問題にまで影響してくるわけですね。

そこで、少し建設的な質問をしたいと思うんですが、そことの間合いで、東京商品取引所の経営問題と、先週もお話をしましたが、LNG先物、大体いつごろそれが市場として成り立って、東京商品取引所が上場するのか。さらには、今週から、きょうお経読みがありますけれども、電力改革における電力先物がいつごろ東京商品取引所で取り扱われるようになるのか。この辺についてのスケジュール感を大臣政務官に教えていただきたいと思ひます。

○田中大臣政務官 まず、総合的な取引所の実現に関しては、今までも答弁しているように、経産省としても統合を目指していく、これは考え方は共有しているところであり。ただ、やはり、当面、エネルギーの安定的な供給が最優先課題であることから、LNGまた電力の先物市場、この取引が軌道に乗ることが重要であるということであり。

そのために、LNGの先物に関しては、まずはスポット取引価格に関する政府統計を今月から公表しております。信頼性の向上を図っていききたいということ。そしてまた、本年夏を目途に、東京商品取引所と石油仲介会社の合併会社において、LNGの店頭取引を仲介する事業を開始する予定としております。いずれにしても、これらの取り組みの進捗状況を勘案しながら、速やかに準備を進めていきたい。

そして、電力先物についてであります。現在、商品先物取引法において電力を対象とする改正案、御案内のとおり、これを国会に提出していただいております。これはやはり電力の現物取引の厚みを見ながら、国が上場の認可の判断を行っていただきたいと考えております。

何といいたしても、商品先物市場は、事業者が価格変動リスクをヘッジする場であると同時に、適正な価格形成の場でもあるということであり。これらの取り組みをしっかりと強化していききたい、そのように考えております。

○岸本委員 今、大臣政務官から具体的なスケジュールをお示しいただきませんでした。

LNGについては、先週、大臣ともお話ししましたが、スポット市場ができることが重要である。シェールガスの日本への輸入は二〇一七年以降であり。そうすると、ちゃんとしたスポット市場ができるにはやはり一年、二年かかりますから、どうしても二〇一七、一八というようなスケジュール感だろうと思ひます、スポット市場ができてくるのが。

電力先物についてはまさに政務官がおっしゃいましたけれども、これは二〇一八年以降、いつできるかわからない、現物を見なきゃわからない。直観的に二年か三年というふうに置いておきましようか。そうすると、もう二〇二〇年の声が開いてくるんですよ。東京オリンピックです。そうすると、今から五年も六年も先というような感じになるわけですね。

また、実際にビジネスをなさっている方々も、ヘッジするためには厚みのあるマーケットにしたいから、自分たちがきちんと参画するにはやはり簡単なものではないということ。それから、大体マーケットの方も五、六年というようなイメージ。まあ一年、二年、少し早くなったとしても数年かかるわけ。その数年の間、一体、東京商品取引所はものかということ。これは水かけ論になりますから、これ以上は言いませんけれども。

大臣にお聞きしたいんですけど、第一次安倍内閣当時から総合取引所を実現しますということとはうたっておられます。政権がかわりましたけれども、民主党政権も、合理的に考えると総合取引所しかないということで、二〇一二年の九月に法改正をしております。当然、自民党さんもういろいろなニフエストやらブラットホームに書かれていますから、賛成をいただいた。昨年の六月には、第二次安倍内閣でも、総合取引所を実現するんだということで閣議決定までされているわけ。

口先では目指しますとおっしゃいながら、五年も六年も引張っていく、二段階論だというのは閣議決定の趣旨に反するのではないかと。そうやって引張っていくということについて、内閣で決定されている方針を五年も六年も先送りするというのはいかがなものかと思うんですけども、大臣、どうでしょうか。

○茂木国務大臣 事業はそれぞれ本格的な立ち上げまでに時間のかかるものもあります。社名は言いませんけれども、例えば、がん保険で大きな会社は日本でも立ち上げるまでに十年以上かかっています。今はしっかりとビジネスができています。三年だからできないという問題ではないと私は思っております。できるだけ早期には思っております。

では、今まで何もやっていないのかといいますが、委員も御案内のとおり、二〇一二年九月に成立をいたしました改正金融商品取引法がありま

例えば、再就職の際に、あつせんなど法律で禁じられていることをやっているのではないかと疑われる、もしくは、その役員についても、かつていた省の利益を代弁するようなことをやっているんじゃないかと疑われる、こういうことであればまさに李下に冠を正さずだと思えますけれども、そういう事実があるとは承知いたしております。

ちなみに、私は、委員がかつての出身省庁の意

見を代表して御発言されているとも毛頭思っておりません。

○岸本委員 出身省庁に骨を埋める気はなく政治家になっておりますので、そこは茂木大臣のおっしゃるとおりであります。確認させていただきます。

なお、三十二年間、五代にわたり、一つの省庁出身者が社長を続けることが李下に冠を正しているというふうには見えないということをお願いして上げて、質問を終わります。

○富田委員長 次に、伊東信久君。

○伊東(信)委員 日本維新の会、伊東信久です。よろしくお願いいたします。

さて、私は大阪府の枚方市、交野市というところの選出なのですが、大阪なので関西です。その地元関西で、ここの夏の電力供給について、私は維新なんですけれども実は関西経済同友会に所属しています、そういう経済会が関西にも幾つかあるんですが、そのうちの一つの関西経済連合会の森会長が定例会見におきまして、ここの夏は原子力ゼロの夏になるという可能性が高く非常に厳しい、そういうコメントをされました。

今は四月で、春になりました、暖かかったりちょっと冷えているなというときがあったりとか、朝晩の気候が変わることもありすけれども、毎年の温暖化の傾向を考えると、毎年毎年最高気温を上回る夏になる、そういうた可能性も考えられます。その中で、やはりここの夏は電力需要が昨年を上回る可能性は十分あると森会長は指摘しておられました。

これは、だったら再稼働とか、そういった話ではなくて、安定供給に最低限必要な電力というのが、供給余力三％という数字が出されましたけれども、その供給余力三％を確保するために、関西の話ですから、例えば周波数が異なる東日本管内の電力会社から電力融通を受ける考えも示されておるんです。午前中の周波数、発送電の話も関係

してくると思うんですけれども、国民の、特に私の地元関西の夏の不安を払拭する対策があるのか。具体的なプランがあれば示してください。

○茂木国務大臣 確かに、春になってきて、春にまつわる漢詩でしたら幾らでも御披露できるんですが、時間の関係で割愛させていただきますと思っております。

先週の十七日に、総合資源エネルギー調査会の基本政策分科会などの電力需給検証小委員会を開催いたしましたところでありまして、関経連の会長は電力の分野にかかわっております。当然この分野についていろいろ造詣も深く、またいろいろ心配もしていただいていると思うところでありますが、ここの夏は、関西そして九州電力管内を中心に、中部から西日本におきまして、電力需給は大変厳しくなる見通しとなっております。

具体的に申し上げますと、幾つか要因がありまして、一つは、関西電力の大飯原発三、四号機が稼働停止になっている、それから、電源開発の松浦火力発電所の二号機の定期検査中のトラブルの影響等によりまして、昨年と比べて供給力が大幅に低下する見込みであります。

余力のある東日本から周波数変換装置を通じて西日本に電力融通を行いますと予備率三・四％を確保できる見通しですが、これをやらない場合、もちろんやる予定でありますけれども、予備率は、関西電力で一・八％、九州電力で一・三％、そして中部、西日本全体でいまして二・七％ということでありまして、電力の安定供給に最低限必要な、御指摘の予備率三％を確保できないことになっております。

今後、電力需給検証小委員会におきましてさらなる検証を行いまして、四月中をめどに二〇一四年度夏季の電力需給見通しをまとめる予定であります。その結果を踏まえまして、政府において速やかに、恐らく五月ということになると思いますが、二〇一四年度夏季に必要な需給対策を、厳しい状況に対応した相当な対策になるのではないかと

なと思っておりますが検討したい、このように考えております。

○伊東(信)委員 関東からの、東日本からの電力融通の話もありまして、ちょっとテクニカルという細かい話なんですけれども、周波数を交換して、例えば直流から交流にするだけでいいわゆる慣性モーメントが五％減ったりもして、それによるロスとか経済的なコストとかも考えられるんですけれども、東日本からの電力供給を安易に言っているんですけれども、もし答えられる方がおられたらお願いします。

○茂木国務大臣 まずやりますのは、周波数を交換しない状態で、中部、西日本の管内で、例えば余力の少ない関西であったりとか九州に対して比較的に余力のあるところから融通する、こういうことをやります。ある程度の平準化を行います。

しかし、各管内もやはりある程度の余力を持ちたいということでありまして、若干のばらつきもあるわけでありまして、それで、関西そして九州については二％にいかないような、一・八、一・三というところになってしまふ。そうなりますと、どうしても、東西を越えた変換によりまして融通を行っていく。二段階目の融通を行うことによりまして中部そして西日本でも三・四％を確保するというところであります。東西融通を行わずに例えば西日本だけでできるんだとしたらその方が問題は無いと思っておりますけれども、今の見通しですとできない状況であるということですから、東西融通も考えるということになります。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。おっしゃることはもっともだと思います。先ほどの周波数の変換に関しては、テクニカルなことですので、また機会を見て詳しく御質問したいと思っております。

大飯原発の話も出ました。私の地元の関西電力のことにしまして、大きな問題だと思っておりますので理解はしているつもりなんですけれども、であるならば、エネルギー基本計画についてお尋ねします。原発の活用自体を明記して重要なベースロード電源と位置づけていますけれども、依存度については可能な限り低減させるということなんです。電源に対する比率は書かれていないわけなんですけれども。

この質疑という議論は本当に何度となくされていますし、何度となく答弁されていますし、日々進捗状況というのとも刻々と変わっているんですけれども、現在、きょうの時点で、平成二十六年四月二十三日に指し示すことのできるロードマップについて御説明ください。

○上田政府参考人 原子力発電の依存度の件でございますけれども、御案内のとおり、今回のエネルギー基本計画におきまして、全体のエネルギー構成につきましては、エネルギーの特性を考えますと、安定供給あるいはコスト、環境面、安全性、あらゆる面ですぐれたエネルギーはないということ、現実的かつバランスのとれたエネルギーの需給構造をつくっていききたい、こう考えております。

今先生御指摘の大きな方向性としたしましては、原発依存度につきましては、再生可能エネルギーの最大限の導入、高効率火力発電などのエネルギー源の多様化、それから徹底した省エネルギーの推進、デマンドコントロールなどを進めまして、可能な限り原発依存度を低減することが具体的な基本方針でございます。

こういったことを検討しながら、将来のエネルギーミックスを一体どの程度とするか、何％にするかといったような問題につきましては、今回の新しいエネルギー基本計画の考え方を踏まえまして、省エネルギーの取り組みの進展、再生可能エネルギーの導入状況、原子力発電所の再稼働の状況、海外からの資源調達コストの状況、高効率火力の技術開発の見通し、こういったことを見きわ

めながら、できるだけ早くベストミックスの目標というものを策定していきたいと考えております。

○茂木国務大臣 委員御指摘のロードマップというところで申し上げますと、今、上田長官の方から答弁がありましたように、エネルギーのベストミックスの目標というのをまず決めなきゃなりません。これについてはできるだけ早くということでありまして、二年も三年もかかる問題ではない、このように考えております。

一方で、ベストミックスの目標を達成する、ベストミックスの状態をつくっていく、これは若干時間がかかります。これにつきましては、十年以内にベストミックスの需給構造に持っていきたいと考えておりまして、そこに至ります、現在の構成から始まりましてベストミックスの状況が生まれる、この間のラインをどう描いていくか。それが直線になるのか、少し曲線が上がつっていく、例えば再生可能エネルギーとか、そういうものが途中からさらに加速化していくのか、それはロードマップの中で描いていきたいと思っております。

面によって変わるんだという答弁を、この委員会でも部会でのヒアリングでもレクでも聞くわけなんですけれども、そのことに對して、ちょっとコスト面に関しての計算が甘いのではないかとこの場合もツーウェイで考えて、火力発電のコスト面、安全性、安定性のエネルギー政策を進めるべきだと思っております。

数字が出ておまして、こういったことも踏まえまして、委員御指摘のようなベース電源あるいはミドル電源といったような概念を作成しているところがございます。

のにつきましては、電力需要の動向に応じて出力を機動的に調整できる電源であるということでございます。このうち、天然ガスなど運転コストがベースロード電源の次に安価な電源をミドル電源、また、石油火力や揚水発電など運転コストが高い電源をピーク電源というふうにしていくわけでございます。

本間に、ベストミックスというのは、一体どれがベストなのかという評価は難しいと思います。一方で、再稼働するか否かのツーウェイの場合分けによるロードマップという方法もあるんですけれども、二通りの道というのは政府として混乱を示すというのも理解できるわけなんです。

現実問題といたしまして、原子力発電所がとまったところを天然ガス火力発電あるいは石油火力発電等々で補っているという状況であるわけでございます。こういった化石燃料による発電に対する依存度は約九割近くになっている状況でございます。そういう意味におきまして、火力発電というものが我が国の今後のエネルギー需給構造の中においてもなお重要な役割を担っていくというところは間違いないと私も考えております。

石炭をベースロード電源として再評価する理由の一つに、コスト面で天然ガスやLPガスに比べて安い、低コストだ。そういった回答をレクのときでもヒアリングのときでも受けたわけなんですけれども、その理由として、石炭は、中東ではなくオーストラリアからの輸入にかかわるところが大きいということなんです。であるならば、そのあたりのところだけでベースロードとするのはいかがなものかな。あとは、コスト面を考えると、安定性とか事故のこととかいわゆる設備のメンテナンスとか、いろいろなポイントが入ってくるんですけれども。

今後のエネルギー基本計画を考える上で、再生可能エネルギーの割合を上げていくという、この認識は恐らく変わらない、共通の認識だと思うんです。水力、太陽光、風力で約一割、そのうち八割はほとんど水力である。この再生可能エネルギーの数値目標について、三年間で導入を最大限加速させるということが書かれていますけれども、三年間というのはどういうことでしょうか。

推進していくという方針を明らかにしたわけでございます。

具体的にどのように取り組むのかということでございますけれども、まさに委員御指摘のとおり、総発電量に占める再生可能エネルギーの割合は現在一〇％でございますが、水力を除きますと一・六％という数字でございます。その導入のためには、コストの高いところをどう克服していくのかといった問題、出力不安定性への対応の問題、立地制約の克服等、こういった課題があるわけでございます。

こうした課題に対応するために、私どもは、まず、固定価格買い取り制度というものを現在運用しておりますけれども、これを安定的かつ着実に運用していくことが基本であると考えておりますが、これに加えて、低コスト化、高効率化に向けた技術開発、蓄電池を活用した出力の変動の調整や送配電網の運用技術の高度化、あるいは環境アセスメントの迅速化といった規制緩和、こういったことを総合的に推進していく必要があると考えて、そういった方向で努力をしております。

○伊東(信)委員 先ほど茂木大臣は、曲線的なのか、加速を加えていきたいということなんですけれども、微分係数がかなり大きなものになる、~~図~~が大きななる、そういった計画なのだと思います。

再生可能エネルギーの割合をふやそうと思えば、今は水力ということなんですけれども、例えば太陽光に關しても、まだ二〇％ぐらいしか、計画は立っているけれども稼働していない。風力に關しても、洋上風力を使う、浮体式の技術も進んでいるということなんですけれども、そういったことで考えれば、例えば風力だけでも一〇％の伸びが期待できる。水力に關しても、ダムに關しても、まだ全然使われていないダムもございますから、それだけで一〇％、二〇％上がっていくわけで、二割というような目標もあったわけなんですけれども、それも超えて三割にも四割にもいくと

いうのは不可能なのでしょうか。

○上田政府参考人 御案内のとおり、例えば風力発電であれば適地の問題がございまして、現在では、北海道あるいは東北の一部、こういったところにおいて風力発電は積極的に推進していく必要があると考えております。

また、太陽光発電につきましては、現在、相当程度推進しておりますが、先生御指摘のとおり、なかなか認定しても発電の事業が実際に開始されないといったさまざまな課題があるわけでございます。

では将来どの程度にするのかということでございますけれども、実は、前回策定したエネルギー基本計画、これは二〇一〇年に閣議決定したわけでございますが、そのときに、あわせてエネルギーの需給見通しの姿ということをお示しさせていただいております。その際に、再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は全体として二〇三〇年で二一％、二割強にしようということでございます。その内訳として、太陽光が五・六％、風力一・七％、地熱一・〇％、水力一〇・五％、バイオマス等が二・一％ということをご想定しております。

そういう意味で、大幅に伸ばしていくということについてはさまざまな課題があると思っておりますが、こういった策定時につくられた数字ということも参考にしながら、今後、再生可能エネルギー全体の目標につきましても、ベストミックスを検討する中におきまして検討してまいりたいと考えております。

○伊東(信)委員 各再生可能エネルギー、バイオマスもあれば地熱もありまして、地域差もあれば技術力の差もある。評価の時間差もありまして、評価をミックスしてというのはなかなか容易ではないということには理解はできます。しかし、一方で、それぞれがそれぞれに突っ走りますと、例えばメガソーラーとかでも、ふやすことは構わないけれども、その分、その土地としてはかなり広大なメガソーラーパネルが置かれることになる。

景観の問題もさることながら、土地開発に対する環境への影響も考えられます。

例えば、今、三年なり現在の計画ということをして私は尋ねていますが、逆に、二十年後、ソーラーパネルはベストミックスとしては不適当だ、そういった判断がされた場合、ソーラーパネルなりはどうなるんですか。メンテナンスも必要ですし、不必要なものになるとまたマイナスの遺産になったりする可能性もあるんですけれども、エネルギー基本計画となれば、そういう将来的なことも、十年後もしくは二十年後のことも考えて計画されているのでしょうか。

○上田政府参考人 先ほど申し上げましたけれども、前回、エネルギー基本計画を策定したときに、あわせてエネルギーの需給見通しの姿というものを示させていただきました。それは、二〇三〇年という目標にして、そのときまでに、そのような電源構成をどの程度と考えて、それに向かってどのようなものをどの程度入れていくのかということをお示しさせていただいたものでございます。

今回、エネルギーミックスというものも策定するというご検討しているわけでございます。まず、先ほど申し上げましたように、できるだけ早期にこれを策定したいと思っておりますが、どの程度の導入目標にしていくのか、どの程度のタイムスパンにしていくのか。それから、今先生の御指摘のような、例えば廃棄物をどう処理していくんだらうか。それから、そもそも一つ重要なことは、再生可能エネルギーの場合はやはりコストダウンということが非常に重要でございまして、そうした見通しについてどういうふうにご検討していくのか。そういったことを総合的に勘案しながら、エネルギーミックスの中で検討してまいりたいと考えております。

○伊東(信)委員 そうですね、やはりコストダウンの話が国民の皆さんにとっては大事なことでございます。電気料金が値上がりすると国民の生活に多大な影響が及ぶというのは間違いない話なんです。

特に、ここで取り上げても仕方がないんですけれども、消費税も増税されて、しかしながら、社会保障にも必要だ。そんな中で、我々日本維新の会は、こういったことを改革するために、まずは身を切る改革として、議員歳費の三割削減とかを目指しておるわけなんです。

国民の皆さんへの多大なる負担という中で、どうしても最後にお聞きしたかったことは、ちよつとエネルギー問題から外れるんですけれども、ことしの四月九日、つい最近なんです、ウインドウズXPのサポートが終了しまして、ニュースにも取り上げられております。自治体とかでも六万台ほどですか、まだ稼働している中で。

例えば、私どもの医療法人、個人の医療法人なんですけれども、ソフトを入れかえようと思いましたが、そのソフトの入れかえによって動かなくなるソフトもある。しかしながら、医療法人であるので、いわゆる個人情報塊なんです、私どものPCといひますのは。もちろん、いろいろなトラブルを防ぐために、電子カルテであるとか電子レセプトのPCとは分けております。

しかしながら、三台ほど入れかえようと思いましたが十五万ほどの経費を費やしまして、医療法人といひまして、一つの事業体でいうとおおよそ五名ぐらいの医療スタッフですので、小企業になるわけですね。こういったところで、まだうちのところは何とかかんとかやっていきましたけれども、これはやはり国民の皆さん、経済の中でも、商売をされる方でもかなりの打撃なり深刻な問題だと思ひます。こういったところに関して、このウインドウズXP、OSソフトに対する見解というのをお聞かせください。

○富田政府参考人 お答えを申し上げます。ウインドウズXPでございますけれども、御指摘いただきましたように、二〇〇七年の一月にウインドウズXPのサポート終了をマイクロソフトが発表いたしました。それ以後、七年間にわたってさまざまな広報活動を行ってきたという

こと、それから、マイクロソフト自身も、パソコンの買い取りでございすとか、あるいは金利の優遇など、利用者の利便性の観点からさまざまな支援を行ってきたというふうな承知いたしております。

経済産業省におきましても、IPAを通じてまして、利用者の目的に応じたウィンドウズXPからの移行プランの紹介といったようなことも含めて普及啓発に取り組んできたということとあわせて、今委員から御指摘いただきました中小企業、小規模事業者の支援という観点からは、例えば、これは日本政策金融公庫でございすけれども、IT活用促進資金といったような制度、税制で申し上げますと中小企業投資促進税制、あるいは少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度、そういった優遇措置を講じながら支援させていただいておるとございす。

ただ、昨今、サイバー攻撃等がふえておりますので、ITを利用するという際にはやはり情報セキュリティ対策というものに万全を期していくことが重要でございまして、ぜひ、企業や国民におかれては、こういった制度を活用しながらXPからの移行を進めていただきたいというふうに考えておるとございす。

○伊東信 委員 大学病院に勤めているころ、私の上司というかドクターはマツクの信奉者でした、私もマツクを使っていたんですけれども、すぐフリーズしたりトラブルがありました、それがマツクのかわいところやと言っていたんですけれども、全然かわいくないわけですね。ウィンドウズを自分が独立するようになって使った、この問題は、私だけじゃなくて本当に深刻な問題だと思ひますので、政府としての対応を今後ともよろしく願ひします。

以上です。
○富田委員長 次に、丸山穂高君。
○丸山委員 日本維新の会の丸山穂高です。続きまして、私からも一般質疑を続けさせていただきます。

まずお伺ひしたいんですけれども、先般、安倍総理が我々地元大阪の方に来ていただきました、地方の景況を見ていただくということで、中小企業を訪問していただいたということとございす。

早速大阪の方でもいろいろなテレビで取り上げられておりまして、揚げ物の文化ですので、串カツは大阪では二度つけたらあかんのですけれども、二度づけ禁止だというのが指摘されたのをずっと大阪のテレビでやっていまして、うちの地元のお母さん方も、安倍さん来ておつたな、二度づけしたらあかんのよ、ちゃんと言ふときやと言われまして、まあ、でもちよつと私から申し上げるのもあれなので、もう既にお話は入つていと思ひますけれども。

一方で、総理から、大阪の景況を見ていただいて、大臣にも具体的な指示が行つていふうに何つております。大臣も、たしか昨年、電気自動車の件で大阪の方に来ていただいて、御視察いただいていたと思ひうんですけれども、大臣の御見解も含めまして、地方の景況、そして特に大阪、関西に来ていただいたので、そのあたりの景況。そして、特に大阪ではいつも言われるのは、東京ばかりやんか、東京ばかりではいけないんじゃないかという声が多くあります。そのあたりも含めまして、大臣の御見解や、また意気込み等をお伺ひできたらと思ひます。

○茂木国務大臣 二度づけは絶対禁止だと思ひます。千円罰金というお店もあるようでありますけれども。

安倍政権が発足して一年四カ月がたつわけですが、日本経済全体で申し上げると明らかに景気回復の兆しが見えてきておりまして、さまざまな調査によりますと、大阪を含めた関西地区の景況感も東京と同様に着実に持ち直しているもの、全国津々浦々まで景気回復の実感が行き届くという状況にはまだないと考えております。東京と地方の経済格差が現に存在する中で、地

域が活力を取り戻していくためには、地域が持つ特色のある資源を最大限活用して多様な発展をしていくことが必要であると考えておりまして、特に、大阪もそうであると思ひますけれども、地方に多い中小企業、小規模事業者がそれぞれの技術とか持つているサービス力をいかに生かせるかというのが極めて重要だ、こんなふうな考えております。

安倍総理も、先週の金曜日に大阪を訪問しまして、中小企業三社を視察させていただくと同時に、あべのハルカスで橋下市長、それから松井知事にも御案内いただいて全体の再開の風景を見たりとか、さらにはマスコットキャラクターのあべのべあも登場した、こんなふうな大歓迎を受けたと聞いておるとあります。

私も、昨年、大阪を訪問させていただきました、中小企業も何社か訪問させていただきました。例えば、東京のスカイツリー、あそこのボルト、ナットをつくつているねじの会社、これはハードロックという会社なんですけれども、極めてすぐれた会社であります。昭和三十年代に東京タワーができましたときは、棟梁桐生五郎を中心とする、とび職のたくみのわざといったものが注目されたわけでありまして、スカイツリーにおいてはそういった大阪の持つ、まさに東大阪の極めてすぐれた、絶対に緩まないねじ、ボルト、ナット、これは神社のいわゆる締め方とか、それを参考にしてその社長がつくられたらしいんですが、そういうものも拝見したところがあります。

総理が先週の金曜日に大阪の企業、それぞれ特色があります、女性が活躍する中小企業であったりとか、電気料金の値上げに苦しむ中小企業、さらには販路拡大で賃上げを実現した小規模事業者を視察される中で、私に對しまして、現場の実態に合せて平成二十五年度の補正予算と二十六年度予算に計上された各種施策を改善していくように、その場で指示がございました。この指示を踏まえまして、経済産業省として早急に方策を検討

いたしましたして、既に対策を決定いたしておりますが、三つございす。

一つは、子育てで退職した女性が中小企業に再就職して活躍できるように、職場実習支援事業、インターンの支援事業でありますけれども、これにつきまして、これまで職歴を二年以上としていたものを一年以上に緩和して、さらに、その職歴の中にパートとかアルバイトの期間も算入できるという形をとりました。

また、エネルギーコストの上昇に直面する中小企業の省エネ投資を支援するために、省エネ補助金につきましては投資額は小さくても省エネ効果の高い案件について支援対象とすることで、できるだけ細かい案件が拾えるような状態をつくることにいたしました。

さらに、従業員の処遇改善に取り組む事業者に対しては、既にものづくり補助金等々についてもそういった事業者を優先的に採択するということがありますけれども、今回、栄光技研という会社、これは販路拡大で賃上げを実現した小規模企業であります、そこを総理も視察されまして、国内外への販路開拓を支援するため、小規模事業者の販路開拓を支援する事業と、中小企業の海外への販路開拓を支援する事業の補助上限を倍増するということをいたしました。

この三つの施策の改善をすることとしたわけですが、公募を開始するなどの時点から直ちに適用したい、このように考えております。

○丸山委員 中小企業対策はしつかりやっていただいたいです、地方は大臣がおつしやるように多いんですけれども。

一方で、大阪はちよつと特殊、特有かもしれないが、実は私、もう一つの観点で気になっているのが、昔から大阪はいろいろな大企業も本社があつたりしたのが、どんどん東京の方に移していくという現状がございす。三・一一以降、やはり全て東京に集中するというのは危険でございすし、何より、国としても、東京だけどんどんよ

くなっていくというのはいいい状態ではないと思いますので、このあたりの集中の話はまた違う機会にお話しさせていただきたいんですが、こういった点も御指摘させていただいて、次の質問に移りたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、少し先ほど伊東委員からもございました今夏の電力の需給見通しのお話を伺いたいと思つていたんですが、もう既にお話もございましたので、簡単にお伺ひしたいんです。

先ほど、四月中をめどに、五月には基本的な方針、方向性を出したいというお話が大臣からありました。

一つお伺ひしたいのは、特に西の方、関西、九州の八月の予備率がかなり厳しいんじゃないかというふうにご認識しています。特に、東電から融通を受ければ三割ということなんですけれども、関西圏に関しては融通がなければ一・八割の予備率だということでございます。このあたり、政府としてどのように御認識されているのか、見解を簡潔にお伺ひできたらと思います。

○上田政府参考人 先ほどの質疑応答でもございました、先週の木曜日に総合資源エネルギー調査会の基本政策分科会の中での電力需給検証小委員会というのが開催されました、そこで二〇一四年度夏季の需給見通しの案というものをお示し申し上げたわけでございます。

その内容につきましては委員御指摘のとおりでございます。周波数変換装置を通じた電力融通を行わない場合につきましては、関西電力管内の予備率は一・八割、九州電力管内の予備率は一・三割程度と想定されているところでございます。

○丸山委員 先ほどのお話ですと、五月ぐらいいでこの夏の方向性をということでございます。

震災以降、ここ最近の数値目標を出されていなくて比較のあれなんですけれども、一方で、先ほど伊東委員からもありましたが、関西の方でもやはり電力の安定供給に対してはかなり御不安がある。先日、東京の方も経団連さんに行ったらやはり同じ話題で、電力の安定供給、そして価格、コ

ストの問題の御指摘がありましたので、このあたり、重々御承知だと思ひますけれども、しっかりと五月の発表のめどに向けてやっていただきますようお願い申し上げます。

そういう意味で、我が党としても、政府として取り組まれているベストミックスのお話も含めまして、この国のエネルギー政策がどの方向に向かうべきかということと再度我々の方でも検証を始めておりまして、エネルギー調査会の方で進めておるところなんです。

一方で、その観点も含めまして、政府の方でどのようにお考えなのかということをごらんでも検証させていただいている中で少し気になっているところが、ベストミックスは二、三年もかけずにやると大臣はおっしゃいましたけれども、一方でまだない状況だということに認識しております。特にやはり需給の中でも需要の方の予測をしつかり早目に立てていかなければ、これはもちろん供給が先であるわけではないと私は思ひますので、需要の予測こそ多分一番根本の部分で大事な、先にやるべきところだと思ひます。

特に、省エネ技術を進めるといってお話も出ておりますし、スマートメーターも含めてシステム改革の話で需要は低下するとお考えなのか、逆に、やはり需要は経済の規模にどうしても比例してまいりますので、伸びるとお考えなのか。大まかでも構いませんが、このあたり、長期的な需要の方向性をどのように政府の方で、ベストミックスはまだ出せないという話ですけれども、きちんとした数字じゃなくても構ひませんので、需要に関してどのようにお考えなのか。それとも、ないならないで構ひませんので、現時点のお話を伺ひたいと思ひます。

○茂木国務大臣 まず省エネを行うことは極めて重要でありまして、今回のエネルギー基本計画におきましても、それぞれの供給としてのエネルギー源の前に、省エネの章、チャプターを立てております。心はやはり、まずは使う方、ここでごこまで

セーブできるかということ、特にピークコントロールも含めてやっていくことが大切だ、こんなふうにご考えております。その上で供給を積み上げる。今まではやはり、電力会社の発想というのは、需要は所与のものだ、それに対して供給を積み上げる。こういう発想を変えていくために、さまざまな料金メニューの多様化をしたり、スマートメーターを設置したり、努力していきたい。

その上で、ここ数年のトレンドというのを見ておりますと、かなり地域によってばらつきが出ております。この一年間、アベノミックスの効果もありまして景気が回復している、こういう地域におきましては、かえって省エネをやっても、それ以上に電力消費が伸びているところもございます。

また一方、例えば東電の管内は省エネがかなり定着してきておりまして、逆に経済は伸びているんですけれども、それ以上に省エネの効果が出ている、こういう地域もありまして、一概に日本全体として、省エネによってダウンする部分と、経済の成長によって増加する部分、どちらが大きいと見通すのは若干難しい状況にあるのかなと思っております。

ついでに、先ほどハードロックのことで、神社のつくりを参考にすると申し上げましたが、正確に申し上げると、神社の鳥居に入れるくさびを応用するという話を言いたったんですけれども、言葉足らずの部分がありました。

さらに、先ほど岸本委員の発言の中で、李下に冠を正さずという言葉も申し上げましたが、私は、李園に入つてはいけないという話を申し上げているわけではございません。

○丸山委員 きょうの大臣はいつもにも増して饒舌でございます。お時間が大変気になってくるところなんですけれども。

ハードロックさんは実は私もお伺ひしたことがありまして、非常にすばらしい技術をお持ちだと思ひますので、引き続き、地場の産業の応援をよろしくお願ひいたします。

一方で、私は先ほどの話をなると思つて、難しい部分は確かにあると思ひます。企業さんのお話を伺っていますと、最近、地域によって電気料金の格差もかなり開いてまいりまして、具体的には、北海道の方がかなり安くなったり、一方で関西の方は高いというお話を伺つたりしております。

そういう意味で、需要は非常に見通しが立ちにくいところではあるんですけれども、一方で、二、三年もかけずベストミックスを出すとおっしゃっているということであれば、需要の方はまさしくそれより先にある程度見通しを立てなければ進まないと思ひますので、このあたりは我々維新の会としても注視しておりますけれども、しっかりと取り組んでいただきますよう重ねてお願ひ申し上げます。

きょうは、少しお伺ひしたいメーンのところがございまして、少しお話はかわつてしまふんですけれども、福一の、福島第一原子力発電所の特に凍土壁のお話をお伺ひしたくて、規制委員会と東京電力さんに御足労いただきました。

まず、原子力規制委員会にお伺ひしたいんです。

委員会の検討会でこの凍土壁を、東電さんから認可の申請が来て今検討されているところだと思ひますけれども、報道ベースなんです、凍土壁をつくることで原子炉建屋の地盤沈下が起きたり、また、地下水の水面の関係の影響で問題があるんじゃないかと。具体的に、資料が足りないというところで再度請求されるというふうにご報告がございましてけれども、このあたり、まず事実ベースなのかどうかということ。

そして、今の規制委員会のお考えをお伺ひしたいので、もちろん、出てきたものに対してきちんとチェックして、問題があれば速やかに認可されるでしようし、問題があればもう一回、再度というところでございましてけれども、一方で、今回の東電の申請書の内容について、出てきた報道ベースだと、問題があるんじゃないかということと差し戻しているかのように見えるんですけれども、

そのあたりの件。

そして、スケジュール感。もちろん、東電さんも事業をされているので、スケジュールを考えてやっていらっしゃると思うんですけども、このあたり、規制委として、出てきたからと速やかに通すというわけではないということなんでしょうか。

このあたり、スケジュール感と中身に関して、御見解をお伺いしたいと思います。

○山本政府参考人 お答えいたします。

私ども規制委員会におきましては、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水対策として遮水壁を設置するという計画、これは実施計画で、法律上の計画として今申請がなされております。これを今審査しているという状況でございます。

先般、これを審査するに当たりまして、有識者、専門家から成ります評価検討会というものを開催いたしましたので、そこで、東京電力、あと資源エネルギー庁も御参加いただいておりますが、凍土壁の計画概要についていろいろ中身を聴取したところでございます。

私どもは、あくまでやはり安全の観点から、この対策が大丈夫なものかどうか、こういう観点から審査する、こういう立場のものでございます。特に、私どもで安全上重要と考えておりますのは、凍土壁を設置いたしますと地下水位が当然下がってまいります。一方、建屋の中には汚染水が滞留してございますので、この水位が逆転いたしますと周辺に汚染水が出てしまうおそれがございます。

したがって、タービン建屋の水位の管理、それから、凍土壁によりまして周りの地下水の水位の管理をどのように技術的にやっていくのか、特に、その考え方のみならず、その技術的な手法、あるいは技術的な裏づけ、こういったものがきちっとしたものであるかどうかを確認していきたいというふうに考えておるところでございます。現在、そういう技術的な詳細につきまして、質問事項というような形で私どもで整理いたしました。

て、再度、東京電力にそれを提示して、その具体的な中身を聴取して評価、検討していくというようなどころでございます。

スケジュールのお話でございますけれども、私どももいたしましてはやはり安全の観点からしっかりと見ていくということでございますので、必ずしもスケジュールありきではございませんが、一方で、この汚染水対策が大変急がれる問題であるということも重々認識してございますので、そういった中でしっかりと確認していききたいというふうに考えておるところでございます。

○丸山委員 東京電力さんにお伺いしたいんですが、この凍土壁の建設に向けて試験ボーリングが既に開始されているというふうに伺っているんですけども、これは事実かどうかということ。

そして、認可、もちろん思いどおりにならない場合もあるとは思いますが、このあたりのスケジュール感につきましても、東電さんの御見解をお伺いしたいと思います。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。ボーリング試験につきましては、既に二月から開始しております。目的は、どこまで深く凍土壁を下までおろすかということ、その間の地質であるとか水質であるとか、そうしたものをチェックするということとやらせていただいております。

それから、これから、山本審議官のお話がありましたように今審査いただいているところでございますが、御存じのように、何分全く初めての凍土壁ということでございますので、当然いろいろ御質問もあらうと思っております。それに対してしっかりと答えしていくことがまず第一だと思っておりますし、実証試験を一方でやらせていただいておりますので、そこで結果も出てきております。比較的良好な結果が出てきておりますので、そうしたことも含めてしっかりと御説明させていただくことがまずは必要だというふうに思っております。

最初にスケジュールありきということではないというのはいくつかありまして、私どももそう考えておりますが、一方で、水をためて、なるべく一日四百トンというのをとにかく減らしていくということも必要だというふうに思っておりますので、とにかくしっかりと御説明していくというふうに考えております。

○丸山委員 経済産業省としては、このあたり、どのようにお考えなのか。御担当者の方、よろしくお願いします。

○糟谷政府参考人 この凍土遮水壁については、原子力災害対策本部に設置された汚染水処理対策委員会が去年の五月に汚染水の増加を抑えるのに有効な対策とされたものでありまして、去年の九月の原子力災害対策本部決定においても、汚染源に水を近づけない対策の一つとして今後講じるということを決定しております。その後、汚染水処理対策委員会のもとに専門家から成る陸側遮水壁タスクフォースというのを設けてまして、ここでさまざまな論点についての検討をしてきております。

ちなみに、この汚染水処理対策委員会、それからタスクフォースには、原子力規制庁からも規制当局として参加いただいて、規制の観点からの助言等をいただいております。

確かに、四月十八日の監視・評価検討会で、凍土壁をつくることに伴う地盤の沈下とか浮き上がりなどのリスクはどうか、水位管理が確実にできるか、海側の遮水壁が損傷した場合に汚染水が漏れることはないか、長期に確実に運用できるか、解凍したときにはどうか、そういう論点をいただいております。詳細は近く質問事項として東京電力にいただけたらというふうに考えております。

こういう点については先ほどのタスクフォースでもずっと検討してきておりますし、実際に、福島第一原発のサイト内において実証試験をやっております。十メーター四方の凍土壁を実際につくって凍らせるという試験、それから、井戸を掘って水をくみ上げたり、あとは、注水して水位

がどう変わるかということを見て、ちゃんと水位コントロールができるということの確認、こういったことをやっておりまして、こういったデータを御覧いただき、安全面の論点についての懸念を払拭して、御理解をいただけてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、福島第一原発の汚染水対策、廃炉については、時間がたてばたつほどリスクが高まるという面がありますので、先ほどの規制庁からの答弁にもありましたように、本場にスピード感を持って対応していかないと、本場の本格着工、本年度中の凍結開始を目指してしっかりと対応していかないとというふうに考えております。

○丸山委員 マスコミなんかには、規制庁と経産省、東電さんがやり合っているみたいに見えるんですけども、私はいい関係だと思えます。推進する方と、やはりしっかりと見たいという側がないと変な方向になってしまいかねないもので、何百億という国家予算を投入する事業でございますので、しっかりとそれぞれの立場でやっていただけますよう強くお願い申し上げます。

お時間もありますので、適宜、東電さん、規制委員会には御退席いただいても構いません。ありがとうございました。

引き続き委員会でもこの件をお伺いしたいんですが、もう時間がなくなってきましたので、最後に質問したいものがありますので、話題をかえたいと思います。

文科省で、日本のいわゆるクールジャパンコンテツツといいますが、アニメや漫画、ゲームなどの専門家をASEANに派遣されるというふうなことを伺いました。具体的には、現地の大学や学校で御講義される専門家の方を派遣するということなんですけれども、これがまず事実かどうかという点。

そして、私はそれを見たときに、大事な点ではあるのでやっていただきたいというのはもちろん思うんですけども、少し気になるのが、一方

で、そういった方を向こうに派遣すると、変な言い方かもしれませんが、日本の持っているテクニカルな、日本だからこそ生み出せるようなものが海外に波及してしまつて、逆に、本当に一番やりたい、日本に来てもらうとか、日本のものが売れるというようなものにつなげていかないおそれもあるんじゃないか。そのあたりに関しましてどのようにお考えになるのか、そういうふうにつなげるためにどうすればいいかも含めまして、まず文科省のお話を伺いたいです。

○作花政府参考人 お答え申し上げます。

先週末にベトナムのフエ市で開催されましたASEANプラス3文化大臣会合におきまして、下村文部科学大臣から、文化分野における今後のASEANとの具体的な協力方針の一つとして、ポップカルチャーの分野の専門人材を派遣するということを提案したところでございます。

この事業は、ASEAN諸国の教育機関などへ専門人材を派遣し、日本文化あるいはコンテンツ創作の専門技術を学ぶ若者を対象に集中講義などを行うほか、訪日研修等を実施することを内容としております。これにより日本文化への理解が深まり、現地での日本ファンの増大につながることに、中長期的には日本企業の海外展開に資するものと考えております。

ただいま委員御指摘の御懸念についても私どもも共有はしておりますが、日本企業が海外展開するに当たっては、ローカライズという言葉に象徴されていますように、やはり現地のパートナーというものの存在が不可欠であると思います。そういう意味で、我が国の企業が現地に事業展開するに当たっての将来の有力なパートナーになるということを期待しているところでございますし、また、この事業により日本文化への関心が深まるごとに訪日される方々も増大するものと期待しているところでございます。

○丸山委員 経産省でもクールジャパン機構法を昨年通されまして、現状で動き始めていると思うんですけれども、最後に、このあたりはどうなつ

ているのか、特に一号案件は大体いつぐらいに出るのかどうか。そして、私が先ほど来気にしている、日本製のもをどう売っていくかもうそんなですけれども、来てもらうためにどうするかとか、インバウンドの観点も含めまして、このあたり、クールジャパン機構の最新の状況につきまして、御担当者のお話を伺いたいと思います。

○富田政府参考人 クールジャパン機構のお尋ねでございます。

まず、機構の第一号案件ということでございすけれども、私も政府といたしましては、成長戦略の一日も早い実現という観点から、可能な限り早いタイミングで案件が組成されるということをお願いいたしております。一方で、実際に投資決定を行うという際には、投資案件の熟度、そういったものをしっかりと勘案しながら慎重に精査していくという必要もございしますので、明確な時期につきましては、この場での発言はちよつと御容赦いただければと思います。

ただ、機構は昨年十一月に設立されて以降、既に相談案件が百件ぐらゐ寄せられているというふう聞いております。

あくまでも一般論でございすけれども、現段階では、初期の案件として、例えば、現地の放送枠を買取つてジャパンチャンネルという形で使うといったような事業でございすとか、あるいは、海外の主要都市において日本のファッション、食あるいは生活雑貨などを販売するショッピングモールを整備していくとか、そういったものを想定しながら検討しているというふう聞いております。

委員御指摘いただきましたインバウンドでございすますが、これも大変重要だと思っております。

まずはやはり海外の方々に日本のすぐれた商品、サービスというものを手にとつていただき、またそれをお買い上げいただく。そういった普及が進む中で、日本の生活文化あるいは日本の商品、さらには日本に行つてみたいという方々がどんどんふえてくるということが私どもの期待していると

ころでございまして、まさに観光庁とも連携しながら、インバウンドにつながるような案件の採択というものを進めるように、大いに指導してまいりたいと思っております。

○丸山委員 しっかりとやっていただきますようよろしくお願ひしまして、私、丸山穂高の質疑を終わさせていただきます。

○富田委員長 次に、三谷英弘君。

○三谷委員 みんなの党の三谷英弘です。

本日は二十分間ということので、大変貴重な時間、よろしくお願ひいたします。

まず一点目ですけれども、ここ二日間ぐらいは、町を歩いていても、非常に物々しい警備が東京じゅういろいろなところに見られる。その理由はもちろん明確でございまして、今晚オバマ大統領領がいらっしゃるといふことで、日米首脳会談が開かれるというタイミングでもあります。本日、最初は、それに関連した質問をさせていただきますというふうにしてあります。

いろいろな会社があります。例えば、この経済産業委員会の中にはリクルート出身の委員もいらつしやいます。根拠委員が恐らくそうだと思いますけれども、どうしてもリクルート出身というところ、ビジネスの世界で、何となく鼻が高くて、俺はリクルート出身だみたいなことをやるには非常によいというふうな思っております。

な側面もあるかというふうな思っております。何を隠そう、私も、しばらくの間リクルートの中に常駐をしたこともございまして、その意味では、一部でもそのDNAを受け継いでいるんじゃないかというふうな思っております。

それはさておきまして、オバマ政権と安倍政権というものの共通点を探してみました。そうしたら、一つ浮かび上がったのは、実は、いずれもマッキンゼー出身の優秀な仲間がいるということなんじゃないかというふうな思っております。

オバマ政権の方にはスーザン・ライス大統領補佐

官がいらつしやるといふことで、今回、TPPに關しても、アジア太平洋地域へのリバランス政策の重要な側面があるといふことで、TPPを推進するといふことについて強い意欲をお持ちだといふようなこととございす。

ぜひとも、日本のまさに経済をつかさどつていらつしやる茂木大臣に、このTPPの重要性和、そして日本の経済への影響について御見解を伺えればと思ひます。

〔委員退席、江田(康)委員長代理着席〕

○茂木国務大臣 三谷委員には、きょうもグリーンネクタイで登場されて、爽やかに質問をありがとうございます。

自由貿易の拡大、そして経済連携の推進、これは日本の通商政策の柱であります。これからは特に、成長著しいアジア太平洋地域の成長を取り込んでいくことが、まさに日本の成長にもつながっていくと考えております。

この点、本日よりされるオバマ大統領と安倍総理の間でさまざまな分野について議論が行われると思ひますが、その焦点の一つでもありますTPP、これは、物やサービス、投資の自由化はもちろんであります。知財であったり金融サービス、電子商取引、環境、国有企業など、さまざまな分野でアジア太平洋地域に二十一世紀の新たな経済統合のルールのまさに土台、ベースをつくっていくものだ、こういう野心的な試みだと思ひます。

我が国企業にとりまして、工業品の関税の撤廃であつたりとか、サービス、投資の一層の自由化を初め非常に幅広い分野において、新たなルール整備を通じて日本企業の競争力の強化であつたりとか海外市場の獲得につながるものだと考えております。具体的には、一点だけ関税について申し上げますと、我が国がTPP十二カ国、相手国といふと十一カ国ということになるんですが、それに支払つております毎年の関税、これは四千七百億円に上るわけでありまして、輸出企業にとつても、これによつて関税が相当下げられるという

ことになりますと、競争力の強化につながっていくのではないかなと思っております。

また、新しいルールづくりの一環として、先生も御専門の知財の分野でいいますと、各国の税関当局によります水際の執行の強化が実現されれば、日本で作られる高付加価値の商品であつたりとかコンテンツ、これがより適切に海外でも保護されることにつながっていくと考えております。

さらに、日本のコンビニ、世界で一番ですよ、やはりどう見ても。それがなかなか今の状態でアジアの国々に入っていく状態というのがあるわけでありまして、コンビニの持っているさまざまなシステムであつたりとか商品のラインナップ、こういったものも大いにアジアに展開をできるのではないかな、こんなふうを考えております。

世界のGDPの四割を占める巨大な経済圏に我が国企業が有利にアクセスをして、また安心して取引できる環境をつくり出すということでありまして、そういった意味からもTPPは非常に大きな意味を持つております。

現在、まさに二国間でぎりぎりの交渉といったものが続いているところでありまして、引き続き、できる限り早期の妥結に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○三谷委員 ありがとうございます。

我が党としても、TPPをぜひとも早期に妥結していただきたいということで、全力で頑張りたいと思います。

それでは、質問の中身に移らせていただきます。まず、クールジャパンについて伺いたいというふうに思います。

先日、このクールジャパン機構に関して、投資先決定、こういったところに投資するんだというような報道がございました。それに対して、クールジャパン機構のホームページでは、そういう投資決定をしたという事実はございませんとありました。

海外を見てみると、例えばサンフランシスコにあるジャパントウンですとか、いわゆる日本人街というものはいろいろなところにあるんですけども、非常に寂れてしまっている例が多々あるところではないかというふうに思っております。その中で、そういう施設を買って、うまく運営して利益を上げるといふのは必ずしも容易ではないというふうに思っております。ただ、今、クールジャパン機構も決まって、進んでいることですから、ぜひとも成功していただきたいというふうに思っております。ですので、この点についてちよつと質問をさせていただきたいというふうに思います。

あの報道は、まだ決まっているものではないから、その意味では間違えていることは前提であるとしても、今後、投資先を決定するまでのプロセスというのについて改めて確認をさせていただきたいと思ひます。

○富田政府参考人 お答え申し上げます。

機構の投資決定のプロセスのお尋ねでございます。

機構におきましては、具体的な投資決定を行うまでに、まずは政策的な意義、そのために設立されたわけでございますので、それを踏まえまして丁寧な案件組成への支援を行う。その上で、これは民間ファンドと同様でございますけれども、投資リスクを適正に把握する、そのための多角的な事前調査、デューデリジェンスでございますけれども、そういったものを行うということでございします。

その上で、実際の投資判断につきましては、経済産業省が定めております支援基準といったものに基きまして、具体的には、機構の中の海外需要開拓委員会が政策的意義、収益性、さらには波及効果というような観点から中立的に決定をするということになってございます。

海外需要開拓委員会につきましては、機構法を踏まえまして、まずは社外取締役を中心に構成をするということ、その運営につきましては、各委

員が独立して職務を執行する、出席の過半数の決議で決定をする、それから特別の利害関係を有する委員は議決に加われないといったようなことが決まっております。そういった仕組みのもとで中立公正な投資決定判断を進めていくというふうに承知をいたしております。

〔江田(康)委員長代理退席、委員長着席〕

○三谷委員 一応、念のため何うんですけれども、そこで言う決定のプロセス、検討の過程というのは、一部でも公開はされるものなんでしょうか。

○富田政府参考人 具体的な海外需要開拓委員会の中における議論の詳細を逐一公表するかどうかというのは、個別企業のさまざまな事業活動にもかかわることでございますので、そういったものをそのまま公表するというのは難しゅうございします。

しかしながら、決定プロセスがいかに公正に行われているかということについて、しっかりと国民としても監督をしていく必要がございますし、国民の理解を得ていくということも重要でございますので、必要な範囲で最大限の情報開示というものをやっていくという方針をとっておるところでございます。

○三谷委員 今、この点を質問させていただいた趣旨は、今回のクールジャパン機構、もちろん政府が出資しているのが大半ではございますけれども、さまざまな民間企業も出資をしているところですので、お金で民間企業から入っているということになるわけです。これはある意味、いいところもあり、悪いところにもなるかなという

ような形が悪いことになりかねないかという点、お金を出してくれたところを優先的に、そういったところがやろうとしている事業に対して投資先を選ぶというふうなことが起きたら、このクールジャパン機構というのは到底国民の理解は得られなくなってしまうこととすし、もちろん、そういうふうなことはないというふうに思っております。そういう懸念を持たれないよう

な運営をしていただきたいというふうに思っておりますけれども、この点について見解をお願いいたします。

○富田政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘いただいた点は大変重要な点だと思っております。

利害関係ということでございますけれども、投資先と関係が深い経営陣がいたり、あるいは機構の株主などが利害関係者ということで想定されるわけでございますが、先ほど申し上げましたとおり、こういった利害関係がある者は海外需要開拓委員会における決定には関与できないと法律にしっかりと明記した規定がございますので、法律に従つてしっかりと運営をしていくというところで進めてまいりたいというふうに思っております。

○三谷委員 その法律の規定は私も存じ上げておりますけれども、それだけで全てが担保できるものではないだろうというふうに思っておりますので、ぜひとも、今後、一号案件、二号案件と進んでいく中で議論のプロセスも含めて、これからしっかりと注視してまいりたい、このように考えております。

続きまして、福島第一原発の事故に関して質問をさせていただきたいというふうに思っております。

本日は、御多忙な中、東京電力の廣瀬社長、そして規制委員会の方にもお越しいただいておりますけれども、先ほどの丸山委員の質問にも絡んだことですので、多少は拾象させていただきます。今回、いわゆる凍土遮水壁の計画に關して、規制委員会から今のままでの計画ですかというような指摘が入つたというところなんですけれども、改めて、これについて東京電力としては今後どう対応していくのかについて簡単にお答えいただきたいと思ひます。

○廣瀬参考人 先生御指摘のように、丸山先生の先ほどの質問にかぶりますけれども、私ども、三月に變更申請をさせていただいて、何分とにかく初めての設備でございますし、いろいろ御質問

等々もあらうと思っておりますので、今、監視・評価検討会というところでまさにその審査をしていただいているところでございます。それに対してしっかりお答えして、完全に安全だということふうに御理解をいただいて進めてまいりたいと思っておりますし、先ほども話ございましたように実証試験もやらせていただいておりますので、その結果も踏まえていろいろな知見も出てきておりますので、そうしたのももしっかり御説明させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○三谷委員 重ねて一つ質問します。

そのさまざまの対応については、具体的にどれぐらい時間を要するというふうに東京電力では見られているでしょうか。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

私も、中長期ロードマップというのでこれから、汚染水対策も含めて今計画をやっておりますところでございますが、そこにとつては、六月から遮水壁の工事を始めたいというふうに考えておりますし、来年の三月ぐらいから実際に動かして凍らせていきたいというふうに考えておりますけれども、まずスケジュールありきでなくて、しっかりと御説明をして御理解をいただかないと、認可をいただかないといけないというのは当然のことでございますので、今、それに向けてしっかりと対応させていただきたいと思っております。

○三谷委員 今お答えいただきました、スケジュールありきではなく、もちろん、物が物ですので、中途半端なものをつくられるよりは、しっかりとしたものをつくっていただいて、ちゃんと、地下水を近づけないというようなことをやっていたいただきたいというふうに思っております。

この点、先ほどの丸山委員との質疑のやりとりを聞かせていただいたんですけれども、規制委員会でも今しっかりと急ぐんだというような話をされておりましたし、経済産業省においてもスピード感を持つてというような話がされておりました。

凍土遮水壁という話が突然出てきましたということで、申請を受けたら、それは何か問題じゃないかというふうな指摘をされるんだからまだわかるんですけれども、凍土遮水壁の話は去年の九月からもうずっと話としてはあるはずでありまして、今もう四月の終わろうとしている段階で、申請を出されたから、そのことによつて審査を始めますということ、本場にスピード感を持つて急いでやっているのかというふうな考えるかどうか。規制委員会そして経済産業省、いずれからもお答えいただきたいと思ひます。

○山本政府参考人 お答えいたします。

凍土壁の検討につきましては、資源エネルギー庁で昨年からずっと御検討いただいていることは承知しておりますし、その検討の場には、規制当局の立場から私も参画しております。

それで、凍土壁に関します安全性に係ります懸念については、その検討の場で、文書あるいは口頭という形で意見を提出させていただいているところでございます。したがって、その問題意識は、東京電力にせよ資源エネルギー庁にせよ、私どもと一緒に問題意識は共有をしていただいていというふうに考えております。

大事なことは、そういう安全に係ります懸念を私拭するための技術的な方策、具体的なものでいえば詳細設計ということになるわけでありましてけれども、そういったものがこれからやると明らかになつてくるというのが実態でございます。

基本的な考え方は私どもも理解をしているところでございますけれども、それを実現するための技術的な裏づけ、データ、そういったものをきちつとそろえていただいて、確かにそうだなということを私どもとしては確認していきたいというふうに考えているところでございます。

現在、東京電力、それから資源エネルギー庁で実証試験などをやっておられるというふうに聞いてございますので、そういうデータをもとに、技術的な観点からきちつと確認をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○糟谷政府参考人 汚染水対策、対策を講じるまでに時間がたてばたつほどリスクが高まるというふうな考えております。その意味では急がなければいけません。

他方で、安全上の懸念についても私拭をするということが必要でありまして、これまでの実証試験で得られたデータ、結果、その辺をしっかりと御説明して、予定どおりの着工につなげていきたいというふうに考えております。

○三谷委員 時間も限られているので、この点に

もう少し特化して質問をさせていただきます。アイデアを共有していた、懸念も伝えていたという話を今規制委員会からお答えいただきましたけれども、四月十六日なりなんなり、この三月、四月で言われていること、そこで指摘されていることつて物すごくレベルが低いなというような感じを正直受けています。

それは、具体的な、どうやって進めますかということがわからない段階で、いわゆる凍土遮水壁というアイデアをいただいた段階で、こういう問題点があるんじゃないですかというのは当然指摘できる話だと思いますし、その指摘を乗り越えたものを、こういう計画でやっていきますというふうに届けてもらうというところまで事前にコミュニケーションしてからじゃないと、これは全くもって、言葉は悪いですけども餓鬼の使いなんですよ。

だからこそ、本当に早く汚染水対策を進めていくということであれば、どうして、そういう実際上の懸念を共有して、もつともつとそれを乗り越えたような形の申請を出してもらわなかったのかということについて、もう一度規制委員会のお答えをお願いします。

○山本政府参考人 安全上に関します懸念といひますか問題点、あるいは規制上の要求のポイントにつきましては、昨年の十月に私ども規制委員会ですまざる懸念事項あるいは安全上必要な事項は何かということ議論いたしましたして、十月三

十日の私どもの検討会でも技術的な検討をさらに加えて、これを公表しているところでございます。したがって、昨年の秋に既に技術的な問題点については公表しております。さらに、その上で検討を加えて、ことしの一月三十一日ですが、同様に私どもの検討会におきまして技術的な要件を具体的に提示いたしましたして、それを公表し、伝えているところでございます。

したがって、申請に当たりましては、昨年の秋からこういう懸念、問題点、課題を示しているところでございますし、それを踏まえた形で申請が行われているというふうに考えているところでございます。

大事な点は、それを具体的に、単に防ぎますよ、あるいは大丈夫ですよということではなくて、どういう方法で、さらにはその実施方法の技術的な裏づけがきちんとあるものかどうか、これを私ども審査という観点から見ていくものでございますので、そういう技術的な実証データ、根拠を示していただきたいながら、それをしっかりと確認していく、こういう対応を今までできていくところでございます。

○三谷委員 もう時間がないので、一点、確認だけです。

そういう意味では、懸念は十分に伝えていたけれども、その懸念を私拭するような申請が今回なされなかったというふうに考えているという理解でよろしいでしょうか。

てチェックをするという課題であると考えております。

○三谷委員 時間になりましたので、以上です。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、小池政就君。

○小池政就委員 結いの党の小池政就です。お疲れさまでございます。

きょうはちょっと打順が上がって六番バッターということで、ヒットを狙えるような質疑をさせていただきたいと思っています。

きょうは法案審議の前ということであります。法案そのものよりは、今ある制度でありますとか、ちよつと電力と違う角度からエネルギー分野について少し確認をさせていただきたいと思ひますし、また、制度の改善等について一緒に議論させていただきたいと思ひております。

まず、熱の利用という面でございます。

今回、エネルギー基本計画におきましても、コージェネレーションの推進等は一応は載っているところではありますが、その中身は本当に一般的で、かなり抽象的なものであります。改めて、その意義でありますとか目標でありますとか、それから、現在どのような課題があつて、これからそれをどうしていくかということについてお伺ひさせていただきたいと思ひるので、よろしくお願ひいたします。

○茂木国務大臣 委員もよく御案内のとおり、我が国におけますエネルギーの多くは、最終的には給湯用であつたりとか冷暖房用、熱の形態で消費をされることが多いわけでありまして、自然界から得られる熱であつたりとか、工場、家庭から出てくる熱を熱エネルギーとしてそのまま有効利用する、これは極めて効率的なことなんだと思ひておりまして、実際に、二〇一三年度の末時点でコージェネレーションが九百八十五万キロワット導入されております。この九百八十五万キロワットというのはかなりの量でありまして、ピーク時の家庭用電力の約一八％に当たるといふ量が導入されております。

当省としては、その導入促進を図るために、家庭用の燃料電池システム、いわゆるエネファームを導入支援するための補助金、これは平成二十五年度の補正で二百億を計上いたしております。また、コージェネレーションを含みますエネルギー効率の高い設備導入を促進するための税制などによりまして、積極的に支援を図つてきているところであります。

コージェネ全体の導入目標をどうしているかということになりますと、当然これはエネルギーミックス全体の問題ともかかわつてまいりまして、その中で、例えばそれぞれの比率を決めていく中でコージェネというものを導入していくということになってくるんだらうと思ひておりますけれども、コージェネを導入するに当たつてのコスト上の課題であつたりとかさまざまなことについては、既にこれまでの予算措置でも対応してきておりますし、さらなる導入拡大に向けて支援策も一層検討していきたいと思ひております。

○小池(政)委員 ありがとうございます。

数値を出してくださいということではなく、ある程度の目標を持つていないと、今回のエネルギー基本計画におきましても、確かにエネファームについてはそれを促進していくということはどうなつていくのか、またそれをどうやって地域社会に活用していくのかということをしっかりとビジョンとして持つていただきたいと思ひております。

今回の補正でも二百億積みまれておりますし、それを今度は拡大するだけじゃなくて、もう少し、熱プラスコージェネという形で実効力を持った使い方というものもぜひ考えていただきたいと思ひます。

参考人にもちよつとお伺ひさせていただきたいんですが、今のエネファームにつきましては、こゝで発生された電力が逆潮流できないような仕組みになつていと思ひますが、その理由についてお伺ひさせていただけますでしょうか。

○木村政府参考人 今御指摘のコージェネレーション等からの逆潮流でございますけれども、現行の電気事業法におきましては、これを妨げるような規制措置というのは存在はしておりません。したがひまして、こうした逆潮流を認めるかどうかということにつきましては、燃料電池を設置する者と一般電気事業者の間の協議によることとなるというふうに承知をしてございます。

他方、普及が進んでおります家庭用燃料電池につきましては、現在、逆潮流防止装置というものをつけてございますので、実質問題として、家庭用燃料電池により発電される電気の取引というものが妨げられているという声があることも事実でございます。

先日決定されましたエネルギー基本計画におきまして、「燃料電池を含むコージェネレーションにより発電される電気の取引の円滑化等の具体化に向けて検討する。」ということで表記がございまして、今後、燃料電池、コージェネの導入促進のためにはどのような施策が適切なのか、検討してまいりたいと思ひてございます。

○小池(政)委員 実質、今できない状態にあるということ、こゝをぜひこれから前向きに検討していただきたいと思ひます。

現状、発電についても、一定の需要がないと発電機能がしっかりと活用されないということでありまして、また、今は発電時も自動停止という状態になつているところでありまして、これはエネファームだけに限つたことではないわけでございますが、結局、発電時に自動停止ということでは本来ある電気を活用できないのであれば、スマートグリッドそのもののこれからの可能性というものがかなり低減することになつてしまふわけでございます。

例えば、インバーター等でそれを域内で調整するとかいうことも考えられるわけでございますから、これからの活用に向けて、ぜひその点は前向きに考えていただきたいと思ひます。また、別の制度になります、熱を何とか有効

活用していこう、熱を利用させるために、熱を発生するような機器の経済性を改善していこうといううような制度がありますので、その活用について少しお伺ひをさせていただきたいと思ひます。

先日、この委員会でも、例えば熱の固定価格買い取り制度はどうだという話がありました。イギリスでやられている制度でありますけれども、ただ、それを考える前に、ちよつと振り返つてみますと、実は日本にはグリーン熱証書という、平成二十一年の四月から進められている制度がござい

ます。スキームを見ますと、きょう皆さんにお配りをしております資料、絵が描いてある方になりますけれども、グリーン熱事業者がしまして、こゝは、例えばバイオマスでありまして太陽熱という手法で熱を発生する。真ん中の日本自然エネルギー株式会社というところを通して、認証センターがこの熱を認証して、これはグリーンな発生装置から出たものですよという形でこの証書が発行されるという制度でござい

ます。本来は、この証書、この制度を生かしながら、この仕組みの中で自分たちの経済性を改善していくといううような取り組みだつたかと思ひますが、これについて、現状の取り組み、また課題等をお伺ひさせていただけますでしょうか。

○木村政府参考人 グリーン熱証書でございますが、太陽光あるいはバイオマス、雪氷熱といったところから生み出されます再生可能エネルギー熱の利用の促進のために、その環境価値を評価するものとして平成二十一年に創設されたものでございます。現在までに合計二十七件の熱設備がグリーン熱証書発行対象の設備として認定されてきた、そういう実績がござい

ます。グリーン熱証書の購入には、そのままではなかなかインセンティブがつかないということもござい

ますので、グリーン熱証書の購入者が、その購入量相当分をみずからのCO₂削減量として、地球温暖化対策推進法に温室効果ガス算定排出量の報告義務というのがござい

ますけれども、これの

履行としてそのデータを用いることができるようにする。それから、そのために、グリーン熱証書をCO₂削減量に換算するための認証制度を昨年十二月から環境省と共同で開始したところでございます。

それから、熱証書発行の前提となります熱量の計測にコストがかかるという問題もございまして、この計測費用の削減に向けて実証等を行ってきたところでございます。

いずれにいたしましても、CO₂削減量に換算できるグリーン熱証書制度自体はまだスタートしたばかりでございまして、こうした取り組みを通じて利用拡大を図ってまいりたいと考えてございます。

○小池(政)委員 スタートしたばかりということですが、そのスタートのダッシュが順調にこれから進んでいけばいいと思うんですが、どうも、スタートをしたはいけれども、走ることにすら今できていないんじゃないかという状態に思えてしまうわけでございます。

先ほど見ていただきました資料の裏側がグリーン熱証書の認定された設備の一覧になりました、先ほど二十七とおっしゃっていましたが、ことしの三月三十一日現在におきましてはこのような中身ということになっております。

この一番右、ちよつと見にくいんですが、認定日を見ていただきますと、平成二十一年九月から始まりまして、一番最後は平成二十四年三月なんです。その後は一件もふえていないということでございます。また、この設備から発生する認証された熱につきましても、年間で見てみると数件ぐらいしかないという状況になっているわけでございます。

完全にちよつと制度としても、本当にこれで進めていくことができるのかなという心配を持ってしまうわけでございますし、事業者、それから、きのうちよつと役所の方にも聞いたらこの件はほとんど知らなかったということでもありますし、ほとんど認知が広がっていないような感じもいた

します。

今のお話の中で、計測は確かに難しいというところはあるかと思いますが、当然それはそもそ想定された取り組みだと思えますし、また、この計測の実証に対して今まで十億ほど予算をつけて実験等を重ねてきているわけでございますから、これは、走り出した以上は、この先続けるのであれば、しっかりと続ける必要があります。

また、この制度に乗っかって、事業者の方が少ないとはいえこれだけあります、かつ、その中で例えばソーニとは年に八千トンという国内で最大規模の証書を生かした熱の認証等も乗り出したという過去もある中で、果たして、これをなかったことにしてしまうと、こういう人たちが、今度改めて新たな熱の制度を政府がやるとなつたときに、もう信用できないということでも多分二度と入ってくることはなくなってしまうわけでございますから、現状をしっかりと検証して、これから改善するなり、また改めて仕組みを整えるなりしていただきたいと思えます。

この点について大臣からお伺いさせていただきたいんですが、この仕組みがあるから生かさなきやいけないということだけではなくて、やはり私は国内にまだまだ賦存しているエネルギーの可能性を生かすことはできると思っております。

例えば中山間地でありましてバイオマスというのがございます。先日ちよつとお話をさせていただきましましたように、それを生かすためには、必ずしも補助金みたいなあめのやり方だけではなくて、例えば託送料金も全て均一化してそれではないか、そういう環境があるところでは、託送料金も均一化するんじやなくて、当然負荷がかかるわけですから、少し高くすることによって、自分たちで今度は何か取り組みを行おうというような制度も重要じゃないかという話もさせていただきま

した。また、このような制度があるのであれば、それを生かして地域で今度熱も自分たちで活用していく、それによって経済性を高めて、だんだんと

地域の活性化につなげていくという取り組みが非常に大事だと思っておりますので、ぜひ、この件につきましても大臣の御意見をいただきたいと思

います。

○茂木国務大臣 再生可能エネルギー、基本的には分散型の電源ということでありまして、地域でどう使っていくかということは今後大きな課題として考えていかなきゃならないと思っております。

基本的に、どうしても現段階においてはコストが高いという問題であつたりとか、どうそれを違う地域に送るか、その場合の送配電のあり方等々について課題があるわけでありまして、委員おっしゃるように、単なる補助金だけではなく、もつと導入促進に向けたさまざまなスキームというものは考えていく必要があると思えますし、これまであるスキームにしても、常に導入の実績等々、きょうもお示しをいただきましたが、そういったものを見ながら、よりよい制度にどうしたら変わっていくかという観点からの検証が必要だ、このように考えております。

○小池(政)委員 ありがとうございます。

ぜひ、これから継続して関心を持っていたきたいとともに、やはり市場をつくるというのは大変難しいんだということも認識していただきたいと思えます。排出権取引市場もそうですし、このような熱の認証制度というのもそうですし、また、これから活性化しなくてはいけない卸の電力市場ということもそうです。継続的にそれは検証しながらしっかりと活性化していかなくては、残念ながらその制度に乗った人がかえって損をしてしまうということになってしま

います。

ちなみに、この件は、過去五年間の国会の議事録を検索させていただきましたけれども、それでもこのグリーン熱というものは出てこなかったわけ

でございます。完全にやはり埋もれていた制度だなというのを改めて感じました。

次に、ちよつと時間もなくなってきましたが、

別のテーマで、信用保証制度というものについてお伺いをさせていただきたいと思

います。

経産省からは、多分この委員会で、中小企業等に関する法案というのが恐らく後半で出てくるかと思

いますので、そのときにもう少し詳しくやることになるかとは思いますが、この信用保証制度につきましても、やはり中身をしっかりと見ていく必要があるかと思っております。

現状の意義と有効性ということを確認するとともに、この中の構造として、やはり信用保証制度によってモラルハザードが起きてしまうんじゃないか。結局、それを代位弁済されることによりまして、責任の所在が曖昧になったり、地方自治体

がそもそも全くコミットしていないところに、自分たちが保証したことによって、そのことの責任を結局とらなきゃいけない。

また、政府側も機関を通してそのスキームの中に入つて自分たちの負担をしなくてはいけないにもかかわらず、最初の取り組みのところでしたり貸付先の信用等を評価しているとは言いづらい中で、かつ、この保証というのが一〇〇%もあつたり、他国とかに比べてもかなり高い信用保証がされているわけでございまして、モラルハザードをどうやって防いでいくかという観点が必要だと思

うんですが、その点についてお伺いさせていただきま

すでしょうか。

○茂木国務大臣 信用保証制度につきましては、中小企業、小規模事業者が民間の金融機関から資金の調達を受ける上で、大きな役割を果たしてきたと考えております。平成二十四年度末の実績で申し上げますと、中小企業、小規模事業者三百八十五万社の四割に当たります百五十万社が利用しているということでもあります。

ただ、この制度は、一〇〇%保証ということで、す

証を行い、残りの二〇％は金融機関の負担とする責任共有制度、これを中心とする運用に移行したわけであります。

ただ、その後、リーマン・ショックが起りまして、中小企業等にとりましては緊急的に資金的な手当てが必要になるということで、一旦、業種も広げまして、セーフティネットの保証ということで一〇〇％のものに上げたわけでありましてけれども、現在は、通常に戻すような、責任共有の原則に従った運用としていくところであります。

金融機関のモラルハザードというのは防いであくなくならない。その一方で、中小企業、小規模事業者に対して円滑な資金供給ができなければいけない。この二つのバランスを考えながら、しっかりとした運用をしてまいりたいと考えております。

○小池(政)委員 時間になりましたので、その供給先についても、これからまた時間があれば議論させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○富田委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。廃炉経費を誰が負担するのかということが問われております。

昨年十月に、電気事業会計規則の改正が行われました。原発の廃止措置の制度を二つの点において変更するもので、一つが発電所設備の減価償却、もう一つが解体引当金に関する見直しであります。

きょう取り上げるのは発電所設備の減価償却に関するところですが、廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備について、運転終了後も原子力発電設備に含まれる旨を電気事業会計規則に明確に規定するとあります。

そこで、経産省にお尋ねします。

この改正において、廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備というのはどういうものなのか、原子炉の廃止に必要な固定資産とは何なのか、原子炉の運転を廃止した後も維持

管理することが必要な固定資産を含むというのは何を指すのか。この点について御説明をいただけますか。

○上田政府参考人 昨年十月一日に、電気事業会計規則を改正いたしました。その中で、電気事業固定資産として二つのものが含まれることになったわけがございます。一つは、委員御指摘のとおり、原子炉の廃止に必要な固定資産、もう一つは、原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産でございます。

最初の、原子炉の廃止に必要な固定資産でございますが、これにつきましては、例えば、燃料取り出しのためのクレーン、あるいは解体時に使用する工具等々が含まれるわけでございます。

それから、原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産ということにつきましては、平成十九年五月の総合エネルギー調査会電気事業分科会原子力発電投資環境整備小委員会におきましてその一覧というものが示されておりますが、具体的には、例えば、使用済み燃料プールの水温維持等を行う冷却設備や、使用済み燃料プールへの給水設備、あるいは各設備機器に要求される機能を維持するための変圧器等の電源設備、あるいは原子炉格納容器、原子炉容器、蒸気発生器等の放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁の機能を有する設備等々のものがこれに該当すると考えております。

○塩川委員 次に、この廃止措置においては、事故を起こした原子炉も対象としているのか。その点で、事故炉の廃止措置に向けて新たに取得する設備というのは具体的にはどういうものと考えているのか。御説明いただけますか。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。今の御指摘は、事故を起こした原子炉というものの廃止措置に含まれるのか、新たに取得する設備はどんなものかという御質問でございます。先ほど申し上げましたように、原子炉の廃止に必要な固定資産、それから原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産として

て、減価償却費を料金原価に含み得るということとした設備でございますが、これには、通常に運転を廃止した原子炉に係る設備のみならず、事故炉に係る設備も対象に含まれると考えております。

平成二十五年九月に取りまとめました廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループの報告書におきましては、今回の見直しにより、例えば東京電力の場合、制度改正前までの引き当てにおいて見積もられた設備のほかに事故炉の廃止措置に向けて新たに設備の取得が必要となる場合には、この減価償却費が追加的に原価算入され得るということとでございます。

事故炉の廃止措置に向けて新たに取得する設備の具体例ということでございますが、これは、現状、東京電力のこの事故の話でございます。

御案内のとおり、東京電力は、福島第一原発の一号機から四号機までの廃止措置の費用といたしまして、昨年十月までに合理的な見積もりが可能であった範囲内で、これまで九千六百八十九億円を費用計上しているわけでございますが、これは既にもう引き当てているわけでございまして、これらの引当金を取り崩して設備を取得したとしても、これらは料金原価ということにはならないわけでございます。

事故炉の廃止措置に向けて新たに今後取得する設備ということでございますが、今申し上げます円以外の設備というものでありまして、例えば、今後増設される予定になっております多核種除去設備、ALPSといったものや、あるいはフランジ式のタンクであって、今の九千六百八十九億円に入っていない部分等々が想定される、こういうこととでございます。

○塩川委員 通常の廃炉だけではなくて事故炉も対象になるといふことと、あわせて、特損で処理しました九千六百八十九億円を超えて費用が出た場合についても、ALPSの増設や、あるいはフランジ式のタンクの増設などがこの九千六百八十

九億円を超えて費用として出た場合には対象となり得るという話であります。

要は、この会計規則の変更を議論しました廃炉会計制度検証ワーキンググループでは、事故を起こした原子炉かどうかにかかわらず、原子力を利用した原子炉の供給を行うに当たっては、運転終了後も長期にわたる廃止措置が着実に実行されることが大前提と、通常廃炉と事故炉を区別せず議論がなされているわけでありまして。

もう一つお尋ねします。こんなことがあつてはなりませんけれども、今後、原発事故が発生するようなことがあつたら、その事故炉の廃炉の費用というのも対象になるという考えでしょうか。

○上田政府参考人 委員御指摘のとおり、また先ほども申し上げましたけれども、事故炉につきましては、廃炉に関する会計制度検証ワーキンググループの検討の結果も踏まえまして、まず第一に、運転終了後も長期にわたる廃止措置が着実に実行されるということが電気の供給を行うための大前提であるといったこと、それから二番目に、廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備につきましてはそういうふうな形で使用している実態があるということから、運転終了となる原因いかんにかかわらず、廃止措置に向けて新たに設備の取得が必要となる場合には、その設備の減価償却費というものを料金原価に含め得るということにしたいと考えております。

○塩川委員 今後事故が起こるようなことがあつた場合でもそれは対象となり得るという話で、これはやはり、電気料金のそもそもの原則を考えたときに、こういうことではないのかということが問われてまいります。

電気料金は原価主義の原則、公正報酬の原則、公平の原則をもつて定められるというのが電気事業法の規定でありまして、電気料金は能率的な経営のもとにおける適正な原価でなければならぬ、このことが電気事業法の十九条二項一号で定められております。

今回の会計規則の改正に当たって、この十九条

二項一号に基づいてどんな議論が行われたんですか。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループの議論というもので、具体的には、事故炉の廃止措置に向けて新たに取得する設備の減価償却費計上ということにつきまして、仮に今後、原子炉設置者である電力会社が事故を起こしたとしても、廃止措置に係る費用については料金で回収することが可能となることによってモラルハザードが引き起こされることがあつてはならないといったような御指摘がございました。

他方で、廃炉が確実に進むと安心して見ていられるからこそ発電が行えるのであつて、発電と廃炉を一体の事業と見るべきであるといったような議論もございました。

こうした議論を踏まえまして、御案内のとおり、最終的な報告書では、運転終了となる原因のいかんにかかわらず発電、廃炉は一体の事業と見ることができるとされたわけでございまして、したがひまして、事故炉であつたとしても、廃炉に向けて活用される設備につきましては、その減価償却費を料金原価に含め得るということとしたわけでございます。

○塩川委員 いや、電気事業法の十九条二項一号に即した議論が行われたのか、あつたのか、なかったのか、その確認なんですけれども。

○上田政府参考人 これは議事録が公開されておるわけでございますけれども、その議事録によると、十九条の一条が云々ということよりも、今申し上げましたような、事故炉の話につきまして、事故を起こしても最終的に事業者は料金で助けてもらえる印象につながるようであれば嫌だなと思つておりまして、そういうふうな印象にならないようにしてほしい等々の議論があつたと承知しております。

○塩川委員 十九条二項一号に即した議論というのはないんですよ。議論が行われておりません。大臣にお尋ねします。

能率的な経営のもとにおける適正な原価ということが、電気事業法で定める電気料金の定め方の基本の一つであるわけですね。そういったときに、事故を起こすような経営そのものが能率的な経営なのか、このことが問われていると思うんですが、その点ではいかがですか。

○茂木国務大臣 能率と事故に直接相当因果関係があるということはどう考えてもありません。常識的に考えて私はそうであると思つております。では、能率だけを追求すれば事故の発生確率が減っていくか。全く逆の方向に行くんじゃないかな、私はこんなふうなふうに考えております。

その上で申し上げますと、事故炉の運転終了の原因にかかわらず、先ほど来政府参考人から答弁させていただきまますように、廃炉に向けて活用される新たな設備の費用も見るといふことでありますけれども、これは、電気料金の改定を行わない限り料金原価に算入することはできないわけであります。

その際、電気料金は、電気事業法十九条二項一号に沿ひまして、能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えたものであることが認可基準として規定されているために、仮に電気料金の値上げ申請があつた場合には、事故炉の廃炉に係る費用についても、能率的な経営のもとにおける適正な原価として認められるかどうか、厳正な審査を行うことは当然のことです。

○塩川委員 厳正な審査を行う前提の規則が改正されているわけで、そのところが問われているわけですね。通常の廃炉と事故炉の廃炉というのを同列に扱つていいのかということが問われているわけですね。

その点につきましては、十九条二項一号に基づく議論というのは、その前の年に、平成二十四年七月の東電の供給約款変更認可申請に係る査定方針においては、その過程の中で議論が行われているわけですね。この査定方針においては、事故直後に特別損失として認識し処理した費用については、このときは約九千億円ですけれども、料金原

価に含まれることはない、また、これ以外に新たに必要となる経費のうち、資本的支出、設備投資が生じた場合、原価にも算入されない。こういう考え方に立つて、原価から除外すべき、こういうことが査定方針の中で明らかにされたわけであります。それは、議論の中で、十九条二項一号に即した議論が行われていたからであります。

二〇一二年五月二十九日の第三回総合資源エネルギー調査会総合部会の電気料金審査専門委員会におきましては、公認会計士の永田委員が、費用の原価性を認めるに当たっては、これは電気事業法十九条二項一号に書かれている料金が能率的な経営のもとにおける適正な原価であるかどうか、なおかつ、国民が認めるかどうかというのが重要なポイントだ、特損処理した九千一億円についてはまさしく非効率的な状況、経営環境の中で起こつており、非効率的な経営状況のコストであるので、当然として、これは原価算入は認められない。

こういう議論のもとで、原価算入を認める費用はプラントの安定状態維持継続に係る経常費用に厳に限定し、設備投資分を電気料金に上乗せすることを認めていなかったわけで、ここそやはり議論の土台であるわけで、それをこの問題についての議論もなしにひっくり返すということ自身の方が大問題じゃないですか。

私は、そもそも、事故炉の廃炉経費を料金原価に含めるというのがこの電気事業法の十九条二項一号の規定を超えているんじゃないのか、そういうふうな率直に思います。大臣、いかがですか。

○茂木国務大臣 御指摘の九千六百八十九億円は既に計上済みでありまして、この範囲で支出される費用につきましては、現在の東京電力の料金原価に含まれておりません。

また、今後新たに発生する設備費用についても、先ほど答弁申し上げましたように、電気料金の改定によらなければ料金原価に反映させられないわけでありまして、そのところは厳正な審

査を電気事業法に基づいて行つていくということであります。

恐らく、認識が違うのは、能率的な経営を行う、これは、できる限り電気料金を抑えるという観点から行つてありまして、先生がおっしゃるように、能率的な経営をすれば事故を防げるという問題では全くない。では、能率だけを追求していったときに原発の安全性が保てるか、私は違うと思ひます。

○塩川委員 電気料金に転嫁するという問題だから大問題なんですよ。事故を起こした東電の責任、負担、これを曖昧にした形で電気料金に上乗せをするような中身になつていふことが問われているわけで、そのときに、事故を起こすような経営そのものが問われているわけですね。

だからこそ、ここにも挙げであるような、平成二十四年七月の査定方針における、その過程の議論の中で、封じ込めのランニングコストそのものを電気料金に転嫁するかどうか、これ自身も議論が必要だと思ひますけれども、さらなる設備投資をするものについては切り分けて、電気料金の原価には認めないという整理を行つた議論の中にこの能率の原則を取り上げて議論を行つていふわけですから、それをひっくり返すようなことについて何の議論もなしに改定を行うということが、そもそも、規則でやるような、省令でやるような話じゃないんじゃないのかということが問われているんじゃないでしょうか。

○茂木国務大臣 安全性を重視した経営を行つてもらわなきゃなりません。それが事故を起こさないことにつながるべく、重層的な対策をとらなければいけない。一方で、能率的な経営を行う、これによりまして国民負担をできる限り抑え、料金原価も抑える。両方のことをやらなければいけないと思つておりますが、能率的な経営イコール安全性の向上につながるものではない。何度も申し上げておる通りです。

○塩川委員 では、もう一度聞きますけれども、査定方針のときに、設備投資分を電気料金に上乗

せしないということを整理した、その議論の中にこの十九条二項一号があったわけですが、それとそれをひっくり返すような議論が行われたんですか。

○上田政府参考人 前回の東京電力の値上げの際に、平成二十四年七月におきまして私どもの方から、東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針、委員御指摘のものを示していただいたわけですが、その後、一つは、平成二十四年九月に施行された新たな改正正炉規制法というものがございまして、これによりまして、災害の発生した原子力施設は当該施設の状態に応じた適切な方法により管理を行う等々、いわゆるバックフィットも含む新しい規制というものが施行されたわけでございます。

そういった状況も踏まえまして、去年の六月でございすけれども、こういったバックフィットの規制の導入を初めとする新たな規制の展開、それから、運転終了後も一定期間にわたって放射性物質の安全管理が必要という廃炉の実態、こういったものを踏まえまして、廃炉に関する現行の会計制度というものについて再度検証するというところで、先ほど申し上げました廃炉会計に関するワーキンググループというものを設けて検討し、今のような結論に至ったということでございます。

○塩川委員 通常の廃炉経費の費用負担について、解体引当金の見直しですとか、あるいは廃炉経費についての減価償却に關しての、通常の廃炉についての手続の見直しというのはあるでしょう。

しかし、事故炉というのを同列で扱うということ自身が、この東電と、ひいてはさらに政府、経済産業省の責任が問われる問題でもあります。費用負担の問題を棚上げして、電気料金という形で利用者、国民に負担を転嫁するというやり方というのは認められないということを申し上げなければいけないし、こういったことを省令改正で、役所の中で決めて、さあ行きますよう、こういう決め方自身も大問題だ、国民の理解は得られない

ということを強く申し上げて、質問を終わります。

○富田委員長 次に、内閣提出、電気事業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。これより趣旨の説明を聴取いたします。茂木経済産業大臣。

電気事業法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○茂木国務大臣 電気事業法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

東日本大震災以降、我が国が直面している新たなエネルギー制約を克服し、現在及び将来の国民生活に責任あるエネルギー政策を構築するためには、電気の安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を目的とし、広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保を改革の三本柱とする電力システム改革を着実に実施していくことが極めて重要であります。

このため、まず、三本柱の一つである広域系統運用の拡大などを実現することによって電気の安定供給の確保に万全を期すとともに、具体的な実施時期を含む電力システム改革の全体像を法律上明らかにする改革プログラムを附則で定めた電気事業法改正法案を昨年の国会に提出し、昨年十一月に成立したところであります。

今回提出させていただいた本法律案は、改革プログラムに基づき、電気の小売業への参入の全面自由化を平成二十八年を目途に実施するために必要な措置を講ずるものであります。次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。まず、電気事業法の改正に関するものであります。

第一に、現行の電気事業法においては、一般電気事業者のみが家庭等に対する電気の供給を行うことが可能とされておりますが、今後は、経済産業大臣の登録を受けた小売電気事業者であれば、家庭等を含めた全ての需要家に対する電気の供給を行うことができることとし、これに伴い、一般電気事業を初めとする現行の電気事業法における事業類型を見直します。

第二に、小売全面自由化を実施した後も電気の安定供給の確保に万全を期するため、現在の一般電気事業者の送配電部門に当たる一般送配電事業者に対しては、電圧及び周波数を維持する義務、どの小売電気事業者からも電気の供給を受けることができるという需要家に対する電気の供給を最終的に保障する義務、離島における需要家が離島以外の地域と同程度の料金水準で電気の供給を受けることを保障する義務などを課すことといたします。

一方、これらの義務を着実に履行できるよう、一般送配電事業者に対しては、料金制度により、必要な費用を送配電ネットワークの利用料金から回収することを制度的に担保することとしております。

また、小売電気事業者に対しては、契約により供給する相手方の需要に応ずるために必要な供給力を確保することを義務づけるとともに、我が国全体で供給力が不足すると見込まれる場合に備えて、広域的運営推進機関が、発電設備の建設に係る入札など、発電設備の建設を促進するための業務を行えることといたします。

第三に、需要家保護を徹底するため、小売電気事業者に対しては、需要家に対する料金その他の供給条件の説明義務などを課すとともに、現在の一般電気事業者の小売部門に対しては、当分の間、経過措置として、料金規制を継続することとしております。

第四に、小売全面自由化を実施した後は、電力の卸取引の重要性が高まることが想定されることから、卸電力取引所を電気事業法において位置づけるとともに、商品先物取引法を改正し、電力の

先物取引に係る制度の整備を行います。加えて、電気事業に係る事業類型の見直しに伴い、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法などの関係法律について、所要の改正を行います。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○富田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○富田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る二十五日金曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十一分散會

電気事業法等の一部を改正する法律案
（電気事業法の一部改正）

第一条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 電気事業
- 第一節 小売電気事業
- 第一款 事業の登録（第二条の二―第十二条の十一）

第二款 業務(第二条の十二―第二条の十七) 第二節 一般送配電事業 第一款 事業の許可(第三条―第十六条) 第二款 業務(第十七条―第二十七条) 第三款 会計及び財務(第二十七条の二・第二十七条の三) 第三節 送電事業(第二十七条の四―第二十七条の十二) 第四節 特定送配電事業(第二十七条の十三―第二十七条の二十六) 第五節 発電事業(第二十七条の二十七―第二十七条の二十九) 第六節 一般担保(第二十七条の三十) 第七節 特定供給(第二十七条の三十一) 第八節 広域的運営 第一款 電気事業者相互の協調(第二十八条・第二十八条の二) 第二款 特定自家用電気工作物設置者の届出(第二十八条の三) 第三款 広域的運営推進機関 第一款 総則(第二十八条の四―第二十八条の九) 第二款 会員(第二十八条の十―第二十八条の十二) 第三款 設立(第二十八条の十三―第二十八条の十七) 第四目 管理(第二十八条の十八―第二十八条の三十) 第五目 総会(第二十八条の三十一―第二十八条の三十九) 第六目 業務(第二十八条の四十―第二十八条の四十六) 第七目 財務及び会計(第二十八条の四十七―第二十八条の五十) 第八目 監督(第二十八条の五十二) 第九目 雑則(第二十八条の五十二) 第四款 供給計画(第二十九条・第三十条)	第五款 供給命令等(第三十一条―第三十三条) 第六款 電気の使用制限等(第三十四条―第三十七条) 第三章 電気工作物 第一節 定義(第三十八条) 第二節 事業用電気工作物 第一款 技術基準への適合(第三十九条―第四十一条) 第二款 自主的な保安(第四十二条―第四十六条) 第三款 環境影響評価に関する特例(第四十六条の二―第四十六条の二十三) 第四款 工事計画及び検査(第四十七条―第五十五条) 第五款 承継(第五十五条の二) 第三節 一般用電気工作物(第五十六条―第五十七条の二) 第四章 土地等の使用(第五十八条―第六十条) 第五章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関 第一節 登録安全管理審査機関(第六十七条―第八十条) 第二節 指定試験機関(第八十一条―第八十八条) 第三節 登録調査機関(第八十九条―第九十六条) 第六章 卸電力取引所(第九十七条―第九十九条の十二) 第七章 雑則(第百条―第百十四条) 第八章 罰則(第百十五条―第百二十三条) 附則 第一編及び第二編の編名、同編第一章及び第二章の章名、同章第一節及び第二節の節名、同節第二款的款名、同章第三節の節名、同編第三章の章名、第三編の編名、同編第一章及び第二章の章名、同章第一節から第五節までの節名、	同編第三章の章名、第四編及び第五編の編名、同編第一章から第三章までの章名並びに第六編及び第七編の編名を削る。 第一条の前に次の章名を付する。 第一章 総則 第二条第一項第一号中「一般電気事業」を「小売供給に」、「事業を」を「ことを」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。 二 小売電気事業 小売供給を行う事業(一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。)をいう。 三 小売電気事業者 小売電気事業を営むことについて次条の登録を受けた者をいう。 第二条第一項中第四号から第十二号までを削り、第十三号を第四号とし、同項第十四号イ中「特定電気事業者」を「小売供給を行う事業を」に、「一般電気事業者が」を「者が」に改め、「その供給区域内の」及び「当該他の者のその特定電気事業の用に供するための電気の量の変動に応じて」を削り、「対して」の下に「当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する量の」を加え、同号ロを削り、同号ハ中「供する」の下に「発電用の」を加え、「このハ」を「このロ」に、「設置する」を「維持し、及び運用する」に、「一般電気事業者が」を「者が」に改め、「その供給区域内の」及び「当該一般電気事業者が」を削り、「特定規模需要」を「需要」に改め、同号ハを同号ロとし、同号を同項第五号とし、同項第十五号を同項第六号とし、同号の次に次の九号を加える。 七 発電量調整供給 発電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者から当該発電用の電気工作物の発電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給することを用いる。 八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。 イ その供給区域(離島その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。ロ及び第二十一条第三項第一号において単に「離島」という。を除く。)における一般の需要(小売電気事業者又は登録特定送配電事業者(第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。))から小売供給を受けているものを除く。 ロ において同じ。)に應ずる電気の供給を保障するための電気の供給次項第二号、第十七条及び第二十号において「最終保障供給」という。 口 その供給区域内に離島がある場合において、当該離島における一般の需要に應ずる電気の供給を保障するための電気の供給(以下「離島供給」という。) 九 一般送配電事業者 一般送配電事業を営むことについて第三条の許可を受けた者をいう。 十 送電事業 自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業(一般送配電事業に該当する部分を除く。)であつて、その事業の用に供する送電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。 十一 送電事業者 送電事業を営むことについて第二十七条の四の許可を受けた者をいう。 十二 特定送配電事業 自らが維持し、及び
--	--	--

運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業者若しくは一般送配電事業者を営む他の者にその小売電気事業者若しくは一般送配電事業者の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいう。

十三 特定送配電事業者 特定送配電事業者を営むことについて第二十七条の十三第一項の規定による届出をした者をいう。

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五 発電事業者 発電事業を営むことについて第二十七条の二十七第一項の規定による届出をした者をいう。

第二十条第二項中第十六号を第十八号とし、同号の前に次の二号を加える。

十六 電気事業 小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業をいう。

十七 電気事業者 小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者をいう。

第二十条第二項中「一般電気事業者が」を「一般送配電事業者が」に、「一般電気事業と」を「一般送配電事業と」に改め、同項第一号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「一般電気事業の」を「一般送配電事業の」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 特定送配電事業者から託送供給を受けて当該特定送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において接続供給、発電量調整供給、最終保障供給又は離島供給を行う

事業

三 第二十四条第一項の許可を受けて行う電気を供給する事業及びその供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により振替供給（小売電気事業者若しくは特定送配電事業者の用に供するための電気又は前項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものに限る。）を行う事業

第二十条第三項中「卸電気事業者」を「送電事業者」に、「一般電気事業者」にその一般電気事業者の用に供するための電気を供給する」を「一般送配電事業者」に振替供給を行う」に、「卸電気事業と」を「送電事業と」に改める。

第二十条の次に次の章名、一節、節名及び款名を加える。

第二章 電気事業

第一節 小売電気事業

第一款 事業の登録

（事業の登録）

第二十条の二 小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第二十条の三 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 小売供給の相手方の電気の需要に應ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項

四 事業開始の予定年月日

五 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の申請書には、第二十条の五第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約す

る書面、小売電気事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第二十条の四 経済産業大臣は、第二十条の二の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を小売電気事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第二十条の五 経済産業大臣は、第二十条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十条の九第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 小売供給の相手方の電気の需要に應ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないことを認められる者

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録の

拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

（変更登録等）

第二十条の六 小売電気事業者は、第二十条の三第一項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする小売電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 第二十条の三第二項及び前二条の規定は、第一項の変更登録に準用する。この場合において、第二十条の四第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第二十条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号（第二号を除く。）」と読み替へるものとする。

4 小売電気事業者は、第二十条の三第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出を受け受理したときは、その届出があつた事項のうち第二十条の四第一項第一号に掲げる事項を小売電気事業者登録簿に登録しなければならない。

（承継）

第二十条の七 小売電気事業の全部の譲渡しがあり、又は小売電気事業者について相続、合併若しくは分割（小売電気事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、小売電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した

法人若しくは分割により当該小売電気事業者の全部を承継した法人は、小売電気事業者の地位を承継する。ただし、当該小売電気事業者の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小売電気事業者の全部を承継した法人が第二条の五第一項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により小売電気事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 前条第五項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第二条の八 小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 小売電気事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その小売供給の相手方に対し、その旨を周知させなければならない。

（登録の取消し）

第二条の九 経済産業大臣は、小売電気事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の二の登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第二条の二の登録又は第二条の六第一項の変更登録を受けたとき。

三 第二条の五第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

2 第二条の五第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（登録の抹消）

第二条の十 経済産業大臣は、第二条の八第一項若しくは第二項の規定による小売電気事業者の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該小売電気事業者の登録を抹消しなければならない。

（経済産業省令への委任）

第二条の十一 第二条の二から前条までに定めるもののほか、小売電気事業者の登録に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第二款 業務

（供給能力の確保）

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（供給条件の説明等）

第二条の十三 小売電気事業者及び小売電気事業者が行う小売供給に関する契約（以下この項及び次条第一項において「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下この条、次条及び第二条の十七第二項において「小売電気事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（電気事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、

取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 小売電気事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

（書面の交付）

第二条の十四 小売電気事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 小売電気事業者等の氏名又は名称及び住所

二 契約年月日

三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定

めるものにより提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

（苦情等の処理）

第二条の十五 小売電気事業者は、当該小売電気事業者の小売供給の業務の方法又は当該小売電気事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方（当該小売電気事業者から小売供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。）からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

（名義の利用等の禁止）

第二条の十六 小売電気事業者は、その名義を他人に小売電気事業のため利用させてはならない。

2 小売電気事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、小売電気事業を他人にその名において経営させてはならない。

（業務改善命令）

第二条の十七 経済産業大臣は、小売電気事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その小売電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者等が第二条の十三第一項又は第二項の規定に違反したときは、小売電気事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、小売電気事業者が第二条の十五の規定に違反したときは、小売電気事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な

措置をとることを命ずることができる。

第二節 一般送配電事業

第一款 事業の許可

第三条第一項中「電気事業(特定規模電気事業を除く。以下この章(第五条第七号及び第十七条第一項を除く。)において同じ。)」を「一般送配電事業」に改め、同条第二項を削る。

第四条第一項中「前条第一項を「前条」に、「次の」を、「次に掲げる」に改め、同項第一号中「その」を、「その」に改め、同項第三号中「電気事業」を「一般送配電事業」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同号中イ及びロを削り、ハをイとし、ニをロとし、同号に次のように加える。

ハ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

ニ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

第四条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号中、「供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

第五条中「第三条第一項を「第三条」に、「同項」を「同条」に改め、同条第一号中その電気事業を「その一般送配電事業」に、「一般の需要、一般電気事業の需要又は供給地点における」を「その供給区域における」に改め、同条第二号及び第三号中「電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同条第四号中「一般電気事業者又は特定電気事業にあつては、その事業」を「その一般送配電事業」に改め、「又は供給地点」及び「電気」を削り、同条第五号中「一般電気事業にあつては、その事業」を「その一般送配電事業」に、「一般電気事業の」を「一般送配電事業の」に改め、同条第六号を削り、同条第七号中「一般電気事業者及び卸電気事業にあつては、その事業」を「その一般送配電事業」に改め、「特定電気事業に

あつては、その事業の開始が公共の利益に照らして適切であること」を削り、同号を同条第六号とする。

第六条第一項中「第三条第一項を「第三条」に改め、同条第二項中「次の」を、「次に掲げる」に改め、同項第四号中「電気事業」を「一般送配電事業」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同号中イ及びロを削り、ハをイとし、ニをロとし、同号に次のように加える。

ハ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

ニ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

第六条第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号中、「供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

第七条第一項中「電気事業者(特定規模電気事業者を除く。以下この章において同じ。)」を「一般送配電事業者」に改め、「(特定電気事業者にあつては、三年)」を削り、同条第二項中、「供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点」を削り、同条第三項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第四項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、「供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点」を削る。

第八条の見出しを「(供給区域の変更)」に改め、同条第一項中「電気事業者は」を「一般送配電事業者は」に、「第六条第二項第三号の」を「第六条第二項第四号に掲げる」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「第五条の下に」及び「前条」を、「許可の下に」(同条の規定にあつては、供給区域の減少に係るものを除く。))を加え、同条第三項から第七項までを削る。

第九条第一項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「第六条第二項第四号の」を「第六条

第二項第五号に掲げる」に改め、同条第二項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「の事項」を「に掲げる事項」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第三項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第四項及び第五項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「電気事業の」を「一般送配電事業の」に改める。

第十条第一項中「電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同条第二項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「電気事業の」を「一般送配電事業の」に改める。

第十一条第一項中「電気事業の」を「一般送配電事業の」に、「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第二項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第十三条第一項中「電気事業者(特定電気事業者を除く。以下この条において同じ。)」を「一般送配電事業者」に、「電気事業の」を「一般送配電事業の」に改める。

第十四条第一項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「電気事業の」を「一般送配電事業の」に改め、同条第二項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第三項中「電気事業」を「一般送配電事業」に改める。

第十五条第一項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「以下を「次条第一項において」に、「第三条第一項を「第三条」に改め、同条第二項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「第三条第一項」を「第三条」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条第一項中「電気事業者が同条第七項を「一般送配電事業者が同条第二項」に改め、「その増加する供給の相手方たる一般電気事業者に対し、又はその増加する供給地点において」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改

め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前条第五項」を「前条第三項」に、「前各項を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二款 業務

第十六条の次に次の款名を付する。

第十七条 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給(振替供給にあつては、小売電気事業、一般送配電事業者若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。)を拒んではならない。

2 一般送配電事業者は、その発電量調整供給を行うために過剰な供給能力を確保しなければならぬこととなるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、その供給区域における発電量調整供給を拒んではならない。

3 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給及び離島供給を拒んではならない。

4 一般送配電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電用の電気工作物と当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続することを求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

5 一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の最終保障供給若しくは離島供給の業務の方法又は当該一般送配電事業者が行う最終保

障供給若しくは離島供給に係る料金その他の供給条件についての最終保障供給又は離島供給の相手方(当該一般送配電事業者から最終保障供給又は離島供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く)からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(託送供給等約款)

第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び発電量調整供給(以下この条において「託送供給等」という。)に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款(第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件(同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)により託送供給等を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定

められていること。

四 一般送配電事業者及び第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

4 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げる場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款(次項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第七項において同じ。)で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

5 一般送配電事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給等約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 前項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 一般送配電事業者及び前項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供

給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

7 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合(一般送配電事業者を行うに当たり当該費用を節減することとが著しく困難な場合に限る。)として経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

8 一般送配電事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

9 前項の規定による届出に係る託送供給等約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

10 経済産業大臣は、第八項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 第八項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 一般送配電事業者及び第八項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供

供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

11 経済産業大臣は、第八項の規定による届出に係る託送供給等約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その託送供給等約款を変更すべきことを命ずることができる。

12 一般送配電事業者は、第一項の規定により託送供給等約款の認可を受け、第五項若しくは第八項の規定により託送供給等約款の変更の届出をし、又は次条第二項の規定による託送供給等約款の変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給等約款を公表しなければならない。

(託送供給等約款に関する命令及び処分)

第十九条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、前条第一項の認可を受けた託送供給等約款(同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)又は同条第二項ただし書の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給等約款又は料金その他の供給条件(次項の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる)。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給等約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

第十九条の二の見出しを「最終保障供給約款」に改め、同条第一項中「一般電気事業者は、その供給区域における特定規模需要その一般電気事業者以外の者から電気の供給を受け、又はその一般電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件により電気の供給を受けているものを除く。」に應ずる電気の供給を保障するための電気の供給を「一般送配電事業者は、最終保障供給」に改め、同条第二項中「前項の規定による届出に係る約款を「最終保障供給約款」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「約款（以下「最終保障約款」という。）」を「最終保障供給約款」に改め、同項第四号中「最終保障約款を「最終保障供給約款」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により最終保障供給を行うときは、この限りでない。

4 第十八条第十二項の規定は、第一項の規定により最終保障供給約款の届出をしたときに準用する。

第十九条の二を第二十条とする。

第二十一条を次のように改める。

（離島供給約款）

第二十一条 一般送配電事業者は、離島供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「離島供給約款」という。）以外の供給条件により離島供

給を行つてはならない。ただし、その離島供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、離島供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その離島供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の水準がその供給区域（離島を除く。）において小売電気事業者が行う小売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、離島供給約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

4 第十八条第十二項の規定は、第一項の規定により離島供給約款の届出をしたときに準用する。

第二十二條から第二十四條の四までを削る。

第二十四條の五の見出しを「一般送配電事業者の業務に關する會計整理等」に改め、同条第一項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者は、一般送配電事業以外の事業を営む場合に」に、「託送供給」を「一般送配電事業に」、「その他」を「その他」に改め、同条第二項中「一般電気事業者」を「前項の場合において、一般送配電

事業者」に、「前項」を「同項」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十四條の六の見出しを「禁止行為等」に改め、同条第一項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同項第一号中「託送供給」の下に「及び発電量調整供給を加え、同項第二号中の業務を「及び発電量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務」に改め、同条第二項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条を第二十三條とする。

第二十四條の七を削る。

第二十五條の見出しを「供給区域外に設置する電線路による供給」に改め、同条第一項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「おける需要に応じ電気を供給しよう」を「自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行おう」に改め、「供給の相手方及び」を削り、同項ただし書中「特定規模電気事業として供給するとき、一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業」を「一般送配電事業」に、「一般電気事業、特定電気事業若しくは特定規模電気事業」を「小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業」に、「第二條第一項第十四号ハ」を「第二條第一項第五号ロ」に改め、同条第二項第一号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 その供給を行うことがその供給を行おうとする一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

第二十五條を第二十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

（特定送配電事業者に対する協議の求め）

第二十五條 一般送配電事業者は、一般送配電事業を行うために電線路が新たに必要となる場合であつて、当該電線路を設置したならばその供給区域内の電気の使用者の利益を著し

く阻害するおそれがあり、かつ、これを防止するため当該一般送配電事業者が特定送配電事業者から託送供給を受けて一般送配電事業を行う必要があると認めるときは、当該特定送配電事業者に対し、当該一般送配電事業者に託送供給を行うことにつき協議を求めることができる。

2 前項の協議をすることができず、又は協議が調わないときは、当事者は、経済産業大臣の裁定を申請することができる。

3 経済産業大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

4 経済産業大臣は、第二項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

5 第二項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

第二十六條第一項中「電気事業者（卸電気事業者及び特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。）」を「一般送配電事業者」に改め、同条第二項及び第三項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第二十七條を次のように改める。

（業務改善命令）

第二十七條 経済産業大臣は、事故により電気の供給に支障を生じている場合に一般送配電事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他一般送配電事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般送配電事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、一般送配電事業者が第七條第五項の規定に違反したときは、一般送配電事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第二十七條の次に次の一款、五節及び節名を加える。

第三款 会計及び財務
(会計の整理等)

第二十七條の二 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

(償却等)

第二十七條の三 経済産業大臣は、一般送配電事業者の適確な遂行を図るため特に必要があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、一般送配電事業の用に供する固定資産に関する相当の償却につき方法若しくは額を定めてこれを行うべきこと又は方法若しくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てるべきことを命ずることができる。

第三節 送電事業
(事業の許可)

第二十七條の四 送電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第二十七條の五 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 振替供給の相手方たる一般送配電事業者四 送電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧

ロ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

2 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第二十七條の六 経済産業大臣は、第二十七條の四の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その送電事業の開始が一般送配電事業の需要に適合すること。

二 その送電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 その送電事業の計画が確実であること。

四 その送電事業の用に供する電気工作物が一般送配電事業者の供給区域内にあるものにあつては、その事業の開始によつて当該一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、その送電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。

(許可証)

第二十七條の七 経済産業大臣は、第二十七條の四の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 氏名又は名称及び住所

三 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

四 振替供給の相手方たる一般送配電事業者五 送電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧

ロ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

(事業の許可の取消し等)

第二十七條の八 経済産業大臣は、送電事業者が第二十七條の十二において準用する第七條第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。次条第一項において同じ。)内に事業を開始しないときは、第二十七條の四の許可を取り消すことができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、送電事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第二十七條の四の許可を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、前二項に規定する場合を除くほか、送電事業者の送電事業の用に供する送電用の電気工作物が第二条第一項第十号の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつた場合において、当該要件に該当するものとなることを見込まれないと認めるときは、第二十七條の四の許可を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、前三項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその送電事業者に送付しなければならない。

第二十七條の九 経済産業大臣は、第二十七條

の十二において準用する第八條第一項の許可を受けた送電事業者が第二十七條の十二において準用する第七條第一項の規定により指定した期間内にその増加する振替供給の相手方たる一般送配電事業者に対して事業を開始しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(振替供給義務等)

第二十七條の十 送電事業者は、一般送配電業者に振替供給を行うことを約しているときは、正当な理由がなければ、振替供給を拒んではならない。

2 送電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電用の電気工作物と当該送電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

(振替供給)

第二十七條の十一 送電事業者は、一般送配電事業者に対する振替供給(これに係る契約が経済産業省令で定める要件に該当するものであるものに限る。次項及び第三項第一号において同じ。)に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 送電事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件以外の供給条件により一般送配電事業者に対する振替供給を行つてはならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該送

電事業者に對し、相當の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受ける一般送配電事業者が振替供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 送電事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受ける一般送配電事業者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

4 経済産業大臣は、送電事業者が正当な理由なく一般送配電事業者に対する振替供給を拒んだときは、その送電事業者に対し、振替供給を行うべきことを命ずることができる。
(準用)

第二十七条の十二 第七条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第二十二條、第二十三条、第二十七條第一項、第二十七條の二及び第二十七條の三の規定は、送電事業者に準用する。この場合において、第七条第二項及び第四項並びに第八条第二項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方たる一般送配電事業者」と、同条第一項中「第六条第二項第四号」とあるのは「第二十七條の七第二項第四号」と、同条第二項及び第十條第三項中「第五号」とあるのは「第二十七條の六」と、第九條第一項中「第六条第二項第五号」とあるのは「第二十七條の七第二項第五号」と、同条第二項中「第六条第二項第二号」とあるのは「第二十七條の七第二項第二号」と、第二十二條第

一項及び第二十三條第一項第二号中「送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、同項各号中「託送供給及び発電量調整供給」とあるのは「振替供給」と読み替へるものとする。

第四節 特定送配電事業

(事業の届出)

第二十七條の十三 特定送配電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 供給地点

四 特定送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧

ロ 配電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、周波数及び電圧

ハ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

ニ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

五 事業開始の予定年月日

六 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から二十日を經過した後でなければ、その届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供してはならない。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することがその届出に係る供給地点を供給区域に含む一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用の利益を著しく阻害するおそれが

ないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することにより前項に規定する一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から二十日(次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することにより第四項に規定する一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用の利益が著しく阻害されるおそれがあるかどうかについて審査するため相當の期間を要し、当該審査が第三項に規定する期間内に終了しないと認める相當の理由があるときは、二十日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

7 特定送配電事業者は、第一項第三号及び第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の届出に準用する。この場合において、第三項中「特定送配電事業の用に供してはならない」とあるのは「変更してはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない」と、第四項から第六項までの規定中「電気工作物を特定送配電事業の用に供すること」とあるのは「変更」と読み替へるものとする。

るものとする。

9 特定送配電事業者は、第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
(託送供給義務)

(託送供給義務)

第二十七條の十四 特定送配電事業者は、小売電気事業者又は一般送配電事業者による小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約しているときは、正当な理由がなければ、託送供給を拒んではならない。
(小売供給の登録)

第二十七條の十五 特定送配電事業者は、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により小売供給を行おうとするときは、経済産業大臣の登録を受けなければならない。
(登録の申請)

第二十七條の十六 前条の登録を受けようとする特定送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 供給地点

四 小売供給の相手方の電気の需要に應ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項

五 小売供給開始の予定年月日

六 その他経済産業省令で定める事項
2 前項の申請書には、第二十七條の十八第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面、小売供給を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書

類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならぬ。

(登録の実施)

第二十七条の十七 経済産業大臣は、第二十七条の十五の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を小売供給特定送配電事業者登録簿に登録しなければならぬ。

一 前条第一項各号(第六号を除く。)に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者たる特定送配電事業者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十七条の十八 経済産業大臣は、第二十七条の十六第一項の申請書を提出した特定送配電事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十七条の二十一第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

(変更登録等)

第二十七条の十九 第二十七条の十五の登録を受けた特定送配電事業者(以下「登録特定送配電事業者」という。)は、第二十七条の十六第一項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする登録特定送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 第二十七条の十六第二項及び前二条の規定は、第一項の変更登録に準用する。この場合において、第二十七条の十七第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第二十七条の十六第一項の申請書を提出した特定送配電事業者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した登録特定送配電事業者が次の各号(第二号を除く。)」と読み替へるものとする。

4 登録特定送配電事業者は、第二十七条の十六第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項のうち第二十七条の十七第一項第一号に掲げる事項を小売供給特定送配電事業者登録簿に登録しなければならない。

(小売供給の休止及び廃止)

第二十七条の二十 登録特定送配電事業者は、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電

用の電気工作物による小売供給の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 登録特定送配電事業者は、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物による小売供給を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その小売供給の相手方に對し、その旨を周知させなければならない。

(登録の取消し)

第二十七条の二十一 経済産業大臣は、登録特定送配電事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条の十五の登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第二十七条の十五の登録又は第二十七条の十九第一項の変更登録を受けたとき。

三 第二十七条の十八第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第二十七条の十八第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

第二十七条の二十二 経済産業大臣は、第二十七条の二十第一項の規定による小売供給の全部の廃止の届出があつたとき、前条第一項の規定による登録の取消しをしたとき、又は第二十七条の二十五第二項の規定による解散の届出があつたときは、当該登録特定送配電事業者の登録を抹消しなければならない。

(経済産業省令への委任)

第二十七条の二十三 第二十七条の十五から前条までに定めるもののほか、登録特定送配電事業者の登録に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(承継)

第二十七条の二十四 特定送配電事業の全部の譲渡があり、又は特定送配電事業者について相続、合併若しくは分割(特定送配電事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、特定送配電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該特定送配電事業の全部を承継した法人は、特定送配電事業者の地位を承継する。ただし、当該特定送配電事業が小売供給を行うものに係るものであつて、当該特定送配電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは分割により設立した法人若しくは分割により当該特定送配電事業の全部を承継した法人が第二十七条の十八第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により特定送配電事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 第二十七条の十九第五項の規定は、前項の規定による届出登録特定送配電事業者に係るものに限る。)に準用する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第二十七条の二十五 特定送配電事業者は、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 特定送配電事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(準用)

第二十七条の二十六 第二十六条及び第二十七条第一項の規定は、特定送配電事業者に準用する。

2 第二条の十一、第二条の十五、第二条の十

六及び第二条の十七第三項の規定は、登録特定送配電事業者に準用する。この場合において、第二条の十六第一項中「小売電気事業者」とあるのは「特定送配電事業者（小売供給を行うものに限る。次項において同じ。）の」と、同条第二項中「小売電気事業者」とあるのは「特定送配電事業者」と読み替えるものとする。

3 第二条の十三、第二条の十四及び第二条の十七第二項の規定は、登録特定送配電事業者及び登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に準用する。この場合において、第二条の十三第一項中「小売電気事業者及び小売電気事業者」とあるのは「登録特定送配電事業者及び登録特定送配電事業者」と、同条、第二条の十四及び第二条の十七第二項中「小売電気事業者等」とあるのは「登録特定送配電事業者等」と読み替えるものとする。

第五節 発電事業

(事業の届出)

第二十七条の二十七 発電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
 - 三 発電事業の用に供する発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
 - 四 事業開始の予定年月日
 - 五 その他経済産業省令で定める事項
- 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。
- 3 発電事業者は、第一項の規定による届出に係る事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(発電等義務)

第二十七条の二十八 発電事業者は、一般送配電事業者に、その維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いてその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約しているときは、正当な理由がなければ、発電及び電気の供給を拒んではならない。

(準用)

第二十七条の二十九 第二条の七第一本文及び第二項、第二十七条第一項、第二十七条の二、第二十七条の三並びに第二十七条の二十五の規定は、発電事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「事業の全部又は一部」とあるのは、「事業」と読み替えるものとする。

第六節 一般担保

第二十七条の三十 小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営む者たる会社（次項及び第三項において「兼業会社」という。）の社債、株主等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。次項及び第三項において同じ。）の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

- 2 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は兼業会社について分割があつたときは、次の各号に掲げる会社のいずれかに該当するものが当分の間発行する社債の社債権者は、それぞれ、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 一 当該譲渡し又は分割により小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した会社当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを

目的として設立されたものに限り、兼業会社であるものを除く。）

- 二 当該譲渡し又は分割をした会社であつて、当該譲渡し又は分割の後も引き続き小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むもの（兼業会社であるものを除く。）
- 三 前二号に掲げる会社を子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）とする会社であつて、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まないもの

3 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は兼業会社について分割があつたとき（その会社が当該譲渡し又は分割の後も兼業会社であるときを除く。）は、当該譲渡し又は分割の前にその会社が発行した社債であつて当該譲渡し又は分割の後もその会社が引き続き有する債務に係るものの社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

- 4 前三項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 第七節 特定供給
- 第二十七条の三十一 電気事業（発電事業を除く。）を営む場合及び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

- 一 専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給するとき
- 二 小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を供給するとき
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に提出

しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 供給の相手方の氏名又は名称及び住所
- 三 供給する場所
- 四 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と経済産業省令で定める密接な関係を有すること
- 二 供給する場所が一般送配電事業者の供給区域内にあるものにあつては、当該一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと

- 4 第一項の許可を受けた者は、第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る電気を供給する事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 6 経済産業大臣は、第一項の許可を受けた者が、第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、第一項の許可を取り消すことができる。
- 第八節 広域的運営
- 第二十八条中「卸供給事業者及び」を削る。
- 第二十八条の二を次のように改める。

第二十八条の二 削除

第二十八条の二の次に次の款名を付する。

第二款 特定自家用電気工作物設置者の届出

第二十八条の三の見出しを削り、同条第一項中「設置する」を「維持し、及び運用する」に、「電気事業者及び卸供給事業者」を「小売電気事

第二十八条の四中「電気事業者への」を「小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者への」に改める。

ただし、その者が推進機関の会員であるときは、この限りでない。

第二十八条の十二第一項中「会員（特定規模電気事業者である会員を除く。）は、第十五条第一

条の九第一項の規定による第二条の二の登録の取消しにより、一般送配電事業者である会員に

ある会員にあつては第二十七条の八第一項から第三項までの規定による第二十七条の四に改

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二条の九第一項の規定により第二条の
二の登録が取り消された場合

三 第二十七条の八第一項から第三項までの規定により第二十七条の四の許可が取り消

とし、同項第三号の次に次の五号を加える。

四 第二条の八第一項の届出（小売電気事業

の全部の廃止に係るものに限る。)を受ける場合

七 第二十七条の二十五第一項の届出(特定に係るものに限る。)を受ける場合

八 第二十七条の二十九において準用する第二十七条の二十五第一項の届出(発電事業

3 第一項及び前項ただし書の規定は、会員が小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事

なくなる時に限り、適用する。

第二十八条の四十中「次の」を「次に掲げる」に

者」に改め、同条中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号

電氣工作物を維持し、及び運用する者を募

第二十八条の四十四第一項中「会員が営む電気事業」を「小売電気事業者である会員が営む小

会員が営む特定送配電事業」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「第三号の事項

事項は小売電気事業者である会員及び発電事業者である会員に対して、第三号に掲げる事項は

ある会員、一般送配電事業者である会員又は特定送配電事業者である会員」に改める。

業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第二十九条第一項中「開始前に」の下に「（電気

項及び第四項中「開始前に」の下に「(当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつて

の事項は、卸電気事業者」を「第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に掲げる事項

者」に改め、同項第一号中「一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者」を「小売

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「第三号の事項は、卸電気事業者」を「第一号

対して、第三号に掲げる事項は送電事業者及び発電事業者」に改め、同項第一号中「一般電気事

特定送配電事業者」に改め、同項第二号中「電気事業者」を「小売電気事業者、一般送配電事業者

般電気事業者」を「小売電気事業者」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項

第六項中「若しくは第二項」を削り、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

の規定は、前条第五項の協議に準用する。

第三十三条第一項及び第三項中「前条第一項」

第三十二条の次に次の款名を付する。

第六款 電気の使用制限等

整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利

いて、政令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しく

送配電事業者(以下この条において「小売電気

事業者等」という。）から電気の供給を受ける者に対し、小売電気事業者等の供給する電気の使用を制限すべきこと又は受電電力の容量の限度を定めて、小売電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、小売電気事業者等からの受電を制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、小売電気事業者等が供給する電気の使用の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第三十四条の二を削る。

第三十五条から第三十七条までを次のように改める。

第三十五条から第三十七条まで 削除

第三十八条の前に次の章名及び節名を付する。

第三章 電気工作物

第一節 定義

第三十八条第四項中「電気事業」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 一般送配電事業
- 二 送電事業
- 三 特定送配電事業
- 四 発電事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が主務省令で定める要件に該当するもの

第三十八条の次に次の節名及び款名を付する。

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

第三十九条第二項第三号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同項第四号中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改める。
第四十一条第二項中「第三十二条及び」を「第二十五条第二項から第五項まで及び」に、「第三十二条第一項から第三項まで」を「第二十五条第

二項から第四項まで」に改め、同条第三項中「第三十二条第一項」を「第二十五条第二項」に改める。

第四十一条の次に次の款名を付する。

第二款 自主的な保安

第四十六条の次に次の款名を付する。

第三款 環境影響評価に関する特例

第四十六条の二及び第四十六条の二十二中「この節」を「この款」に改める。

第四十六条の二十三の次に次の款名を付する。

第四款 工事計画及び検査

第四十七条第三項第二号中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改める。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（設置者による事業用電気工作物の自己確認）
第五十一条の二 事業用電気工作物であつて公共の安全の確保上重要なものとして主務省令で定めるものを設置する者は、その使用を開始しようとするときは、当該事業用電気工作物が、第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合することについて、主務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならぬ。ただし、第四十七条第一項の認可（設置の工事に係るものに限る。）又は同条第四項若しくは第四十八条第一項の規定による届出（設置の工事に係るものに限る。）に係る事業用電気工作物を使用するとき、及び主務省令で定めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、同項に規定する事業用電気工作物を設置する者が当該事業用電気工作物について主務省令で定める変更をした場合であつて、当該変更をした事業用電気工作物の使用を開始しようとするときに準用する。この場合において、同項中「事業用電気工作物」とあるのは「変更をした事業用電気工作物」と、「設置の工事」とあるのは「変更の工事」と読み替へるものとする。

3 第一項に規定する事業用電気工作物を設置

する者は、同項（前項において準用する場合を含む。）の規定による確認をした場合には、当該事業用電気工作物の使用の開始前に、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に届け出なければならない。

第五十二条第三項中「前条第七項」を「第五十一条第七項」に改め、同条第五項中「前条第五項」を「第五十一条第五項」に改める。

第五十三条ただし書中「若しくは第四十八条第一項」を「第四十八条第一項若しくは第五十一条の二第三項」に改める。

第五十五条の次に次の款名を付する。

第五款 承継

第五十五条の二の次に次の節名を付する。

第三節 一般用電気工作物

第五十七条第一項中「において使用する電気を供給する」と直接に電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する」に、「電気供給者」を「電線路維持運用者」に改め、「いう」は「の下に」、経済産業省令で定める場合を除きを加え、「供給する電気を使用する」を削り、同条第二項から第四項までの規定中「電気供給者」を「電線路維持運用者」に改める。

第五十七条の二第二項中「電気供給者」を「電線路維持運用者」に、「供給する電気を使用する」を「維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続する」に改め、同条第二項及び第三項中「電気供給者」を「電線路維持運用者」に改める。

第五十七条の二の次に次の章名を付する。

第四章 土地等の使用

第五十八条第一項中「電気事業者」の下に「（小売電気事業者を除く。以下この章において同じ。）」を加え、同項第一号中「電気事業」の下に「（小売電気事業を除く。以下この章において同じ。）」を加える。

第六十三条第二項中「第三十二条第二項から第四項まで」を「第二十五条第三項から第五項まで」に、「第三十二条第二項及び第三項」を「第二

十五条第三項及び第四項」に改める。

第六十五条第一項中「又は卸供給事業者」及び「又は卸供給を行う事業」を削り、同条第二項及び第三項中「又は卸供給事業者」を削り、同条第五項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「又は卸供給事業者」及び「又は卸供給を行う事業」を削る。

第六十六条中「規定は、」の下に「小売電気事業者及び」を加える。

第六十六条の次に次の章名及び節名を付する。

第五章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第六十九条第一項第二号イ中「（平成十七年法律第八十六号）を削る。

第七十三条第一項中「この章」を「この節」に改める。

第八十条の次に次の節名を付する。

第二節 指定試験機関

第八十四条の二第二項中「この章」を「この節」に改める。

第八十八条の次に次の節名を付する。

第三節 登録調査機関

第八十九条中「電気供給者」を「電線路維持運用者」に改める。

第九十四条第一項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第九十六条の次に次の章名を付する。

第六章 卸電力取引所

第九十七条から第九十九条までを次のように改める。

（指定）
第九十七条 経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつ

て、次条に規定する業務(以下「市場開設業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。

一 職員、市場開設業務の実施の方法その他の事項についての市場開設業務の実施に関する計画が、市場開設業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 第九十九条の十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2 卸電力取引所は、その名称若しくは住所又は市場開設業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(業務)
第九十八条 卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場(第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。)を開設すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(業務規程の認可)
第九十九条 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、市場開設業務の実施に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

第百条の前に次の十一條及び章名を加える。

(売買取引を行うことができる者)
第九十九条の二 卸電力取引市場における電力の売買取引(以下この章において単に「売買取引」という。)を行うことができる者は、電気事業者その他これに準ずる者であつて電力の卸取引の業務を適確に遂行するに足りる資力信用を有するものとして業務規程で定める者とする。

(売買取引)
第九十九条の三 売買取引は、入札の方法その他の業務規程で定める方法によらなければならない。

2 卸電力取引所は、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成され

ていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に對し、売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置を講ずることができる。

3 卸電力取引所は、前項に規定する措置を講じたときは、速やかに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

(売買取引数量等の公表)
第九十九条の四 卸電力取引所は、経済産業省令で定めるところにより、売買取引の数量及び価格その他経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。

(差別的取扱ひの禁止)
第九十九条の五 卸電力取引所は、市場開設業務の運営に関し、売買取引を行う者に對して、不当に差別的な取扱ひをしてはならない。

(事業計画等)
第九十九条の六 卸電力取引所は、毎事業年度開始前に(第九十七条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 卸電力取引所は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止等)
第九十九条の七 卸電力取引所は、経済産業大臣の許可を受けなければ、市場開設業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣が前項の規定により市場開設業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

(役員の選任及び解任)
第九十九条の八 卸電力取引所の役員の選任及

び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解任命令)
第九十九条の九 経済産業大臣は、卸電力取引所の役員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その卸電力取引所に對し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)
第九十九条の十 卸電力取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、市場開設業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(監督命令)
第九十九条の十一 経済産業大臣は、市場開設業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、卸電力取引所に対し、市場開設業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

(指定の取消し等)
第九十九条の十二 経済産業大臣は、卸電力取引所が次の各号のいずれかに該当するとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九十七条第一項第一号から第四号までに掲げる基準に適合していないと認めるとき。

二 第九十七条第一項第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

三 第九十七条第二項、第九十九条第一項、第九十九条の三第三項、第九十九条の四から第九十九条の六まで又は第九十九条の七第一項の規定に違反したとき。

四 第九十九条第一項の認可を受けた業務規程によらないで市場開設業務を行つたとき。

五 第九十九条第二項、第九十九条の九又は前条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第九十七条第一項の指定を受けたとき。

第七章 雑則

第百条の見出し中「許可等」を「登録等」に改め、同条第一項中「許可」を「登録、変更登録、許可」に、「附し」を「付し」に改め、同条第二項中「許可」を「登録、変更登録、許可」に改める。

第百五条中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「卸電気事業者」を「送電事業者」に改める。

第百六条第七項及び第百七条第七項中「指定試験機関」の下に「又は卸電力取引所」を加える。

第百八条を削る。

第百九条第一項中「第十五条第四項若しくは」及び「若しくは」は第四項の規定による供給地点の減少をしようとするとき、又は同条第三項を削り、同条第二項中「第十五条第一項から第四項まで、第十六条第一項から第四項まで」を「第二項の九第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十七条の八第一項から第三項まで、第二十七条の九第一項、第二十七条の二十一第一項、第二十八条の二十三第六項に」、「又は第九十五条」を「第九十五条、第九十九条の九又は第九十九条の十二」に改め、同条を第百八条とし、第百九条の二を第百九条とする。

第百十一条第一項中「一般電気事業者若しくは特定電気事業者」を「電気事業者」に改める。

第百十二条の二中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「第四十五条第二項」の下に「又は第九十七条第一項」を加え、同条第三号中「又は第九十三条」を「第九十三条又は第九十七条第二項」に改め、同条第六号中「第八十四条の二」の下に「又は第九十九条の七第一項」を加え、同条に次の一号を加える。

十 第九十九条の十二の規定により指定を取り消し、又は市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第百十四条の次に次の章名を付する。

第八章 罰則

第百六条第一号中「第三条第一項」を「第三条」に、「電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十七条の四の規定に違反して送電事業を営んだ者

第百七条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 第二十七条第一項若しくは第二項、同条第三項（離島供給に係る場合に限る。）又は第二十七条の十第一項の規定に違反して電気の供給を拒んだ者

三 第二十七条の十二において準用する第十四条第一項の規定に違反して送電事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

第百七条の二中第五号を第十二号とし、第二号から第四号までを七号ずつ繰り下げ、第一号を第八号とし、同号の前に次の七号を加える。

一 第二条の二の規定に違反して小売電気事業を営んだ者

二 第二条の十六第一項の規定に違反してその名義を他人に小売電気事業のため利用させた者

三 第二条の十六第二項の規定に違反して小売電気事業を他人にその名において経営させた者

四 第二十七条の十三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定送配電事業を営んだ者

五 第二十七条の十五の規定に違反して小売供給を行つた者

六 第二十七条の二十六第二項において読み替えて準用する第二条の十六第一項の規定に違反してその名義を他人に特定送配電事業（小売供給を行うものに限る。次号において同じ。）のため利用させた者

七 第二十七条の二十六第二項において読み替えて準用する第二条の十六第二項の規定に違反して特定送配電事業を他人にその名において経営させた者

第百七条の三中「第八十七条第二項」の下に「又は第九十九条の三」を、「試験事務」の下に「又は市場開設業務」を、「指定試験機関」の下に「又は卸電力取引所」を加える。

第百七条の四を次のように改める。

第百七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条の二第二項又は第八十五条の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第九十九条の十の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

第百八条第一号中「第八十六条」を「第二十条の十二第二項（第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十七第一項、同条第二項（第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。）、第二条の十七第三項（第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）」に、「第十六条の三第五項（同条第八項）を（第二十七条の十二）に、「第九十九条第五項、第十項若しくは第十三項、第十二項、第二十四条第二項、第二十四条の三第三項若しくは第五項、第二十四条の四第四項若しくは第五項、第二十四条の六第二項（第二十四条の七を（第十八条第六項若しくは第十一項、第二十第三項、第二十一第三項、第二十三条第二項（第二十七条の十二）に改め、「第二十六条第二項」の下に（第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十六第一項及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二

二十七条の十一第三項若しくは第四項、第二十七条の十三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）」を加え、「第三十条」及び「若しくは第二項」を削り、同条第二号中「第十八条第二項」を「第十七条第三項（離島供給に係る場合を除く。）」又は「第二十七条の十四」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 第十八条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第一項又は第二十七条の十一第二項の規定に違反して電気を供給した者

四 第二十七条の二十八の規定に違反して発電及び電気の供給を拒んだ者

第百八条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とする。

第百九条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「第二十七条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条同条第九号とし、同条第六号を削り、同条第五号中「第十七条第一項」を「第二十七条の三十一第一項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第四号中「第十六条の三第二項」を「第二十七条の十七第三項」に改め、「含む」の下に「又は第二十七条の二十七第二項」を加え、同条を同条第五号とし、同条の次に次の二号を加える。

六 第二十七条の十九第一項の規定に違反して第二十七条の十六第一項第四号に掲げる事項について変更をした者

七 第二十七条の二十七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして発電事業を営んだ者

第百九条第三号を削り、同条第二号中「第九条第三項の下に（第二十七条の十二）において準用する場合を含む。）」を加え、「第十六条の三第三項」を「第二十七条の十三第三項」に改め、同条を同条第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 第二十条第二項の規定に違反して電気を供給した者

第百九条第三号を削り、同条第二号中「第九条第三項の下に（第二十七条の十二）において準用する場合を含む。）」を加え、「第十六条の三第三項」を「第二十七条の十三第三項」に改め、同条を同条第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

第百十九条第一号中「第九条第一項」の下に「(第二十七条の十二において準用する場合を含む。)」を加え、「第十六条の三第一項若しくは第七項」を「第二十七条の十三第七項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第二条の六第一項の規定に違反して第二条の三第一項第三号に掲げる事項を変更した者

第百十九条の三中「指定試験機関」の下に「又は卸電力取引所」を加え、同条第一号中「第四十条の二」の下に「又は第九十九条の七第一項」を、「試験事務」の下に「又は市場開設業務」を加える。

第百二十条第一号中「第七条第四項(第八条第七項)」を「第二条の七第二項(第二十七条の二十九において準用する場合を含む。)、第二条の八第一項、第七条第四項(第八条第二項、第二十七条の十二において準用する場合を含む。及び第二十七条の十二に、「第十六条の二第二項若しくは第三項、第十六条の四第二項、第十九条の二第二項、第二十二條第七項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四第一項、同条第二項」を「(第二十七条の十二に、「第二十八条の二第一項」を「第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十七条の十一第一項、第二十七条の二十第一項、第二十七条の二十四第二項、第二十七条の二十五第一項(第二十七条の二十九において準用する場合を含む。))」に改め、「第五項」の下に「、第五十一条の二第三項」を加え、同条第三号を削り、同条第二号中「第二十条を「第十八条第十二項(第二十條第四項及び第二十一条第四項において準用する場合を含む。))」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二条の十四第一項(第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。の規定に違反して第二条の十四第一項に規定する書面を交付

せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

第百二十条第四号を削り、同条第五号中「第二十六條第三項」の下に「(第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。))」を加え、同号を同条第四号とし、同条第五号の二中「第二十七條第二項」を「第三十四條第二項」に改め、同号を同条第五号とする。

第百二十一条第一号中「第百十六條第二号又は第三号」を「第百十六條第三号又は第四号」に改め、同条第二号中「第四号」を「第一号から第七号まで及び第十一号」に改め、同条第三号中「第百十六條第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「第四号」を「第一号から第七号まで及び第十一号」に改める。

第百二十二条第一号中「第十三條第二項」の下に「(第二十七條の十二において準用する場合を含む。))」を加え、「第三十五條」を「第二十七條の三第二十七條の十二及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。))」に改め、同条第二号中「第二十四條の五第一項(第二十四條の七)」を「第二十二條第一項(第二十七條の十二に、「第三十四條第一項、第三十四條の二第二項又は第三十六條第一項若しくは第二項」を「又は第二十七條の二第一項(第二十七條の十二及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。))」に改め、同条第三号中「第二十四條の五第二項(第二十四條の七)」を「第二十二條第二項(第二十四條の二第二項又は第三十四條の二第二項)」を「第二十七條の二第二項(第二十七條の十二及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。))」に改める。

第百二十三條第一号中「第九条第二項、第十三條第一項、第十七條第四項若しくは第五項、第二十八條の二第二項」を「第二条の六第四項、第二条の八第二項、第九条第二項若しくは第十三條第一項(これらの規定を第二十七條の十二において準用する場合を含む。)、第二十七條の

十三第九項、第二十七條の十九第四項、第二十七條の二十五第二項(第二十七條の二十九において準用する場合を含む。))、第二十七條の二十七第三項、第二十七條の三十一、第四項若しくは第五項」に改め、同条中第二号を第三号とし、同条第一号の二中「第十三條第二項」の下に「(第二十七條の十二において準用する場合を含む。))」を加え、同号を同条第二号とする。

(商品先物取引法の一部改正)

第二条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次に掲げる物品」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の一号を加える。

四 電力(一定の期間における一定の電力を単位とする取引の対象となる電力に限る。以下同じ。)

第二条第二項中「その他の二以上の商品たる物品の下に「又は電力」を加え、同条第七項中「又は電力」を「若しくは」に改め、「物品」の下に「又は電力」を加え、同条第十項第一号イ、ハ及びヘ中「物品」の下に「若しくは電力」を加え、同条第二十六項中「すべて」を「全て」に、「物品又は」を「物品若しくは」に、「加工又は」を「加工若しくは」に、「(以下「売買等」という。))」を「又は当該取引対象商品である電力の売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為」に改める。

第十条第二項第一号中「含まれる物品」の下に「又は電力」を加え、「上場商品構成物品」を「上場商品構成物品」に、「売買等」を「売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用(電力にあつては、その売買又は売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為。以下「売買等」という。))」に改め、同項第二号中「対象となる物品」の下に「又は電力」を加え、「上場商品指数対象物品」を「上場商品指数対象物品」に改める。

第十一条第九項及び第十三條第八項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

第十五條第一項第一号中「その他上場商品構成物品」を「その他上場商品構成物品に、「上場商品指数対象物品」を「上場商品指数対象物品」に、「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改め、同項第二号中「上場商品構成物品」を「上場商品構成物品」に改め、同項第三号中「物品」の下に「又は電力」を加え、同条第三項中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改める。

第二十九條、第五十八條、第六十三條及び第七十七條第二項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

第七十九條第一項第六号中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改める。

第八十條第一項第二号イ中「上場商品構成物品」を「上場商品構成物品」に改め、同号ロ中「上場商品指数対象物品」を「上場商品指数対象物品」に改め、同項第三号中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改め、同項第四号中「上場商品構成物品」を「上場商品構成物品」に改め、同項第五号中「物品」の下に「又は電力」を加え、同条第三項中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改める。

第百二條第一項第四号中「物品」の下に「若しくは電力」を加える。

第百十六條第一号中「所有権」の下に「(電力にあつては、電力の供給を受ける権利)」を加え、同条第六号中「上場商品構成物品又は上場商品指数対象物品」を「上場商品構成物品等」に改める。

第百三十一條の六中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

第百四十六條第一項第二号中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改め、同項第三号中「上場商品構成物品」を「上場商品構成物品」に改め、同項第四号中「物品」の下に「又は電力」を加え、同条第三項中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改める。

取引法に改める。

第百五十五条第三項第二号ロ及び第四号イ並びに第百五十六条第五項第二号イ及び第四号イ中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成成品等」に改める。

第百五十七條第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により立入検査をした場合において、当該会員等が商品たる電力を含む上場商品又は商品たる電力を対象とする商品指数を含む上場商品指数に係る商品市場における会員等である場合には、当該職員は、検査の目的を達成するため、株式会社たる当該会員等の議決権の過半数を有する者、当該会員等の子会社その他の当該会員等と密接な関係を有する者として政令で定める者の事務所又は営業所に立ち入り、当該会員等を立ち会わせて帳簿、書類その他の電力の先物取引に係る物件を検査することができる。

第百八十四條第二項中「第百五十七條第三項及び第四項」を「第百五十七條第四項及び第五項」に改める。

第百九十七條の七中「売買等」を「売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工若しくは使用」に、「又は」を「若しくは」に改め、「定めるもの」の下に「又は売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為を業として行っている電力」を加える。

第百九十七條の九第一項中「すべて」を「全て」に、「又は」を「若しくは」に、「売買等」を「売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工若しくは使用又は当該取引対象商品である電力の売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為」に改める。

第二百九条の見出し中「商品等の」を「物の」に

改める。

第二百十四條第八号中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成成品等」に改める。

第二百三十一條第四項、第二百四十條の二十二第三項、第二百六十三條第二項、第三百二十二條第二項、第三百三十八條第二項及び第三百四十九條第六項中「第百五十七條第三項及び第四項」を「第百五十七條第四項及び第五項」に改める。

第三百五十一條中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成成品等」に改める。

第三百五十四條第一項第二号中「物品」の下に「若しくは電力」を加える。

第三百六十二條第三号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正）

第三条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に、「一般電気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）を「小売電気事業者」に、「同項第六号」を「同項第九号」に、「特定電気事業者」を「一般送配電事業者（第五条第一項において単に「一般送配電事業者」という。）に、「同項第八号」を「同法第二十七條の十九第一項に、「特定規模電気事業者（第五条第一項において単に「特定規模電気事業者」という。）を「登録特定送配電事業者」に改める。

第五条の見出し中「接続」を「一般送配電事業者等の接続」に改め、同条第一項中「電気事業者（特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。）を「一般送配電事業者、電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）に、「当該電気事業者」を「当該一般送配電事業者等」に、「電気事業法第二条第一項第十六号」を「同法第二条第

一項第十八号」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「電気事業者」を「一般送配電事業者等」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項に規定する接続については、電気事業法第十七条第四項及び第二十七條の十第二項の規定は、適用しない。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条第一項及び第十二條第二項中「電気事業者」の下に「電気の利用者に」を加える。

第十五条中「再生可能エネルギー電気の量」の下に「電気の利用者に」を加える。

第三十九條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 一般送配電事業者等は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する者が自ら発電した再生可能エネルギー電気の供給を行うに当たり、又は電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達をするに当たり、これらの者から託送供給等（電気事業法第十八條第一項に規定する託送供給等）をいう。以下この項において同じ。について説明を求められた場合には、当該託送供給等について必要な説明をすることその他の再生可能エネルギー電気に係る託送供給等を円滑に行うための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十條第一項中「電気事業者」の下に、「一般送配電事業者等」を加える。

附則第六條第一項中「基づき」の下に「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第一条の規定による改正前の電気事業法第二条第一項第二号に規定する」を加える。

附則第十二條中「電気事業者が」を「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第一条の規定による改正前の電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気

事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者が」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九條から第十一條まで、第二十條、第二十二條（附則第二十條第一項に係る部分に限る。）、第二十七條、第二十九條（第一号に係る部分に限る。）、第三十條（第四号を除く。）、第三十一條（附則第二十九條第一号及び第三十條第四号を除く。）に係る部分に限る。及び第四十條の規定 公布の日

二 附則第六條、第七條及び第五十九條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第六十三條の規定 電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行の日

（小売電気事業の登録等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者（以下「旧一般電気事業者」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に小売電気事業（第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業者をいう。附則第六條第一項において同じ。）及び一般送配電事業者（新電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業者をいう。附則第十一條第一項において同じ。）についてそれぞれ新電気事業法第二条の二の登録及び新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなし、旧一般電気事業者であつて新電気事業法第二十七條の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当

するものは、施行日に発電事業（新電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。次条第一項並びに附則第四条第一項及び第八条において同じ。）について新電気事業法第二十七条の二十七第一項の届出をしたものとみなす。この場合において、新電気事業法第二条の四第二項及び第六条の規定は、適用しない。 2 前項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。 3 経済産業大臣は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された新電気事業法第二条の三第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項及び新電気事業法第二条の四第一項第二号に掲げる事項を小売電気事業者登録簿（同項に規定する小売電気事業者登録簿をいう。）に登録するものとする。 4 この法律の施行の際現にされている一般電気事業（旧電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業をいう。以下この条及び附則第十一条第一項において同じ。）に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請は、新電気事業法第二条の二の規定による登録の申請及び新電気事業法第三条の規定による許可の申請とみなし、この法律の施行の際現にされている一般電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請であつて新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に係るものは、同項の規定によりした届出とみなす。 5 前項の規定により新電気事業法第二条の二の規定による登録の申請とみなされた一般電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請をした者は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号	に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。 第三条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可を受けている卸電気事業者（以下「旧卸電気事業者」という。）であつて新電気事業法第二十七条の四の規定により許可を受けるべき者に該当するものは、施行日に送電事業（新電気事業法第二条第一項第十号に規定する送電事業をいう。附則第十三条において同じ。）について新電気事業法第二十七条の四の許可を受けたものとみなし、旧卸電気事業者であつて新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に発電事業について同項の届出をしたものとみなす。この場合において、新電気事業法第二十七条の七の規定は、適用しない。 2 この法律の施行の際現にされている卸電気事業（旧電気事業法第二条第一項第三号に規定する卸電気事業をいう。以下この項において同じ。）に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請であつて新電気事業法第二十七条の四の規定により許可を受けるべき者に係るものは、同条の規定による許可の申請とみなし、この法律の施行の際現にされている卸電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請であつて新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に係るものは、同項の規定によりした届出とみなす。 第四条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可を受けている特定電気事業者（以下「旧特定電気事業者」という。）は、施行日に特定送配電事業（新電気事業法第二条第一項第十二号に規定する特定送配電事業をいう。次条において同じ。）について新電気事業法第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、小売供給（新電気事業法第二条第一項第一号に規定する小売供給をいう。附則第十一条第二項第一号及	び第十六条第一項各号において同じ。）を行うことについて新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなし、旧特定電気事業者であつて新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に発電事業について同項の届出をしたものとみなす。この場合において、新電気事業法第二十七条の十三第三項から第六項まで及び第二十七条の十七第二項の規定は、適用しない。 2 前項の規定により新電気事業法第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし登録特定送配電事業者」という。）は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二十七条の十六第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。 3 経済産業大臣は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された新電気事業法第二十七条の十六第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項及び新電気事業法第二十七条の十七第一項第二号に掲げる事項を小売供給特定送配電事業者登録簿（同項に規定する小売供給特定送配電事業者登録簿をいう。）に登録するものとする。 4 この法律の施行の際現にされている特定電気事業（旧電気事業法第二条第一項第五号に規定する特定電気事業をいう。以下この条において同じ。）に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請は、新電気事業法第二十七条の十三第一項の規定によりした届出及び新電気事業法第二十七条の十五の規定による登録の申請とみなし、この法律の施行の際現にされている特定電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請であつて新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に係るものは、同項の規定によりした届出とみなす。	5 前項の規定により新電気事業法第二十七条の十五の規定による登録の申請とみなされた特定電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請をした者は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二十七条の十六第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。 第五条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六条の三第一項の規定による届出がされている場合は、新電気事業法第二十七条の十三第一項の規定による届出がされているものとみなす。 2 前項の規定により新電気事業法第二十七条の十三第一項の規定による届出をしたものとみなされる者は、施行日から起算して一月以内に同項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。 3 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六条の三第四項の規定により同条第一項の届出に係る電線を介した特定規模電気事業（旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模電気事業をいう。以下この条及び附則第七条第一項において同じ。）の制限の期間の短縮の処理を受けている場合は、この法律の施行後は、新電気事業法第二十七条の十三第四項の規定により当該電線を特定送配電事業の用に供することとの制限の期間の短縮の処理を受けたものとみなす。 4 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六条の三第五項の規定により同条第一項の規定による届出の内容を変更し、又は中止すべき旨の命令を受けている場合は、この法律の施行後は、それぞれ新電気事業法第二十七条の十三第五項の規定により同条第一項の規定による届出の内容を変更し、又は中止すべき旨の命令を受けたものとみなす。 5 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六
---	---	---	--

条の三第六項の規定により同条第一項の届出に係る電線路を介した特定規模電気事業の制限の期間の延長の処理を受けている場合は、この法律の施行後は、新電気事業法第二十七条の十三第六項の規定により当該電線路を特定送配電事業の用に供することの制限の期間の延長の処理を受けたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六条の三第六項の規定により同条第一項の届出に係る電線路を介した特定規模電気事業の制限の期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けている場合は、この法律の施行後は、新電気事業法第二十七条の十三第六項の規定により当該電線路を特定送配電事業の用に供することの制限の期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けたものとみなす。

第六条 新電気事業法第二条の二の登録を受けて小売電気事業を営もうとする者は、施行日前においても、新電気事業法第二条の三の規定の例により、その登録の申請をすることが出来る。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新電気事業法第二条の二から第二条の五まで及び第二条の十一の規定の例により、その登録を受けることができる。この場合において、その登録を受けた者は、施行日に新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなす。

3 第一項の規定により新電気事業法第二条の二の登録の申請をする者は、その登録の申請に先立って、推進機関(新電気事業法第二十八条の四に規定する推進機関をいう。次項並びに附則第八条第六項及び第七項において同じ。)に加入する手続をとらなければならない。ただし、その者が推進機関(旧電気事業法第二十八条の四に規定する推進機関をいう。)の会員であるときは、この限りでない。

4 前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた者は、新電気事業法第二条の二の登録を受けた時に、推進機関の会員となる。

第七条 施行日前に旧電気事業法第十六条の三第一項の規定による届出をして自らが維持し、及び運用する電線路を介して特定規模電気事業を営んでいる者であつて新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けようとするものは、施行日前においても、新電気事業法第二十七条の十六の規定の例により、その登録の申請をすることが出来る。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新電気事業法第二十七条の十五から第二十七条の十八まで及び第二十七条の二十三の規定の例により、その登録をすることが出来る。この場合において、その登録を受けた者は、施行日に新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなす。

第八条 新電気事業法第二条第一項第十四号の規定により新たに発電事業となる事業を営んでいる者(旧一般電気事業者、旧卸電気事業者及び旧特定電気事業者であつて新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものを除く。以下この条において「仮発電事業者」という。)は、施行日から起算して三月間、新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。

2 前項の規定により引き続き新たに発電事業となる事業を営む場合においては、仮発電事業者を発電事業者(新電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者をいう。)とみなして、新電気事業法第二十七条の二十八、新電気事業法第二十七条の二十九において準用する新電気事業法第二十七条の二十九において準用する新電気事業法第二十七条の二十九において準用する新電気事業法第三十一条及び第五項、第三十二条、第三十三条、第六十六条第三項並びに第七十七条第二項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

3 仮発電事業者は、施行日から起算して三月以内に、経済産業省令で定めるところにより、次

に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
三 発電事業の用に供している発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

四 事業を開始した年月日
五 その他経済産業省令で定める事項

4 新電気事業法第二十七条の二十七第二項の規定は、前項の届出について準用する。
5 第三項の規定によりされた届出は、新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定によりされた届出とみなす。

6 仮発電事業者は、第三項の届出に先立って、推進機関に加入する手続をとらなければならない。ただし、その者が推進機関の会員であるときは、この限りでない。
7 前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた仮発電事業者は、第三項の届出が受理された時に、推進機関の会員となる。

(託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置)
第九条 この法律の公布の際現に旧電気事業法第三十一条の許可を受けている一般電気事業者(以下この条から附則第十一条まで及び附則第二十条において単に「一般電気事業者」という。)は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款(新電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等約款をいう。以下この条において同じ。)を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
二 前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等(新電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等)をいう。第四項において同じ。)を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
四 一般電気事業者及び前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

3 第一項の認可を受けた一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款を公表しなければならない。
4 第一項の認可を受けた一般電気事業者は、同項の認可を受けた託送供給等約款により難い特別の事情がある場合であつて、新電気事業法第十八条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により託送供給等を行うとするときは、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

5 第一項の認可を受けた託送供給等約款及び前項の認可を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。
6 第一項の認可を受けた託送供給等約款は、新電気事業法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款とみなし、第四項の認可を受けた料金その他の供給条件は、同条第二項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。(最終保障供給に係る約款の届出等に関する経

過措置)

第十条 一般電気事業者は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、新電気事業法第二十条第一項に規定する約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするとき(次項の規定による命令があつたときに限る。)も、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていないこと。

二 一般電気事業者及び電気の使用上の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないこと。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

3 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした約款を公表しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、同項の規定による届出をした約款により難い特別の事情がある場合であつて、新電気事業法第二十条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により最終保障供給(新電気事業法第二十一条第八号イに規定する最終保障供給をいう。)を行おうとするときは、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の承認を受けることができる。

5 第一項の規定による届出をした約款及び前項の承認を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。

6 第一項の規定による届出をした約款は、新電気事業法第二十条第一項の規定による届出をした約款とみなし、第四項の承認を受けた料金その他の供給条件は、同条第二項ただし書の承認を受けた料金その他の供給条件とみなす。

(離島供給に係る約款の届出等に関する経過措置)

第十一条 一般電気事業者は、その供給区域内に離島(当該一般電気事業者が営む一般電気事業を一般送配電事業とみなした場合に新電気事業法第二十一条第八号イに規定する離島に該当するものをいう。次項第一号において同じ。)があるときは、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、新電気事業法第二十一条第一項に規定する約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとき(次項の規定による命令があつたときに限る。)も、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の水準がその供給区域(離島を除く。)において小売電気事業者(新電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。附則第二十三条第四項において同じ。)により行われると見込まれる小売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていないこと。

三 一般電気事業者及び電気の使用上の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないこと。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

3 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした約款を公表しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、同項の規定による届出をした約款により難い特別の事情がある場合であつて、新電気事業法第二十一条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により離島供給(新電気事業法第二十一条第八号ロに規定する離島供給をいう。)を行おうとするときは、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の承認を受けることができる。

5 第一項の規定による届出をした約款及び前項の承認を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。

6 第一項の規定による届出をした約款は、新電気事業法第二十一条第一項の規定による届出をした約款とみなし、第四項の承認を受けた料金その他の供給条件は、同条第二項ただし書の承認を受けた料金その他の供給条件とみなす。

(旧一般電気事業者の供給区域外に設置している電線路による供給に関する経過措置)

第十二条 新電気事業法第二十四条第一項の規定は、この法律の施行の際現に旧一般電気事業者が当該旧一般電気事業者に係る旧電気事業法第六十二条第三号の供給区域以外の地域に設置している自らが維持し、及び運用する電線路により行う電気の供給であつて新電気事業法第二十四条第一項の許可を受けるべき電気の供給に該当するものについては、適用しない。

2 前項に規定する電気の供給を行う事業は、新電気事業法第二十条第二項の規定の適用について

は、同項第三号に掲げる事業とみなす。

(旧電気事業法第二十四条の四第一項本文の規定による届出に係る料金その他の供給条件等に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十四条の四第一項本文(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ている料金その他の供給条件であつて、附則第三条第一項の規定により送電事業について新電気事業法第二十七条の四の許可を受けたものとみなされる者に係るものは、新電気事業法第二十七条の十一第一項前段の規定により届け出た料金その他の供給条件とみなす。

(旧一般電気事業者たる会社が発行した社債の社債権者に関する経過措置)

第十四条 施行日前に旧一般電気事業者たる会社が発行した社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条において同じ。)の社債権者については、これを兼業会社(新電気事業法第二十七条の三十一第一項に規定する兼業会社をいう。)が発行した社債の社債権者とみなして、同条の規定を適用する。

(旧一般電気事業者の特定供給に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に旧一般電気事業者が営んでいる発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者に対する振替供給(新電気事業法第二十一条第四号に規定する振替供給をいう。)を行う事業であつて新電気事業法第二十七条の三十一第一項の許可を受けるべきものについては、同項の規定は、適用しない。

(みなし小売電気事業者の供給義務等)

第十六条 みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法第六十二条第三号の供給区域(離島(新電気事業法第二十一条第八号イに規定する離島をいう。)を除く。次条並びに附則第二十二條及び第二十六條第一項におい

て「旧供給区域」という。)における一般の需要(みなし登録特定送配電事業者が特別小売供給(附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給をいう。)を開始した旧供給地点(附則第二十三条第一項に規定する旧供給地点をいう。))における需要及び特定規模需要(旧電気事業法第二十条第一項第七号に規定する特定規模需要に相当する需要をいう。)を除く。)であつて次に掲げるものの以外のも(次条第二項において「特定需要」という。)に應ずる電気の供給を保障するための電気の供給(以下「特定小売供給」という。)を拒んではならない。

一 当該みなし小売電気事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売供給を受けるもの

イ 当該みなし小売電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件

ロ この法律の施行の際現に旧電気事業法第十九条第十二項の規定により届出がされてゐる選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

ハ この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けてゐる料金その他の供給条件(附則第十九条及び第二十条第七項において「旧認可供給条件」という。)であつて附則第十九条の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件

二 当該みなし小売電気事業者以外の者から小売供給を受けてゐるもの

2 みなし小売電気事業者が行う特定小売供給については、新電気事業法第二条の十三及び第二条の十四の規定は、適用しない。

3 みなし小売電気事業者については、旧電気事業法第七條、第十條、第十一條、第十四條、第十五條第一項、第二項及び第五項、第十六條第一項、第三項及び第五項、第十九條第三項から第十項まで、第二十條、第二十一條第一項、第二十三條第一項及び第三項、第三十四條、第三

十四條の二並びに第三十六條の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、みなし小売電気事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 新電気事業法第二条第一項第八号イの規定の適用については、みなし小売電気事業者が第一項の義務を負う間、同号イ中「需要」とあるのは、「需要(特定需要(電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)附則第十六條第一項に規定する特定需要をいう。))及び(旧供給区域の変更等)」とする。

第十七條 みなし小売電気事業者は、旧供給区域を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その特定小売供給の開始が特定需要に適合すること。

二 その特定小売供給を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

三 その特定小売供給の計画が確実であること。

四 特定需要に應ずるために必要な供給能力を確保できること。

3 みなし小売電気事業者は、第一項の許可(旧供給区域の減少に係るものを除く。第六項において同じ。)を受けた日から十年以内において経済産業大臣が指定する期間内に、その変更に係る特定小売供給を開始しなければならない。

4 経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、旧供給区域を区分して前項の規定による指定をすることができる。

5 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第三項の規定により指定した期間を延長することができる。

6 第一項の許可を受けたみなし小売電気事業者は、特定小売供給(第四項の規定により旧供給区域を区分して第三項の規定による指定があつたときは、その区分に係る特定小売供給)を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(みなし小売電気事業者の特定小売供給約款)

第十八條 みなし小売電気事業者は、附則第十六條第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められてゐること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められてゐること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十九條第一項の認可を受け、又は同条第四項若しくは第七項の規定により届け出てゐる供給約款(附則第二十条第七項において「旧供給約款」という。)は、第一項の認可を受けた特定小売供給約款とみなす。

(旧認可供給条件に関する経過措置)

第十九條 旧認可供給条件は、施行日から起算して一月以内に、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、附則第十六條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。

有することとされる旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。(特定小売供給約款の認可等に関する経過措置)

第二十条 一般電気事業者は、施行日前においても、附則第十八條第一項の規定の例により、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることができる。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められてゐること。

三 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められてゐること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 第一項の認可を受けた一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた特定小売供給約款を公表しなければならない。

4 第一項の認可を受けた一般電気事業者は、同項の認可を受けた特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合であつて、附則第十六條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の規定する料金その他の供給条件により特定小売供給を行おうとするときは、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

5 第一項の認可を受けた特定小売供給約款及び前項の認可を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。

6 第一項の認可を受けた特定小売供給約款は、附則第十八條第一項の認可を受けた特定小売供給約款とみなし、第四項の認可を受けた料金そ

の他の供給条件は、附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。

7 第一項の認可を受けた一般電気事業者に係る旧供給約款については附則第十八条第三項の規定は、当該一般電気事業者に係る旧認可供給条件については前条の規定は、それぞれ適用しない。

(監査)

第二十一条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第十六条第一項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

2 前項に規定する経済産業大臣の権限は、政令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

(公聴会)

第二十二條 経済産業大臣は、附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十三条第三項(特定小売供給約款に係るものに限る。)又は附則第十七条第一項(旧供給区域の増加に係るものに限る。)、第十八条第一項若しくは第二十条第一項の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

(みなし登録特定送配電事業者の供給義務等)

第二十三條 みなし登録特定送配電事業者は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、正当な理由がなければ、当該みなし登録特定送配電事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給地点(第四項、次条及び附則第二十六条第一項において「旧供給地点」という。)における需要に応ずる電気の供給(以下「特別小売供給」という。)を拒んではならない。

2 みなし登録特定送配電事業者が行う特別小売供給については、新電気事業法第二十七条の二

十六第三項において準用する新電気事業法第二十一条の十三及び第二条の十四の規定は、適用しない。

3 みなし登録特定送配電事業者については、旧電気事業法第七条、第十条、第十一条、第十四条、第十五条第三項を除く。)、第十六条(第三項を除く。)、第二十四条第三項及び第四項並びに第三十四条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、第一項の政令で定める日までの間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 小売電気事業者及び旧供給地点に係るみなし登録特定送配電事業者以外の登録特定送配電事業者(新電気事業法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。)は、第一項の政令で定める日までの間、当該旧供給地点であつて当該旧供給地点に係るみなし登録特定送配電事業者が特別小売供給を開始したものにおける需要に応じ電気を供給してはならない。

(旧供給地点の変更)

第二十四條 みなし登録特定送配電事業者は、旧供給地点を増加することができない。

2 みなし登録特定送配電事業者は、旧供給地点を減少しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な減少をしようとするときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その特別小売供給の開始が旧供給地点における需要に適合すること。
- 二 その特別小売供給を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 その特別小売供給の計画が確実であること。
- 四 旧供給地点における需要に応ずるために必要な供給能力を確保できること。

4 みなし登録特定送配電事業者は、第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な減少をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をしたみなし登録特定送配電事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る減少をしなければならない。

6 経済産業大臣は、第四項の規定による届出の内容が、第三項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

7 経済産業大臣は、第四項の規定による届出の内容が、第三項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をしたみなし登録特定送配電事業者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

(みなし登録特定送配電事業者の供給条件)

第二十五條 みなし登録特定送配電事業者は、附則第二十三条第一項の政令で定める日までの間、特別小売供給に係る料金その他の供給条件を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該みなし登録特定送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 料金が定率又は定額をもって明確に定められていないこと。
- 二 みなし登録特定送配電事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないこと。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、電気の利用者の利益を阻害するおそれがあるものでないこと。

3 この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十四条第一項の規定により届け出ている料金その他の供給条件は、第一項の規定により届け出た料金その他の供給条件とみなす。

(聴聞の特例)

第二十六條 経済産業大臣は、附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第十六条第三項の規定による旧供給区域の減少をしようとするとき、又は附則第二十三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第十五条第四項若しくは第十六条第二項若しくは第四項の規定による旧供給地点の減少をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十六条第一項若しくは第三項又は附則第二十三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第十五条第一項、第二項若しくは第四項若しくは第十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(登録等の条件)

第二十七條 この附則の規定及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法の規定による登録、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

規定により読み替えて適用する新商品先物取引法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられた場合における新商品先物取引法第二百四十条の五第一号の規定の適用については、その者が当該廃止を命じられた日から起算して五年を経過する日までの間は、その者を新商品先物取引法第十五条第二項第一号へに該当する者とみなす。

4 法人である仮商品先物取引仲介業者が第二項の規定により読み替えて適用する新商品先物取引法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられた場合における新商品先物取引法第二百四十条の五第二号の規定の適用については、当該廃止を命じられた法人である仮商品先物取引仲介業者を新商品先物取引法第二百四十条の二十三第一項の規定により新商品先物取引法第二百四十条の二第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 施行日前に第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「旧再生可能エネルギー」電気特別措置法という。)第二条第一項に規定する一般電気事業者が特定契約(旧再生可能エネルギー電気特別措置法第四条第一項に規定する特定契約をいう。以下この条において同じ。)に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金(旧再生可能エネルギー電気特別措置法第八条第一項の交付金をいう。以下この条において同じ。)であつて、施行日以後にみなし小売電気事業者に対して交付されるものについての第三条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「新再生可能エネルギー電気特別措置法」という。)第九条の規定の適用に

ついては、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。）」とあるのは、「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。)」及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が特定契約(電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した再生可能エネルギー電気の量」とする。

2 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金であつて、施行日以後に附則第二条第一項の規定により新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者に対して交付されるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。）」とあるのは、「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。)」及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第三条の許可を受けたもの

とみなされる者が特定契約(電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した再生可能エネルギー電気の量」とする。

3 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金であつて、施行日以後にみなし登録特定送配電事業者に対して交付されるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。）」とあるのは、「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。)」及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金であつて、施行日以後にみなし登録特定送配電事業者に対して交付されるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第九条の規定の適用に

ついては、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。）」とあるのは、「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。)」及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者であつて、同法附則第六条第二項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が特定契約(電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量」とする。

5 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金(前項に規定するものを除く。)の交付については、なお従前の例による。

第三十五条 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金(旧再生可能エネルギー電気特別措置法第十一条第一項の納付金をいう。以下この条において同じ。)であつて、施行日以後に新再生可能エネルギー電気特別措置法第十九条第一項に規定する費用負担調整機関(以下この条において単に「費用負担調整機関」という。)がみなし小売電気事業者から徴収するものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量をいう。次項及び第十六条第二項において同じ。）」とあるのは、「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キ

する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が当該電気の使用者に供給した電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した電気の量」とする。

3 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金で

あつて、施行日以後にみなし登録特定送配電事業者が電気の使用に対して請求することができきるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とあるのは、「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の

量及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定電気事業者であつて、同法附則第四条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなされる者が当該電気の利用者に

4 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金であつて、施行日以後に附則第六条第二項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が電気の使用者に対して供給した電気の量」とする。

請求することができるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とあるのは、「当該電気事業者が当該電気の使用

者に供給した電気の量及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)

の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者であつて、同法附則第六条第二項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とする。

5 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金(前項に規定するものを除く。)の請求については、なお従前の例による。

第三十七条 この法律の施行の際現に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第十九条第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に再生可能エネルギー電気特別措置法第十九条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

(処分等の効力)
第三十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第三十九条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第四十条 附則第二条から前条まで、第四十四条、第四十七条、第五十七条、第五十九条、第六十一条、第六十八条及び第七十条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で

定める。

(検討)
第四十一条 政府は、中立性確保措置(電気事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十四号)附則第十一条第二号に規定する中立性確保措置をいう。)を法的分離(同条第二項に規定する法的分離をいう。)によつて実施する場合に、電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにしつつ、電気事業を営む者の間の適正な競争関係の確保等を通じた電気事業の健全な発達を図るという観点から、電気事業を営む者たる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(金融商品取引法の一部改正)
第四十二条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第三号中「物品を」同条第一項に規定する商品に改める。

第三十五条第二項第五号の二中「指定物品を」指定品に改める。

第四百二十二条第九項中「物品を」同条第一項に規定する商品に改める。

(地方税法の一部改正)
第四十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十九条の三第一項中「第二条第一項第二号を」第二条第一項第九号に、「一般電気事業者を」一般送配電事業者に、「同項第四号を」同項第十一号に、「卸電気事業者を」送配電事業者に、「電気事業者を」一般送配電事業者等に、「電気事業者が」一般送配電事業者等に改める。

第七百一条の三第四第三項第十六号中「第二条第一項第一号を」第二条第一項第八号に、「一般電気事業又は同項第三号を」一般送配電

事業、同項第十号に規定する送電事業又は同項第十四号に、「卸電気事業を」発電事業に改める。

附則第九条第八項中「第二十四条の三第一項」を「第十七条第一項」に改め、「同法第二条第一項第七号に規定する」及び「特定規模需要に必ずる」を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第四十四条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三第一項の規定は、施行日の属する年の翌年の一月一日(施行日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方税法第七百一条の三第四第三項第十六号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び施行日の属する年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに施行日の属する年分の個人の事業及び施行日の属する年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

3 前条の規定による改正後の地方税法附則第九条第八項の規定は、施行日以後に新電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給を受けて行われる電気の供給に係る収入金額について適用し、施行日前に旧電気事業法第二十四条の三第一項に規定する託送供給を受けて旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に依じて行われた電気の供給に係る収入金額については、なお従前の例による。

(高圧ガス保安法等の一部改正)
第四十五条 次に掲げる法律の規定中「第二条第一項第十六号を」第二条第一項第十八号に改める。

一 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第三条第一項第六号

二 電気工事士法(昭和三十五年法律第三百二十九号)第二条第二項

三 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二十七条第一項

四 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二十一条第一項

五 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百十八号)第二十三条第一項の表第五号

六 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第十八条第一項

七 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十二条第一項

八 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第十六条第一項

九 ダイオキシシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第三十五条第一項の表第二号

(土地収用法の一部改正)

第四十六条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中「一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業者を」一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業に改める。

第十七条第一項第三号ト中「一般電気事業(」を「一般送配電事業(」に、「卸電気事業」を「送電事業」に、「一般電気事業者を」一般送配電事業者」に、「又は特定電気事業者を」特定送配電事業」に、「の用を」又は発電事業(当該事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)の用」に改める。

(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 施行日前に旧一般電気事業者、旧卸電気事業者又は旧特定電気事業者がした事業の認定の申請につきその事業の認定に関する処分

を行う機関については、前条の規定による改正後の土地収用法第十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(道路法の一部改正)

第四十八條 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「第二条第一項第十号を「第二条第一項第十七号」に、「同項第八号を「同項第三号」に、「特定規模電気事業者を「小売電気事業者」に改める。

(農山漁村電気導入促進法等の一部改正)

第四十九條 次に掲げる法律の規定中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改める。

一 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)第四条第三号

二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百三十四條第一項

三 新型インフルエンザ等対策特別措置法平成二十四年法律第三十一号)第五十二條第一項

(電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の一部改正)

第五十條 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律(昭和二十八年法律第百七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「一般の需要に応じ電気を供給する事業又はこれに電気を供給することを主たる目的とする事業を「電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業及び同項第十四号に規定する発電事業(その営む事業の事業主又はその営む事業に従事する者が次条に規定する禁止行為を行うことにより、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する発電事業者(同項第十五号に規定する

発電事業者をいう。)が営むものに限る。」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第五十一條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十條の二の二第一項及び第四十二條の五第一項中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改める。

第五十七條の四第一項中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第十四号」に、「一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業」を「発電事業」に改め、同条第五項第三号中「第九條第一項」を「第二十七條の二十七第三項」に改める。

第六十八條の十第一項中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改める。

第六十八條の五十四第一項中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第十四号」に、「一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業」を「発電事業」に改め、同条第四項第三号中「第九條第一項」を「第二十七條の二十七第三項」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第五十二條 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条各号の一」を「第三条各号のいずれかに」に、「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第七号中「一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業」を「一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業」に改め、同条第九号中「一」を「いずれかに」に改める。

(電気用品安全法の一部改正)

第五十三條 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項中「第二条第一項第十号」を

「第二条第一項第十七号」に、「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第五十四條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七十四條の六第一項第二号イ中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「第二条第一号」を「第二条第二号」に改め、同条第二項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第五十五條 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「の各号」を削り、同項第二号中「一般電気事業者、卸電気事業者又は特定電気事業者」を「一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者」に改める。

(法人税法の一部改正)

第五十六條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項第一号中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に、「一般電気事業」を「一般送配電事業」に、「同項第三号」を「同項第十号」に、「卸電気事業」を「送電事業」に、「同項第五号」を「同項第十四号」に、「特定電気事業」を「発電事業」に改める。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十七條 みなし登録特定送配電事業者が営む特別小売供給を行う事業は、附則第二十三條第一項の政令で定める日までの間、前条の規定による改正後の法人税法第四十五條第一項第一号に掲げる事業とみなして、同条の規定を適用する。

(登録免許税法の一部改正)

第五十八條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第百四号を次のように改める。

百四 小売電気事業の登録、みなし小売電気事業者の旧供給区域の変更の許可、一般送配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、送電事業の許可若しくは振替供給の相手方の変更の許可、特定送配電事業者による小売供給の登録、特定供給の許可又は電気工作物に係る登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録

電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条の二(事業の登録)の小売電気事業の登録	
(一) 電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)附則第十七條第一項(旧供給区域の変更)の変更の許可(同法附則第十六條第一項(みなし小売電気事業者の供給義務等)に規定する旧供給区域の増加に係るもの(当該旧供給区域の属する市町村内における旧供給区域の増加に係るものを除く)に限る。)	登録件数 一件につき九万円
(二) 電気事業法第三条(事業の許可)の一般送配電事業の許可又は同法第八条第一項(供給区域の変更)の変更の許可(同法第六条第二項第四号(許可証)に掲げる供給区域の増加に係るもの(これらの許可を受けている供給区域の	許可件数 一件につき九万円

属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。に限定する。

(四) 電気事業法第二十四条第一項(供給区域外に設置する電線路による供給)の供給区域外の供給の許可

(五) 電気事業法第二十七条の四(事業の許可)の送電事業の許可又は同法第二十七条の十二(準用)において読み替えて準用する同法第八條第一項の変更の許可(同法第二十七条の七第二項第四号(許可証)に掲げる振替供給の相手方たる一般送配電事業者の増加に係るものに限る。)

(六) 電気事業法第二十七条の十五(小売供給の登録)の特定送配電事業者による小売供給の登録

(七) 電気事業法第二十七条の三十一第一項(特定供給)の電気を供給する事業の許可

(八) 電気事業法第五十一条第三項(登録安全管理審査機関の登録)、第五十二条第三項(登録安全管理審査機関の登録)又は第五十五条第四項(登録安全管理審査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(九) 電気事業法第五十七条の二第一項(登録調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

許可件数	登録件数
一件につき一万五千円	一件につき一万五千円
一件につき九万円	一件につき九万円
一件につき一万五千円	一件につき一万五千円
一件につき九万円	一件につき九万円
一件につき九万円	一件につき九万円

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 附則第一条第二号に定める日から施行日の前日までの間に受ける附則第六條第二項又は第七條第二項の規定による登録に係る前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第百四号の規定の適用については、同号中「供給区域等の変更の許可」とあるのは「供給区域等の変更の許可、小売電気事業者若しくは特定送配電事業者による小売供給の登録」と、同号(一)中の「電気事業の許可」とあるのは「電気事業の許可又は電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号。以下この号において

二項の登録」と、「許可件数」とあるのは「許可件数又は登録件数」と、同号(一)ハ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「限る。」とあるのは「限る。」又は電気事業法等改正法附則第七條第二項の登録」と、「許可件数」とあるのは「許可件数又は登録件数」とする。

(電源開発促進税法の一部改正)

第六十条 電源開発促進税法昭和四十九年法律第七十九号の一部を次のように改正する。

第一条中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第二条第一号中「一般電気事業者又は一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「第二条第一項第一号又は第二号」を「第二条第一項第八号」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 一般送配電事業者 電気事業法第二條第一項第九号(定義)に規定する一般送配電事業者をいい、一般送配電事業者以外の電気事

業(同項第十六号(定義)に規定する電気事業をいう。次号イにおいて同じ。)を併せ営むものを含むものとする。

第二条に次の一号を加える。

三 販売電気 次に掲げる電気をいう。

イ 一般送配電事業者が一般送配電事業、小売電気事業(電気事業法第二條第一項第二号(定義)に規定する小売電気事業をいう。イにおいて同じ。又は特定送配電事業(同項第十二号(定義)に規定する特定送配電事業をいい、同号に規定する小売供給を行う事業以外の事業を除く。イにおいて同じ。))として供給した電気(他の一般送配電事業者が当該他の一般送配電事業者が営む電気事業(当該他の一般送配電事業者の供給区域以外の地域において当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する一般送配電事業の用に供する電線路により電気の供給を受けて営む小売電気事業及び特定送配電事業を除く。))の用に供するための電気として供給したもの、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において、電気事業を営む他の者から当該他の者が維持し、及び運用する電線路により電気の供給を受けて小売電気事業として供給し、又は当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する一般送配電事業の用に供することなく特定送配電事業として供給したもの、同項第七号(定義)に規定する発電量調整供給を行ったもの並びに同項第四号(定義)に規定する振替供給を行ったものを除く。)

ロ 一般送配電事業者が自ら使用した電気(発電のために直接使用したもの)を除く。第七條第一項第二号において同じ。)

第三条及び第四條中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第五條第一項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

配電事業者」に改め、同条第二項中「一般電気事業者の販売電気」を「一般送配電事業者の販売電気」に改め、「電気事業法第十九條第一項又は第十一項(一般電気事業者の供給約款等)に規定する供給約款又は約款において」を削る。

第七條第一項及び第八條中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第九條の見出し及び同条第一項中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同条第二項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「一般電気事業の」を「一般送配電事業の」に改める。

第十條及び第十一條中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

(電源開発促進税法の一部改正に伴う経過措置)

第六十一條 施行日前に課した、又は課すべきであった電源開発促進税については、なお従前の例による。

2 施行日以後に料金の支払を受ける権利が確定される前条の規定による改正前の電源開発促進税法(以下この項において「旧電源開発促進税法」という。第七條第一項第一号に規定する販売電気については前条の規定による改正後の電源開発促進税法(以下この項において「新電源開発促進税法」という。第七條第一項第一号に規定する販売電気と、施行日以後に同条第二項の計量がされる旧電源開発促進税法第七條第一項第二号に規定する電気については新電源開発促進税法第七條第一項第二号に規定する電気とそれぞれみなして、新電源開発促進税法の規定を適用する。

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正)

第六十二條 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八十一條の六中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に、「一般電気事業者」を

「小売電気事業者」に、「同項第六号」を「同項第九号」に、「特定電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第八号」を「同法第二十七条の十九第一項」に、「特定規模電気事業者」を「登録特定送配電事業者」に改め、「以下」の下に「この条において」を加える。

第八十一条の七第一項中「電気事業者」の下に「電気事業法第二条第一項第三号に規定する

広域的運営推進機関

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第六十四条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「その他の」を「その他」に改め、「及び次項」を削り、「特定物品を」特定品に改め、同項第三号中「その他の」を「その他」に、「指定物品を」指定品に改め、同条第二項中「物品を」ものを改める。

第二十一条第一号及び第二十八号第二号中「特定物品を」特定品に、「指定物品を」指定品に改める。

(地価税法の一部改正)

第六十五条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十六号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者の同項第一号」を「一般送配電事業者の同項第八号」に、「一般電気事業者、同項第四号」を「一般送配電事業者、同項第十一号」に、「卸電気事業者の同項第三号」を「送電事業者の同項第十号」に、「卸電気事業者若しくは同項第六号」を「送電事業者若しくは同項第十五号」に、「特定電気事業者の同項第五号」を「発電事業者の同項第十四号」に、「特定電気事業に」を「発電事業に」に改める。

小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をい、を加える。

(消費税法の一部改正)
第六十三条 消費税法(昭和六十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)
第六十六条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第六号」を「同項第十三号」に、「特定電気事業者」を「特定送配電事業者」に改める。

第九条第三号中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に、「一般電気事業」を「一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業」に、「同項第三号」を「同項第十二号」に、「卸電気事業」を「特定送配電事業」に、「同項第五号」を「同項第十四号」に、「特定電気事業」を「発電事業」に改める。

第六十七条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業」を「一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業」に改める。
第十一条第一項第三号ハ中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に、「卸電気事業」を「送電事業」に改める。

事業に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「又は特定電気事業」を「特定送配電事業」に、「の用」を「又は発電事業(当該事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く)の用に改める。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第六十八条 施行日前に旧一般電気事業者、旧卸電気事業者又は旧特定電気事業者がした使用の認可の申請につきその使用の認可に関する処分を行う機関については、前条の規定による改正後の大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)
第六十九条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十三条中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改める。

第六十四条第一項中「一般電気事業者(電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者(以下単に「一般電気事業者」という。))であつて会社であるものをいう。以下同じ」を「小売電気事業(電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業をいう。以下この条において同じ。)、一般送配電事業(同項第八号に規定する一般送配電事業をいう。以下この条において同じ。))及び発電事業(同項第十四号に規定する発電事業をいう。以下この条において同じ。))のいずれも営む者たる会社(以下この条及び第百九条において「兼業会社」という)に改め、同条第五項中「一般電気事業会社」を「兼業会社及び分割等会社」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「一般電気事業会社」を「兼業会社及び第二項の貸付金を借り入れた分割等会社」に改め、「(平成十七年法律第八十六号)」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「一般電気事業会社」を「兼業会社及び第

二項の貸付金を借り入れた分割等会社(同項各号に掲げる会社をいう。以下この条及び第百九条において同じ。))は」に改め、同項第一号中「一般電気事業会社」を「兼業会社又は分割等会社」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項を」前三項に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業者若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は兼業会社について分割があつたときは、沖縄振興開発金融公庫は、次の各号に掲げる会社のいずれかに該当するものに対し当分の間行ふ貸付けに係る貸付金については、それぞれ、その会社の財産につき他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

一 当該譲渡し又は分割により小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した会社当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限り、兼業会社であるものを除く。

二 当該譲渡し又は分割をした会社であつて、当該譲渡し又は分割の後も引き続き小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むもの(兼業会社であるものを除く。)

三 前二号に掲げる会社を子会社(会社法平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。)とする会社であつて、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まないもの

3 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業者若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は兼業会社について分割があつたとき(その会社が当該譲渡し又は分割の後も兼業会社であるときを除く。))は、沖縄振興開発金融公庫は、当該譲渡し又は分割の前にその会社に対して行つた貸付けに係る貸付金であつて当該

譲渡し又は分割の後もその会社が引き続き有する債務に係るものについては、その会社の財産につき他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

第六十五条第一項中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改める。

第一百九条中「一般電気事業者」を「兼業会社又は分割等会社」に改め、同条第一号中「第十四条第三項」を「第六十四条第五項」に改め、同条第二号中「第六十四条第四項」を「第六十四条第六項」に改め、同条第三号中「第六十四条第五項」を「第六十四条第七項」に改める。

附則第二条第二項の表一の項中「第六十四条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

(沖縄振興特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第七十条 施行日前に沖縄振興開発金融公庫が貸し付けた前条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第六十四条第一項に規定する貸付金については、これを前条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法(以下この条において「新沖縄振興特別措置法」という。)第六十四条第一項に規定する貸付金とみなして、同条及び新沖縄振興特別措置法第六十九条の規定を適用する。

(旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の一部改正)

第七十一条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「電気事業者」を「電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。)」に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十二条 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第六項中「旧租税特別措置法第五十七条の三第一項に規定する法人」を「青色申告書を提出する法人で電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営むもの」に、「同項第二号」を「旧租税特別措置法第五十七条の三第一項第二号」に、「同条第二十五号」を「附則第一条第二十五号」に改め、同条第八項第一号中「旧租税特別措置法第五十七条の三第一項」を「電気事業法第二条第一項第十四号」に、「一般電気事業者又は卸電気事業者」を「発電事業」に改める。

附則第四十八条第六項中「旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人」を「連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営むもの」に、「同項第二号」を「旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項第二号」に、「同条第二十五号」を「附則第一条第二十五号」に改め、同条第八項第一号中「旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項」を「電気事業法第二条第一項第十四号」に、「一般電気事業者又は卸電気事業者」を「発電事業」に改める。

(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の一部改正)

第七十三条 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に、「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に、「同項第六号」を「同項

第九号」に、「特定電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第八号」を「同法第二十七条の十九第一項」に、「特定規模電気事業者」を「登録特定送配電事業者」に改める。

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第七十四条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第五号中「第九条第二項、第十六条の二第二項若しくは第二項又は」を「第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項、第二

前条第一項第五号に掲げる事項(電気事業法第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録に係るものに限る。)

第六十条第三項中「第九条第二項又は第十六条の二第二項若しくは第二項」を「第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項」に改める。

理由

電気事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十四号)附則第十一条の規定に基づく電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置として、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するため、一般の需要に応じ電気を供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の登録制度を創設する等の措置を講ずるとともに、電力の先物取引に係る制度及び再生可能エネルギー電気の調達に係る制度を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十七条の二十七第三項若しくは」に改め、同条第二項第五号中「第九条第二項又は第十六条の二第二項若しくは第二項」を「第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項」に改め、同項第六号中「電気事業法」の下に「第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法」を加える。

第六十条第一項中、「認可」の下に、「登録、変更登録」を加え、同項の表前条第一項第四号に掲げる事項(自然公園法第十条第六項の認可又は同法第二十条第三項の許可に係るものに限る。)の項の次に次のように加える。

平成二十六年五月二十八日印刷

平成二十六年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C